

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年12月21日
【中間会計期間】	自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日
【会社名】	ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ (Nomura Europe Finance N.V.)
【代表者の役職氏名】	社長兼業務執行取締役 (President & Managing Director) 室 町 博 之 (Hiroyuki Muromachi)
【本店の所在の場所】	オランダ王国、アムステルダム市1096HA、 アムステルプライン1、レンブラント・タワー19階 (Rembrandt Tower 19th floor, Amstelplein 1, 1096HA Amsterdam, The Netherlands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 柴 田 弘 典
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6775-1000
【事務連絡者氏名】	弁護士 安 藤 紘 人 弁護士 下 山 秀 賀 弁護士 今 枝 泰 郎
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6775-1107 03-6775-1348 03-6775-1456
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「提出会社」、「当社」または「NEF」は法人所在地をアムステルダムとするノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイを指し、「保証会社」または「野村ホールディングス」は野村ホールディングス株式会社を指し、「野村グループ」は野村ホールディングスおよびその連結子会社を指す。

(注2) 本書中に別段の表示がある場合を除き、

- ・「ブラジル・レアル」は、全てブラジル連邦共和国の法定通貨を指し、
- ・「インド・ルピー」は、全てインド共和国の法定通貨を指し、
- ・「南アフリカ・ランド」は、全て南アフリカ共和国の法定通貨を指し、
- ・「トルコ・リラ」は、全てトルコ共和国の法定通貨を指し、
- ・「メキシコ・ペソ」は、全てメキシコ合衆国の法定通貨を指し、
- ・「ニュージーランド・ドル」は、全てニュージーランドの法定通貨を指し、
- ・「インドネシア・ルピア」は、全てインドネシア共和国の法定通貨を指し、
- ・「ロシア・ルーブル」は、全てロシア連邦の法定通貨を指し、
- ・「ユーロ」は、全て欧州経済通貨同盟に参加している欧州連合の加盟国の統一通貨を指し、
- ・「豪ドル」は、全てオーストラリア連邦の法定通貨を指し、
- ・「米ドル」は、全てアメリカ合衆国の法定通貨を指し、
- ・「円」は、全て日本国の法定通貨を指す。

(注3) 本書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

当中間会計期間において、2018年8月14日提出の有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第1 本国における法制等の概要」に記載された事項に重要な変更はなかった。

## 第2【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

#### (1) 連結会計年度および中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移

(注) 当社は、2016年9月30日現在においてもその後の期間においても子会社または関連会社を有していないため、2017年3月31日および2018年3月31日に終了した各年度ならびに2016年9月30日、2017年9月30日および2018年9月30日現在または同日に終了した各6ヶ月間については、連結財務書類の作成は要求されていない。

#### (2) 当社の事業年度および中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移

決算期		2016年9月30日 現在または同日 に終了した 6ヶ月間	2017年9月30日 現在または同日 に終了した 6ヶ月間	2018年9月30日 現在または同日 に終了した 6ヶ月間	2017年3月31日 終了事業年度	2018年3月31日 終了事業年度
		IFRS(注1)				
受取利息および類似収益	百万円	11,907	14,061	14,288	25,989	28,575
税引前利益/(損失)	百万円	3,837	1,584	(1,515)	(991)	2,923
中間(当期)利益/(損失)	百万円	2,887	1,180	(1,137)	(744)	2,194
発行済および払込済株式 資本(注2)	百万円	5,844	6,826	6,781	6,113	6,708
発行済株式総数	株	113,000	113,000	113,000	113,000	113,000
株主資本合計	百万円	21,667	19,216	26,293	18,036	20,230
資産合計	百万円	2,228,531	2,384,074	2,454,101	2,044,153	2,467,390
1株当たり株主資本	円	191,743	170,053	232,681	159,611	179,027
1株当たり中間(当期) 利益(損失)	円	25,548.67	10,442.48	(10,061.95)	(6,584.07)	19,415.93
自己資本比率	%	0.97	0.81	1.07	0.88	0.82
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	(48,314)	(157,516)	(18,728)	69,510	(151,954)
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	48,253	157,519	18,616	(69,551)	152,162
現金および現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	193	230	325	225	422

(注1) 欧州連合が採用した国際財務報告基準。

(注2) 1株当たり額面金額454ユーロの株式113,000株を各期末日のレートにて円換算した金額。「第5 提出会社の状況 - 1 株式等の状況 - (1) 株式の総数等」を参照のこと。

### 2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社および親会社において営まれている事業の内容に重要な変更はなかった。本書提出日現在の企業集団の概要は以下のとおりである。

## &lt; 企業集団の概要 &gt;



## 3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、関係会社の異動はなかった。

## 4【従業員の状況】

## (1) 2018年9月30日現在の従業員数

当社の2018年9月30日現在の従業員数は12人である。

## (2) 従業員数の著しい増減および労働組合の状況等

当中間会計期間において、特記事項はなかった。

## 第3【事業の状況】

## 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間会計期間において、重要な変更はなかった。

## 2【事業等のリスク】

当該中間会計期間において、以下の事項を除き、2018年8月14日に提出した当社の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について新たな事項および重要な変更はなかった。本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は、別段の記載のない限り、本書提出日現在において判断したものである。

**野村グループのビジネスは、重大なリーガル・リスク、レギュラトリー・リスクおよびレピュテーション・リスクに影響される可能性がある**

(中略)

**野村グループに適用のあるさまざまな規制により業務が制限され、また行政処分等や損失を受ける可能性がある**

金融業界は広範な規制を受けている。野村グループは、国内において政府機関や自主規制機関の規制を受けるとともに、海外においては業務を行っているそれぞれの国の規制を受けている。また、野村グループのビジネスの拡大とともに、適用される政府機関や自主規制機関の規制も増加する可能性や、法改正によって、これらの規制が強化される可能性がある。さらに、金融規制の体系の複雑化が進み、ある一国の規制が、当該国以外の活動に域外適用される可能性も増加している。これらの規制は、広く金融システムの安定や金融市場・金融機関の健全性の確保、野村グループの顧客および野村グループと取引を行う第三者の保護等を目的としており、自己資本規制、顧客保護規制、市場行動規範などを通じて野村グループの活動を制限し、野村グループの収益に影響を与えることがある。この他、従来の金融関連法制に加え、広く国際的な政治経済環境や政府当局の規制・法執行方針等によっても、野村グループのビジネスに適用・影響する法令諸規制の範囲が拡大する可能性がある。とりわけ、金融業界に対する各国の政府機関や自主規制機関による調査手続きや執行について

は、近年件数が増加し、また、それらによる影響はより重大なものになっており、野村グループもそのような調査手続きや執行の対象となるリスクに晒されている。例えば、米国司法省は、2009年以前に野村ホールディングスの米国子会社の一部が取り扱った住宅ローン担保証券について調査を実施した。2018年10月15日、これらの野村ホールディングスの米国子会社は、調査に関して米国司法省と和解し、480百万ドルを支払うことに同意した。この点、野村グループは、法令諸規制を遵守するための対策を講じてはいるが、法令諸規制に抵触することを完全には防ぐことができない可能性があり、仮に法令違反等が発生した場合には、罰金、一部の業務の停止、社内管理態勢の改善等にかかる命令、もしくは営業認可の取消しなどの処分を受ける可能性がある。野村グループが行政上の処分または司法上の決定・判決等を受けた場合、野村グループのレピュテーションが悪化し、ビジネス機会の喪失や人材確保が困難になるといった悪影響を受ける可能性がある。また、それらの処分により、顧客（とりわけ公的機関）が野村グループとの金融取引を行わない決定をした場合は、たとえ命令等の処分が解除された後であっても、一定期間、野村グループがビジネスの機会を喪失する可能性がある。さらに、野村グループが国際的な制裁の対象地域で事業活動を行う場合には、当該事業活動が制裁規制に違反していなくても、一部の市場関係者が野村グループへの投資や野村グループとの取引を控える可能性がある。

(後略)

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績等の概要

当社の主な事業は、野村グループの海外における資金調達およびその調達した資金の野村グループへの貸付である。当社は上記事業に関連して発生する金利および外国為替の変動リスク・ヘッジを目的に、デリバティブ取引を野村グループ内で行っている。受取利息および類似収益、支払利息および類似費用、支払手数料等および純トレーディング利益はこれらの活動から生じる。

当中間期の受取利息および類似収益は14,288百万円（前年同期14,061百万円）、支払利息および類似費用は9,640百万円（前年同期5,837百万円）、支払手数料等は375百万円（前年同期368百万円）、純トレーディング利益は17,683百万円（前年同期31,915百万円）となっており、税引前損失は1,515百万円（前年同期1,584百万円利益）である。なお、法人所得税収益は378百万円（前年同期404百万円費用）であり、当中間期純損失合計は1,137百万円（前年同期1,180百万円利益）となった。当中間期より適用されたIFRS第9号により、その他の包括利益として純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の公正価値の変動のうち信用リスクの変化によるものが2,670百万円計上され、この結果、当中間期包括利益合計は1,533百万円となった。

また、現金および現金同等物の中間期末残高は、325百万円（前期末422百万円 / 前年同期230百万円）である。営業活動に使用したキャッシュ・フロー純額は、差入担保金が増加したことにより、18,728百万円支出（前年同期157,516百万円支出）となった。財務活動により生じたキャッシュ・フロー純額は、社債の発行金額が償還金額を上回ったことにより、18,616百万円収入（前年同期157,519百万円収入）となった。

#### (2) 生産、受注および販売の状況

該当事項なし。

#### (3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析

本「(3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析」については、上記「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」および「2 事業等のリスク」をあわせて参照のこと。

##### (a) 重要な会計方針および見積もり

財務書類の作成に際し、経営者は、特定の金融商品と投資の評価、貸付金に対する信用減損損失、繰延税金資産の回収可能性および資産負債の報告数値ならびに財務書類の開示内容に影響を与えるその他の事項について見積もりを行っている。これらの見積もりは、その性質上、判断および入手しうる情報に基づいて行

われることになる。したがって、実際の結果がこれらの見積もり額と異なることがあり、結果として財務書類に重要な影響を与える場合や、近い将来調整が生じる可能性がある。

重要な会計方針については、「第6 経理の状況 - 1 中間財務書類 - 財務書類に関する注記 2 . 会計方針」を参照のこと。

(b) 経営成績の分析

上記「(1) 業績等の概要」を参照のこと。

(c) 財政状態の分析

当社の主な事業目的は野村グループのための資金調達活動であり、社債の発行等により資金調達を行い、関係会社へ貸付等を行っている。

公正価値で測定される金融負債を含めた社債残高が1,747,303百万円と、前期末比47,923百万円減少、関係会社からの借入金が468,536百万円と、前期末比26,262百万円減少、当中間期末の負債合計は2,427,808百万円と、前期末比19,352百万円減少となった。また、関係会社への貸付金の合計は2,135,869百万円と、前期末比47,163百万円減少した。一方、差入担保金の増加等により、その他資産が183,518百万円と、前期末比52,878百万円増加した。当中間期末の資産合計は、前期末比13,289百万円減少し、2,454,101百万円である。

株主資本合計は、26,293百万円と、前期末比6,063百万円増加した。

(d) キャッシュ・フローの分析

上記「(1) 業績等の概要」を参照のこと。

#### 4【経営上の重要な契約等】

プログラム名	設定日	限度額	ディーラー	クレジット・サポート
ユーロ・ノート・プログラム	1994年10月19日	400億米ドル	ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シー	野村ホールディングス株式会社単独による保証または野村証券株式会社および野村ホールディングス株式会社による連帯保証(注2)
ユーロ・ノート・プログラム(注1)	2009年7月31日	220億米ドル	ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シー	野村ホールディングス株式会社単独による保証または野村証券株式会社および野村ホールディングス株式会社による連帯保証(注2)

(注1) 当該プログラムは2016年9月16日付で限度額が250億米ドルから220億米ドルに変更されている。

(注2) 2009年7月31日に設定されたユーロ・ノート・プログラムおよび1994年10月19日に設定されたユーロ・ノート・プログラムの保証枠は、合計で220億米ドルである。

#### 5【研究開発活動】

該当事項なし。

#### 第4【設備の状況】

##### 1【主要な設備の状況】

該当事項なし。

##### 2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし。

## 第5【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

(2018年9月30日現在)

授權株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
315,000	113,000	202,000

## 【発行済株式】

(2018年9月30日現在)

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名式額面株式(額面454ユーロ)	普通株式	113,000	-	議決権の制限のない株式
計	-	113,000	-	-

## (2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

## (3)【発行済株式総数及び資本金の状況】

上記の当社の発行済株式の総数ならびに発行済および払込済株式資本は、当中間会計期間において変動していないが、IFRSに基づいて作成された財務書類は円貨表示であり、各期末為替レートの変動により、発行済および払込済株式資本の円貨表示金額が変動する。

## (4)【大株主の状況】

(2018年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	113,000	100%
計	-	113,000	100%

## 2【株価の推移】

該当事項なし。

## 3【役員の状況】

2018年8月14日付の有価証券報告書の提出日以降本書提出日現在まで、当社の取締役役に異動はなかった。

## 第6【経理の状況】

- (1) 本書記載の当社の邦文の中間財務書類は、欧州連合が採用した国際財務報告基準（IFRS）に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。本書記載の中間財務書類については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第1項の規定が適用されている。なお、当社の採用している会計原則および会計慣行と日本において一般に公正妥当と認められる会計原則および会計慣行の主要な相違については、「2 その他 - (3) 本国と日本における会計原則および会計慣行の主要な相違」に記載されている。
- (2) 本書記載の2018年9月30日に終了した6ヶ月間に係る中間財務書類は、独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・アカウンタンツ・エルエルピーによる監査を受けていない。



## 1【中間財務書類】

## 中間損益計算書

	注記	2018年9月30日	2017年9月30日	2018年3月31日に
		に終了した 中間期	に終了した 中間期	終了した 事業年度
		単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
受取利息および類似収益	3,9,17	14,288	14,061	28,575
支払利息および類似費用	3,13,17	(9,640)	(5,837)	(13,480)
純受取利息		4,648	8,224	15,095
支払手数料等	17	(375)	(368)	(747)
信用減損損失	7	(135)	-	-
純トレーディング利益	4	17,683	31,915	24,473
純損益を通じて公正価値で測定 される金融商品に指定された金 融負債に関する純損失	5	(20,915)	(33,162)	(26,321)
その他の営業損失		-	(90)	(135)
<b>純営業収益</b>		<b>906</b>	<b>6,519</b>	<b>12,365</b>
給与および社会保障費		(63)	(64)	(110)
一般管理費	6,17	(2,358)	(4,871)	(9,332)
<b>営業費用合計</b>		<b>(2,421)</b>	<b>(4,935)</b>	<b>(9,442)</b>
<b>税引前利益 / (損失)</b>		<b>(1,515)</b>	<b>1,584</b>	<b>2,923</b>
法人所得税収益 / (費用)		378	(404)	(729)
<b>当期純利益 / (損失)</b>		<b>(1,137)</b>	<b>1,180</b>	<b>2,194</b>

## 中間包括利益計算書

	2018年9月30日 に終了した 中間期	2017年9月30日 に終了した 中間期	2018年3月31日 に終了した 事業年度
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
当期純利益 / (損失)	(1,137)	1,180	2,194
その他の包括利益			
損益計算書に組み替えられない項目： 純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の公正価値の変動のうち信用リスクの変化によるもの（税引後）	2,670	-	-
中間期 / 事業年度税引後その他の包括利益	2,670	-	-
中間期 / 事業年度包括利益合計	1,533	1,180	2,194

2017年9月30日に終了した中間期、ならびに2018年3月31日に終了した事業年度には、その他の包括利益は計上されていない。

## 中間財政状態計算書

	注記	2018年	2018年
		9月30日現在	3月31日現在
		単位：百万円	単位：百万円
<b>非流動資産</b>			
関係会社への貸付金	7,15,17	244,921	229,946
デリバティブ金融資産	8,15,16,17	76,630	101,374
繰延税金資産		1,156	2,931
非流動資産合計		322,707	334,251
<b>流動資産</b>			
関係会社への貸付金	7,17	1,890,948	1,953,086
デリバティブ金融資産	8,15,16,17	56,603	48,979
現金および現金同等物	7	325	422
未収還付法人所得税		-	12
その他の資産	7,9,17	183,518	130,640
流動資産合計		2,131,394	2,133,139
資産合計		2,454,101	2,467,390
<b>株主資本および負債</b>			
<b>株主資本</b>			
発行済および払込済株式資本		6,781	6,708
株式払込剰余金		1,321	1,321
剰余金		7,613	1,694
利益剰余金	10	10,578	10,507
株主資本合計		26,293	20,230
<b>非流動負債</b>			
社債およびその他の借入金	11,15,17	492,765	917,759
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債	12,15,17	961,564	511,809
デリバティブ金融負債	8,15,16,17	178,664	125,173
非流動負債合計		1,632,993	1,554,741
<b>流動負債</b>			
関係会社からの借入金	17	468,536	494,798
社債およびその他の借入金	11,17	37,512	103,327
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債	12,15,17	255,462	262,331
デリバティブ金融負債	8,15,16,17	29,387	26,300
未払法人所得税		32	-
その他の負債	13,17	3,886	5,663
流動負債合計		794,815	892,419
負債合計		2,427,808	2,447,160
株主資本および負債合計		2,454,101	2,467,390

[次へ](#)

## 中間持分変動計算書

	発行済					株主資本 合計
	および払込済 株式資本	株式 払込剰余金	自己クレジット 調整額	為替換算調整 勘定	利益剰余金	
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
2018年4月1日の期首 残高	6,708	1,321	-	1,694	10,507	20,230
IFRS第9号適用による 変動	-	-	3,332	-	1,198	4,530
2018年4月1日の調整 後期首残高	6,708	1,321	3,332	1,694	11,705	24,760
当期損失	-	-	-	-	(1,137)	(1,137)
その他の包括利益	-	-	2,660	-	10	2,670
包括利益合計	-	-	2,660	-	(1,127)	1,533
ユーロ建資本の為替評 価額	73	-	-	(73)	-	-
2018年9月30日の期末 残高	6,781	1,321	5,992	1,621	10,578	26,293

	発行済		自己クレジット 調整額	為替換算調整 勘定	利益剰余金	株主資本 合計
	および払込済 株式資本	株式 払込剰余金				
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
2017年4月1日の期首 残高	6,113	1,321	-	2,289	8,313	18,036
当期利益	-	-	-	-	1,180	1,180
その他の包括利益	-	-	-	-	-	-
包括利益合計	-	-	-	-	1,180	1,180
ユーロ建資本の為替評 価額	713	-	-	(713)	-	-
2017年9月30日の期末 残高	6,826	1,321	-	1,576	9,493	19,216

	発行済 および払込済 株式資本	株式 払込剰余金	自己クレ ジット 調整額	為替換算調整 勘定	利益剰余金	株主資本 合計
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万 円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
<b>2017年4月1日の期首 残高</b>	<b>6,113</b>	<b>1,321</b>	-	<b>2,289</b>	<b>8,313</b>	<b>18,036</b>
当期利益	-	-	-	-	2,194	2,194
その他の包括利益	-	-	-	-	-	-
<b>包括利益合計</b>	-	-	-	-	<b>2,194</b>	<b>2,194</b>
ユーロ建資本の為替評 価額	595	-	-	(595)	-	-
<b>2018年3月31日の期末 残高</b>	<b>6,708</b>	<b>1,321</b>	-	<b>1,694</b>	<b>10,507</b>	<b>20,230</b>

[次へ](#)

## 中間キャッシュ・フロー計算書

注記	2018年9月30日	2017年9月30日	2018年3月31日
	に終了した 中間期 単位：百万円	に終了した 中間期 単位：百万円	に終了した 事業年度 単位：百万円
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
当期利益 / (損失)	(1,137)	1,180	2,194
<b>調整項目：</b>			
財務活動によって生じた純収益 / (損失) への調整	(34,314)	54,100	(734)
その他	250	164	291
<b>営業資産および営業負債：</b>			
関係会社への貸付金の減少 / (増加)	46,978	(381,205)	(353,174)
関係会社からの借入金の増加 / (減少)	(26,262)	133,303	227,795
デリバティブ金融資産の増加	8,15	(13,661)	(18,787)
デリバティブ金融負債の増加 / (減少)	8,15	(10,452)	41,694
その他の営業資産の減少 / (増加)	9,17	54,784	(51,358)
その他の営業負債の増加 / (減少)	13,17	4,271	125
<b>営業活動に使用したキャッシュ・フロー純額</b>	<b>(18,728)</b>	<b>(157,516)</b>	<b>(151,954)</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
社債およびその他の借入金による収入	11	6,171	180,969
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債からの収入	12,15	196,454	112,872
社債およびその他の借入金の償還	11	(29,700)	(107,787)
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の償還	12,15	(154,309)	(28,535)
<b>財務活動により生じたキャッシュ・フロー純額</b>	<b>18,616</b>	<b>157,519</b>	<b>152,162</b>
現金および現金同等物の純減少額	(112)	3	208
純為替換算差額	15	2	(11)
現金および現金同等物の期首残高	422	225	225
<b>現金および現金同等物の期末残高</b>	<b>325</b>	<b>230</b>	<b>422</b>
<b>営業キャッシュ・フロー</b>			
利息の支払額	(9,843)	(6,873)	(13,035)
利息の受取額	13,884	14,099	28,834
税金支払額	(199)	(159)	(389)

[次へ](#)

## 財務活動による負債の照合

	2018年3月31 日現在 <sup>(1)</sup>	キャッシュ・フ ロー	非現金項目		2018年9月30 日現在
			公正価値の変動および為 替レート の変動による影響額	その他	
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万 円	単位：百万円
社債およびその他の借入 金	552,739	(23,529)	(38,052)	-	530,277
純損益を通じて公正価値 で測定される金融商品に 指定された金融負債	1,212,933	42,145	1,068	-	1,217,026
<b>財務活動による負債合計 額</b>	<b>1,765,672</b>	<b>18,616</b>	<b>(36,984)</b>	<b>-</b>	<b>1,747,303</b>

	2017年3月31 日現在	キャッシュ・フ ロー	非現金項目		2018年3月31 日現在
			公正価値の変動および為 替レート の変動による影響額	その他	
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万 円	単位：百万円
社債およびその他の借入 金	940,752	86,706	(6,077)	(295)	1,021,086
純損益を通じて公正価値 で測定される金融商品に 指定された金融負債	703,045	65,456	5,639	-	774,140
<b>財務活動による負債合計 額</b>	<b>1,643,797</b>	<b>152,162</b>	<b>(439)</b>	<b>(295)</b>	<b>1,795,226</b>

1) 2018年9月30日期的変動表の期首残高はIFRS第9号を新たに適用したことによる調整を加味したものである。

[次へ](#)

## 中間財務書類に関する注記

### 1. 企業情報

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイ(以下「当社」という。)は、日本国で登記され、日本、米国およびシンガポールで上場している野村ホールディングス株式会社(以下「NHI」という。)の全額出資子会社であり、NHIは当社の最終親会社である。

当社はオランダのアムステルダムで設立され、本拠を置き、同国のアムステルダム市1096HA、アムステルプライン1、レンブラント・タワー(Rembrandt Tower, Amstelplein 1, 1096 HA Amsterdam)に登記上の事務所を有する、オランダ法に基づいて設立された有限責任株式公開会社である。

当社の主たる業務は、NHIおよびその子会社(以下ではあわせて「野村グループ」という。)の資金調達会社として活動することである。

### 2. 会計方針

#### 2.1. 作成基準

当中間期に関する中間財務書類は、欧州連合(以下「EU」という。)が採用した国際会計基準(以下「IAS」という。)第34号「*中間財務報告*」に準拠して作成されている。

本中間財務書類には、EUが採用した国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に従って作成されている前事業年度の年次財務書類で求められているすべての情報および開示が含まれているわけではないことから、当該年次財務書類もあわせて参照されたい。経営者は当中間期に関する財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況は適切に表示されているものと考えている。

本中間財務書類は日本円で表示されており、別途記載がある場合を除き、すべての金額は百万円単位に四捨五入されている。

#### 2.2. 会計方針の変更

本中間財務書類作成にあたって準拠している会計方針は、2018年1月1日以降に開始される年度から初度適用されるIFRS第9号を除き、前事業年度の年次財務書類の作成にあたって準拠したものと整合している。当社は、前事業年度にIFRS第9号を早期適用しなかった。IFRS第9号は、企業が金融資産を分類および測定する方法、公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に係る「自己の信用リスク」の報告の変更を要求し、金融資産の減損規定を変更する。この基準はまた、企業が財務諸表の利用者により有益かつ適切な開示を提供することを要求している。当社の財務諸表への影響については、「2.5 IFRS第9号適用の影響分析」を参照のこと。

2014年5月、IASBは、IFRS第15号「*顧客との契約からの収益*」を発表し、収益認識の方法および時期を規定したが、これは、IFRS第9号/IAS第39号の範囲内の金融商品に関連する収益認識に影響を与えるものではない。2016年4月、IASBは、基準の適用指針を公表し、いくつかの要件を明確にし、新基準を適用している企業に追加の経過措置を提供した。この基準はEUによって承認され、2018年1月1日以降に開始する事業年度から適用され、早期適用も認められている。当社の評価に基づけば、この新しい基準は、当社の財政状態および業績に重要な影響を及ぼさない。



2016年1月、IASBは、IFRS第16号「リース」を発表し、IFRSを採用する報告主体が現在保有するリースを認識、測定し、開示する方法を規定した。この基準はEUによって承認され、2019年1月1日以降に開始する事業年度から適用される。当社の評価に基づけば、この新しい基準は、当社の財政状態および業績に重要な影響を及ぼさない。

### 2.3. 重要な会計上の判断、見積もりおよび仮定

本中間財務書類の作成には、経営者による判断、見積もりおよび仮定が求められており、それらは収益、費用、資産および負債の計上金額ならびに報告期間末現在の偶発債務の開示に影響を及ぼすことがある。こうした見積もりや仮定の不確実性は、将来の資産または負債の帳簿価額に重要な影響を及ぼす可能性がある。

本中間財務書類の作成に適用された重要な会計上の判断と見積もりは、前事業年度の年次財務書類の作成に適用されたものから変更はない。IFRS第9号適用初年度のため、必要に応じて、経営陣は、当該基準により要求される新たな判断、見積もり及び仮定を行った。

### 2.4. オペレーティング・セグメントと季節性情報

当社は商品とサービスの特性に基づいて事業活動を行っている。当社は資金調達活動という単一の事業セグメントしか有していないため、本中間財務書類に表示されている総資産および純資産ならびに税引前利益/(損失)のすべては、同セグメントから生じている。債券の大半は日本の投資家向けに発行されている。すべての借入金、貸付金および一部のメディアム・ターム・ノートに組み込まれたデリバティブを除くすべてのデリバティブは、野村グループとの間で取引されている。当社の事業活動には、周期性はない。

### 2.5. IFRS第9号適用の影響分析

IFRS第9号の適用により、金融商品の分類および測定ならびに金融資産の減損に関する会計方針が変更された。

このセクションでは、分類および測定ならびに金融資産の減損に関する、IFRS第9号適用による変更の主要な論点を説明する。ここでは、2018年3月31日に終了した事業年度の年次財務書類に含まれているIAS第39号の数値を、2018年4月1日以降に採択されたIFRS第9号の数値に基づいて分析したものを提示している。

IFRS第9号は、IFRS第9号の分類および測定の要件を初度適用する際に比較期間財務書類の再表示を要求していないが、IFRS第7号「金融商品：開示」の要求に応じて、IFRS第9号への移行に関する追加の開示が必要となる。IFRS第9号の移行規定により認められているとおり、当社は比較数値を再表示しないことを選択した。その結果、過去の期間の比較情報は、IAS第39号に基づき報告され、当期の表示情報とは比較されない。移行日の金融資産および金融負債の帳簿価額に対する調整額は、2018年4月1日現在の利益剰余金および剰余金で認識されている。

#### 分類及び測定

分類及び測定の範囲を決定するために、当新基準は、資本性金融商品とデリバティブを除くすべての資産について、金融資産の管理に関する企業のビジネスモデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の両方に基づいて評価することを要求している。IAS第39号の測定分類は、純損益を通じた公正価値測定、その他の包括利益を通じた公正価値測定、および償却原価の分類に置き換えられる。また、IFRS第9号においては、償却原価またはその他の包括利益を通じた公正価値測定をすることが要求される金融商品であっても、純損益を通じた公正価値測定をすることにより、測定又は認識の不整合(いわゆる「会計上のミスマッチ」)を完全に排除または大幅に軽減できる場合には、純損益を通じて公正価値測定をするものとして指定することが、取消不能かつ継続適用を要件として可能である。トレーディング目的で保有されない資本性金融商品は、同様に取消不能を要件として、その他の包括利益を通じた公正価値測定をするものとして指定されることができ、この場合、その後の損益計算書への組替は行われない。

純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関する自己の信用リスクの変動から生じる損益の処理を除いて、金融負債の会計処理はIAS第39号の要求とおおむね同様となる。そのような自己の信用リスクの変動は、その他の包括利益において表示され、その後の損益計算書への組替調整は行われない。

#### ビジネスモデル要件：

IFRS第9号では、金融資産に関して3つのビジネスモデルが想定されている。

- 回収目的保有 - 契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有されている金融資産。

- 回収および売却目的保有 - 契約上のキャッシュ・フローを回収し、かつ、売却するために保有されている金融資産。
- その他 - トレーディング目的で保有されている、または「回収目的保有」および「回収および売却目的保有」の基準を満たさない金融資産。

当社は、事業目的を達成するための当社の金融資産のグループ管理方法を最もよく反映しているビジネスモデルを決定する。当社が資産のグループのビジネスモデルを決定する際には、これらの資産のキャッシュ・フローがどのように回収されたか、リスクの評価および管理方法、資産のパフォーマンスが評価され、経営者に報告される方法、売却の頻度、価格及びタイミングが考慮される。

当社は、以下の基準のすべてが満たされていることに基づき、金融資産のポートフォリオ管理は、回収目的保有のビジネスモデルによって行われる。

- ポートフォリオは、トレーディングまたは公正価値管理のビジネスモデルによって保有・管理されていない。
- 金融資産のポートフォリオは、金融資産の保有および売却の両方によってポートフォリオ全体の収益を管理するのではなく、金融資産の残存期間にわたって契約上の支払いを回収することのみによってキャッシュ・フローを実現するように管理されている。
- 金融資産の売却はまれであるか、または重要ではないと予想される。

#### 契約キャッシュ・フロー要件 (SPPI) :

回収目的保有のビジネスモデル要件を満たす金融資産のポートフォリオは、金融商品の契約条件で規定された、当該金融資産から生じるキャッシュ・フローを回収する方針で当社が保有するものとする。金融資産は、その契約上の条件により元本と利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合に限り、償却原価で測定される。

SPPIテストの目的上の元本は、当初認識時の当該負債性金融商品の公正価値と定義されているため、契約上のキャッシュ・フローと実際に投資された金額との比較に基づいて決定される。元本は、必ずしも負債性金融商品の契約上の額面金額とは限らない。

通常の貸付契約の中で利息に関する最も重要な要素は、利息が、貨幣の時間価値及び信用リスクを反映していることである。また、利息には利益マージンも含まれる。

#### 金融資産：

SPPIテストの要件を満たしているかどうか、ビジネスモデルと金融資産の契約条件を分析したところ、IAS第39号からIFRS第9号の移行に際して、金融資産の分類に関する変更はなかった。

- IAS第39号に基づいた関連会社への貸付金は、IFRS第9号において回収目的保有と分類され、引き続き償却原価による会計処理を継続する。

- IAS第39号で「純損益を通じて公正価値で測定される資産」に分類されたデリバティブ金融資産は、IFRS第9号の下でも当該分類を継続する。

#### 金融負債：

この分類の金融負債には、純損益を通じて公正価値で測定されるデリバティブおよびトレーディング目的で保有されておらず、当初認識時またはIFRS第9号の適用に際して、経営者によって、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に指定されたその他の金融負債が含まれる。経営者は、異なる取り扱いによる資産・負債の測定や損益の認識による不整合を解消、または著しく軽減できる場合に、当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定する。

IFRS第9号の適用に際して、社債と、社債に関連するヘッジ・デリバティブの測定基準が異なるが故に損益変動の要因となっていた取引があったが、こうした会計上のミスマッチを軽減するため、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定する金融負債の範囲を拡大した。当該金融負債について、経営陣は、社債と、関連するヘッジ・デリバティブとの間で生じる損益の計上期間の不一致による会計上のミスマッチを緩和する目的で、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定している。

#### IFRS第9号の適用：

- 社債およびその他の借入金のうち、468,347百万円相当のミディアム・ターム・ノートは、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に再分類される。これらは、対応するヘッジ・デリバティブが公正価値で測定される一方で、償却原価で測定される社債と、区分処理される一定の社債から構成される。公正価値オプションの適用範囲の拡大は、株主持分を税考慮前で6,225百万円増加させる。

- IAS第39号における純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債は、IFRS第9号の下でも当該分類を継続する。

- IAS第39号で「純損益を通じて公正価値で測定される負債」に分類されたデリバティブ金融負債は、IFRS第9号の下でも当該分類を継続する。特定の組込デリバティブは、主契約が純損益を通じて公正価値で測定されるようになるため、もはや区分処理されない。

公正価値の変動は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の公正価値の変動のうち自己の信用リスクの変動に起因する金額を除き、純損益に計上される。社債のように純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の自己の信用リスクの変動は、その他の包括利益(OCI)で認識され、純損益に組替調整されない。そのため、自己の信用リスクの調整(OCA)に関連する純損益の変動は解消される。詳細は、後述の「株主持分への影響」を参照のこと。

[次へ](#)

## 2018年4月1日時点のIAS第39号に基づく資産負債の残高とIFRS第9号に基づく資産負債残高との照合

注記	IAS第39号に基づく 2018年3月31日 現在の 残高	再分類	再測定		IFRS第9号に基づく 2018年4月1日現 在の 残高	
			予想信用 損失	その他 <sup>(1)</sup>		
			単位：百 万円	単位：百万 円		
<b>非流動金融資産</b>						
関係会社への貸付金	7,15,17	229,946	-	(110)	-	229,836
デリバティブ金融資産	8,15,16,17	101,374	(21,221)	-	-	80,153
純損益を通じて公 正価値で測定され る金融商品に指定 された金融負債へ の組替			(21,221)			
<b>非流動非金融資産</b>						
繰延税金資産		2,931	-	-	(1,509)	1,422
<b>非流動資産合計</b>		<b>334,251</b>	<b>(21,221)</b>	<b>(110)</b>	<b>(1,509)</b>	<b>311,411</b>
<b>流動金融資産</b>						
関係会社への貸付金	7,17	1,953,086	-	(75)	-	1,953,011
デリバティブ金融資産	8,15,16,17	48,979	(5,084)	-	-	43,895
純損益を通じて公 正価値で測定され る金融商品に指定 された金融負債へ の組替			(5,084)			
現金および現金同等物	7	422	-	-	-	422
その他の資産	9,17	127,712	-	-	-	127,712
<b>流動非金融資産</b>						
未収還付法人所得税		12	-	-	-	12
その他の資産	7,9,17	2,928	-	-	-	2,928
<b>流動資産合計</b>		<b>2,133,139</b>	<b>(5,084)</b>	<b>(75)</b>	<b>-</b>	<b>2,127,980</b>
<b>資産合計</b>		<b>2,467,390</b>	<b>(26,305)</b>	<b>(185)</b>	<b>(1,509)</b>	<b>2,439,391</b>

注記	IAS第39号に基づく 2018年3月31日現在 の 残高	再分類	再測定		IFRS第9号に基づく 2018年4月1日現在 の 残高	
			予想信用 損失	その他 <sup>(1)</sup>		
			単位：百万円	単位：百万円		
<b>非流動金融負債</b>						
社債およびその他の借入金	11, 15, 17	917,759	(392,149)	-	-	525,610
純損益を通じて公正 価値で測定される金 融商品に指定された 金融負債への組替			(392,149)			
純損益を通じて公正価 値で測定される金融商 品に指定された金融負 債	12, 15, 17	511,809	372,895	-	(5,432)	879,272
社債およびその他の 借入金からの組替			392,149			
デリバティブ金融商 品からの組替			(19,254)			
デリバティブ金融負債	8, 15, 16, 17	125,173	(1,967)	-	-	123,206
純損益を通じて公正 価値で測定される金 融商品に指定された 金融負債への組替			(1,967)			
<b>非流動負債合計</b>		<b>1,554,741</b>	<b>(21,221)</b>	<b>-</b>	<b>(5,432)</b>	<b>1,528,088</b>
<b>流動金融負債</b>						
関係会社からの借入金	17	494,798	-	-	-	494,798
社債およびその他の借 入金	11, 15, 17	103,327	(76,198)	-		27,129
純損益を通じて公正 価値で測定される金 融商品に指定された 金融負債への組替			(76,198)			
純損益を通じて公正価 値で測定される金融商 品に指定された金融負 債	12, 15, 17	262,331	71,429	-	(99)	333,661
社債およびその他の 借入金からの組替			76,198	-		
デリバティブ金融商 品からの組替			(4,769)			
デリバティブ金融負債	8, 15, 16, 17	26,300	(315)	-	-	25,985
純損益を通じて公正 価値で測定される金 融商品に指定された 金融負債への組替			(315)			
その他の負債	13, 17	1,937				1,937

**流動金融負債合計**

その他の負債	13,17	3,726	-	-	(693)	3,033
<b>流動負債合計</b>		<b>892,419</b>	<b>(5,084)</b>	-	<b>(792)</b>	<b>886,543</b>
<b>負債合計</b>		<b>2,447,160</b>	<b>(26,305)</b>	-	<b>(32,529)</b>	<b>2,414,631</b>

- 1) 社債およびその他の借入金に含まれていたミディアム・ターム・ノートを、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に再分類したことによる影響および、自己クレジット調整額として、純損益を通じて公正価値で測定される金融負債に対する自己の信用リスクの変動を認識したことによる影響により構成される。

[次へ](#)

## 金融資産の減損

IFRS第9号において、信用リスクに係る減損の方法として、予想損失を元にした新たなモデルが制定された。当基準はIAS第39号の発生損失モデルを、将来における見通しを含む予想信用損失モデルに置き換えることとなる。すべての貸付金、純損益を通じて公正価値で測定されないその他の負債性金融資産、ローン・コミットメントおよび金融保証契約につき、予想損失について引当金を計上することを当社は要求されるようになる。この引当金は、当初認識時以降、信用リスクが著しく増加していない限り、向こう12ヶ月のデフォルト確率に起因する予想信用損失に基づいている。なお、当初認識時以降、信用リスクが著しく増加している場合には、引当金は当該資産の予想残存期間におけるデフォルト確率に基づくこととなる。

### 一般的な予想信用損失（ECL）減損モデルの適用：

予想信用損失は、合理的かつ裏付け可能な情報を用いて決定され、そうした情報は当社の報告日において、過度な労力や費用をかけることなく合理的な手段で入手できる、過去の事象、現在の状況及び将来の見通しを全て含んだものでなければならない。使用される情報は、債務者特有の要因、一般的な経済情勢、および当社の報告日における現在の状況および予測される状況の両方の評価を反映している必要がある。通常、財務報告に利用する目的で入手している情報は、ここでいう過度な費用や労力なしに入手している情報であると考えられる。

予想信用損失減損モデルの原則法は、IFRS第9号に基づく予想信用損失減損モデルを通じて減損の対象となる当社が保有する大部分の金融商品に対する予想信用損失を測定するために使用される。

予想信用損失は、金融商品の契約条件に従って受け取ることができるキャッシュ・フローと、次のモデルに基づいて最終的に当社が受け取ると期待されるキャッシュ・フローとの差額を表している。

予想信用損失減損モデルに基づく予想信用損失の測定は以下を反映する。

- ・ 起こり得る結果を評価することによって算定される、偏りが無い、確率で加重平均した金額
- ・ 貨幣の時間価値
- ・ 過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の見通しに関する、過度な費用または労力なしに入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報

全期間の予想信用損失は、金融商品の予想残存期間にわたり起こり得るすべてのデフォルト事象から生じ得る予想信用損失を表し、12ヶ月の予想信用損失は、全期間の予想信用損失のうち、報告日後12ヶ月以内において生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失を表す部分である。

個別にまたは集合的に減損の評価対象となっている各金融資産およびオフ・バランスの金融商品は、12ヶ月の予想信用損失または全期間の予想信用損失のいずれが使用されるか判断するために、金融資産が当初認識されて以降各報告日において、以下の3段階の信用度の悪化ステージのいずれかに分類される。

- ・ ステージ1 - 当初認識時以降、著しい信用度の悪化のない金融資産
- ・ ステージ2 - 当初認識時以降、信用度が著しく悪化しているが、信用減損を認識していない金融資産
- ・ ステージ3 - 当初認識時以降、信用度が著しく悪化しており、信用減損を認識している金融資産

当初認識時に信用減損していない金融商品は、当初はステージ1に分類され、その後、通常継続的に監視され、信用リスクの重要な増加が生じたかどうかを判断し、重要な増加があった場合には、その時点で金融商品はステージ2に分類される。各報告日に信用リスクの重要な増加が生じたかどうかの判断は、主に、取得、オリジネーションまたは発行時に金融商品に適用された野村グループの社内の信用格付けと報告日時点で金融商品に割り当てられている社内の信用格付けとの比較を通じてなされる。内部信用格付けが一定のノッチ（1から4ノッチ）を超えて悪化した金融商品は、ステージ2に再分類される。金融商品の信用リスクがさらに悪化し、信用減損している状態になると、金融商品はステージ3に分類される。

内部格付けは、特定の債務者または融資の基礎的条件に加えて、中長期的な債務返済能力（信用力）の評価に応じて決定される。一定の債務者の信用力が正しくかつ適時に考慮されるように、内部格付けは定期的かつ随時見直される。

ステージ3の金融資産は、信用減損の定義を満たさなくなった場合、すなわち、当社が当初または変更された契約条件に従ってすべての元本及び利息を回収できなくなる可能性がなくなった場合にのみ、ステージ3からステージ2または最終的にステージ1に分類され得る。

実行または購入後に、金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利益な影響を及ぼす事象が1件以上発生した場合、すなわち、当社が金融資産の契約に基づいてすべての元本及び利息を回収することができなくなった場合、金融資産の信用減損を行う。当社は、債務者が金融債務に関する支払いについて、全額期限通りに支払わなかった場合や、現債務と比して著しく不利な契約条件の変更、破産申請、更生管財手続、破産管財人の管理下に置かれた場合、清算その他債務者の業務の終了または停止、その他の同様の状況があった場合に、債務不履行（信用減損の定義に完全に当てはまる）とみなす。さらに、上記の定義にかかわらず、90日以上延滞している金融商品の場合はデフォルトが発生したとみなされ、金融商品に信用減損が生じたとされる、反証可能な推定もされる。

野村グループの方針では、債務者が信用減損の理由を克服するまで、または金融商品の返済実績が継続的に観察可能な期間に渡り経過するまで、金融商品は信用減損され続ける。債務者による返済実績の継続期間の決定は、金融商品の性質によるが、通常は6ヶ月以上の期間である。

ステージ1の金融資産に対して認識される予想信用損失引当金は、12ヶ月の予想信用損失を使用して決定される。これに対して、ステージ2またはステージ3の金融資産に対する引当金は、全期間の予想信用損失に基づいている。

減損にあたって個別に評価された結果信用減損された金融商品は、通常、キャッシュ・フローが回収不能とみなされ、元本および利息残高を回収する商慣行的に合理的な手段がすべて枯渇した場合に直接償却される。このような決定は、債務者が債務を履行することができなくなるような債務者の財政状態の重大な変化の発生、担保からの収入が支払うべき金額を支払うのに十分ではないなどの要因に基づいている。同様に一括して評価された結果信用減損された金融商品は、通常、債務者が破産、破綻または同等の状況であると宣告されたときに直接償却される。

貸付金、受取債権および社債などの金融商品の直接償却は、金融商品の総帳簿価額を減少させる。直接償却がなされた場合には予想信用損失に対する既存の引当金に対して当初認識され、金融商品の全部または一部に及ぶ可能性がある。

信用状況が回復した場合には、報告期間中に収益を通じて認識される予想信用損失引当金の減少として認識される。

ステージ3の金融資産については、金融資産の正味帳簿価額、すなわち、総帳簿価格から予想信用損失引当金を控除した金額に実効金利を適用することにより利息収益が認識される。

#### 予想信用損失の測定：

一般的な予想信用損失減損モデルによる予想信用損失の測定は、通常、金融商品の属するステージに応じて、損失率モデルまたは割引キャッシュ・フロー・モデルのいずれかを使用して当社で決定される。損失率モデルは、債務者のデフォルト率（「PD」）および予想債務者デフォルト時信用エクスポージャー（「CEAD」）に適用されるデフォルト時損失率（「LGD」）の見積もりを用いて計算された損失率を応用することで、個別または類似の金融商品のポートフォリオの予想信用損失を測定する。なお、CEADは、金融商品のデフォルト時点における信用エクスポージャー（すなわち、当社に対する債務）の期待値を表す。

デフォルト率のインプットは、金融商品の種類および金融商品に適用される社内の信用格付けによって決定される。当社が使用しているデフォルト率のインプットは、業界のデータから得られ、過去の経験に基づいて検証されている。デフォルト率のインプットは、S&Pの過去の格付遷移データを参照して作成され、デフォルト率は、ス



ページ1の金融商品については12ヶ月間、ステージ2および3の金融商品については全期間にわたって計算される。

野村グループの方針では、経済シナリオを予測し、少なくとも1つ以上の楽観的、悲観的なシナリオに向けて基本ケースのインプットを調整することにより、将来における見通しを含む情報がデフォルト率のインプットに組み込まれる。

デフォルト時損失率のインプットは、類似の金融商品や他の関連する業界データの損失および回収率の過去の実績に基づいた金融商品の格付けによって決定される。デフォルト時損失率のインプットは、担保およびその他の不可欠な信用補完の影響を反映するように適宜調整される。

リボルビング・ローン・コミットメントおよびノンリボルビング・ローン・コミットメントに関して、債務者デフォルト時信用エクスポージャーに関連する絶対的尺度は、デフォルト時点までに債務者によって引き出されることが予想される融資金額の総額の見積もりを表す。したがってこの融資金額には、現在資金提供されている部分の他に、今後引き出される可能性がある金額を見積った換算係数に基づく調整も含まれる。

担保および金融商品の契約条件に不可欠であり、当社が別個に認識していないその他の信用補完から期待されるキャッシュ・フローは、予想信用損失の測定に含まれる。

2018年4月1日現在のIFRS第9号に基づく信用リスク引当金の見積額は税考慮前で185百万円である。

	IAS第39号に基づく2018年 3月31日時点の簿価	再測定	IFRS第9号2018年 4月1日現在の残高
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
<b>非流動負債</b>			
IAS39号に基づく関係会社への貸付金に対する減損損失引当金/ IFRS第9号に基づく信用リスク引当金	-	(110)	(110)
<b>非流動負債合計</b>	-	<b>(110)</b>	<b>(110)</b>
<b>流動負債</b>			
IAS39号に基づく関係会社への貸付金に対する減損損失引当金/ IFRS第9号に基づく信用リスク引当金	-	(64)	(64)
未実行のローン・コミットメント		(11)	(11)
<b>流動負債合計</b>	-	<b>(75)</b>	<b>(75)</b>
<b>信用リスク引当金合計</b>	-	<b>(185)</b>	<b>(185)</b>

### 株主持分への影響

当社は、IFRS第9号「減損および分類および測定」の新たな要件の適用を、導入日に反映するため、2018年4月1日の剰余金の開始残高に関する調整を記録し、比較期間を再表示しない。

IFRS第9号への移行によりは、株主持分は税考慮後で4,530百万円増加する。

純損益を通じて公正価値で測定される金融負債に対する自己の信用リスクの変動の影響は、自己クレジット調整額として認識され、3,332百万円である。これには以下が含まれる。

- IAS第39号に基づく純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された社債にかかる未実現の自己クレジット調整額について、利益剰余金から自己クレジット調整額への株主持分内での組替。この組替処理はIFRS第9号でも同様に行われる。
- IFRS第9号の適用に伴い規定された自己の信用リスクに関連する価値の変化がOCIを通して自己クレジット調整額として認識される、IFRS第9号適用に伴い新たに純損益を通じて公正価値で測定される社債。

IFRS第9号への移行に伴う剰余金および利益剰余金への影響額は以下の通りである。

<b>時価調整および利益剰余金</b>	
単位：百万円	
<b>自己クレジット調整額</b>	
IAS第39号に基づく期末残高（2018年3月31日現在）	-
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債から生じる自己の信用リスクを認識することの自己クレジット調整額への影響額	4,442
関連する繰延税金資産	(1,110)
<b>IFRS第9号に基づく期首残高（2018年4月1日現在）</b>	<b>3,332</b>
<b>利益剰余金</b>	
IAS第39号に基づく期末残高（2018年3月31日現在）	10,507
<i>IFRS第9号に関する再分類の調整額</i>	
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債から生じる自己の信用リスクを認識することの自己クレジット調整額への影響額	(1,063)
償却原価から純損益を通じて公正価値で評価される金融商品に指定される金融負債への再分類された金融負債にかかる影響額	2,845
予想信用損失の認識	(185)
関連する繰延税金資産	(399)
<b>IFRS第9号に基づく期首残高（2018年4月1日現在）</b>	<b>11,705</b>
<b>IFRS第9号の適用に伴う株主持分変動額合計</b>	<b>4,530</b>

### 3. 受取利息および支払利息

トレーディング目的で保有するデリバティブおよび純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債以外の金融商品から生じる受取利息および支払利息は、実効金利法（EIR）を用いて受取利息および類似収益または支払利息および類似費用として認識される。

組込デリバティブが区分処理され、関連する主契約が決定される複合金融負債（前事業年度の年次財務書類の注記2.3を参照のこと。）については、組込デリバティブに関する当初認識額は公正価値で計上され、主契約は償却原価で計上される社債およびその他の借入金に原契約として認識されている。かかる組込デリバティブから生じる当初認識時の損益は繰り延べられ、原契約の期間にわたって償却され、支払利息および類似費用に、収益として認識される場合がある。前年同期に支払利息および類似費用に含められた当該金額は1,584百万円であった。これらの金融商品はIFRS第9号の適用によって純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に組み替えられている。

上記に加え、異なる通貨間の借入利率と貸出利率の間の金利ギャップ等、金利に関する市場環境の変化は純受取利息の増減の要因となる。

受取利息および類似収益は関係会社への貸付金、および差入現金担保から生じる利息収入で構成される。

### 4. 純トレーディング利益

当社は外国為替の換算や金利の変動などから生ずるリスクをデリバティブ商品を用いて管理している。これらの変動を相殺するためにリスク管理目的で保有しているデリバティブ商品から生じる利益および損失は、**純トレーディング利益**に含まれる。

区分処理が適用され、組込デリバティブが公正価値で測定されている複合金融負債については、ヘッジデリバティブから生じる損益は、組込デリバティブに関する損益と相殺されている。区分処理されていない金融商品に関しては、ヘッジデリバティブから生じる損益が、**純トレーディング利益**で認識される損益の変動要因となる。

前年同期と比較した場合、当中間期の**純トレーディング利益**の減少の大半は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関連するヘッジデリバティブによるものである。この減少は、対応する**純損益**を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関する純損失の減少によって相殺されている（注記5を参照のこと。）。

## 5．純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関する純損失

2018年4月1日までは、当社は以下の金融商品について純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定していた。

固定金利付ブレン・バニラ債  
組込デリバティブが区分処理されていない複合金融商品

その他の金融商品については、当社は個別の金融商品ごとに純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定するかどうかを決定していた。純損益を通じて公正価値で測定される金融商品の指定の詳細については、前事業年度の年次財務書類の注記2.3を参照のこと。

2018年4月1日から、当社はIFRS第9号の下で、全ての新規発行債券について純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定している。当社は、純損益を通じて公正価値で測定される社債ポートフォリオの測定が、当社におけるリスク管理目的や財務諸表を理解する上において、より適切な情報が提供されるように金融負債（発行された社債）の実績を管理し評価している。

2018年4月1日時点でのIFRS第9号の適用に際して、当社は従前償却原価を適用していた社債とそれに関連する公正価値で評価されるヘッジデリバティブについて異なる測定方法を使用した際に生じる会計上のミスマッチを減少させる目的で、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定する既発債の範囲を拡大した。

純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関連する支払利息、公正価値の変動および取引費用から生ずる利益および損失は、**純トレーディング利益**に含まれる為替換算調整による影響額を除き、**純損益**を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関する純損失で認識されている（注記4を参照のこと。）。

IFRS第9号の適用によって当社は純損益を通じて公正価値で測定される金融負債における自己クレジットの変化をその他の包括利益として認識している。前期における未実現の自己クレジット額は2018年4月1日時点より利益剰余金から税引後その他の包括利益へ組み替えられている。その他の包括利益として認識された自己クレジットリスク調整額に関連する未実現の金額は、将来損益計算書に組み替えられることはない。しかし、その他の包括利益として認識されたもののうち実現した金額については税引後利益剰余金に組み替えられる。

前期においては自己の信用リスクの変化による影響額は**純損益**を通じて公正価値で測定される金融負債から生じる**純損失**に含められていた（前年同期：2,220百万円の利益、前事業年度は8,261百万円の損失）。今期においては2018年4月1日のIFRS第9号の適用によって、当中間期に、実現した自己クレジット調整額は、**利益剰余金**として**その他の包括利益/(損失)**に10百万円の税引後利益が計上されており、未実現の自己クレジット調整額は**剰余金**として**その他の包括利益/(損失)**に2,660百万円の税引後利益が計上されている。

## 6．一般管理費

営業費用の減少は、主として、当中間期に事前確認制度に基づくNHIへの支払調整額が前年同期比2,444百万円減少したことによる。事前確認制度に基づく支払調整額は課税所得基準の減少により減少している（詳細は注記17を参照のこと。）。

## 7. 予想信用損失

以下の表は財務報告日における当社の金融商品の信用リスクにかかる最大のエクスポージャーと減損損失引当額を表している。貸借対照表に計上されない金融商品で契約相手が倒産した場合に当社が損失リスクにさらされるような金融商品についても開示されている。

	2018年9月30日現在	
	最大信用リスクエク ポージャー	損失引当額
	単位：百万円	単位：百万円
現金および現金同等物	325	-
その他の債務者	2,139,470	320
差入現金担保（注記9）	180,188	-
合計	<b>2,319,983</b>	<b>320</b>

以下の表は金融資産の減損以外から発生する最大の信用リスクエクスポージャーについての分析を含んでいる。

	2018年9月30日現在
	帳簿価額
	単位：百万円
デリバティブ金融資産（注記8）	133,233
受入現金担保（注記13）	(-)
合計	<b>133,233</b>

以下の表は内部の信用格付別の貸付金に関する信用リスクエクスポージャーと会計期間末のステージ階層を表している。内部格付けの分類は以下のようになされている。

- 1) 7ノッチの最良信用格付 AAA から A- まで
- 2) 3ノッチの優良信用格付 BBB+ から BBB- まで
- 3) 3ノッチの投機的信用格付 BB+ から BB- まで
- 4) 3ノッチの著しく投機的な信用格付 B+ から B- まで
- 5) 1ノッチの重要な信用リスクが存在する格付 CCC
- 6) 3ノッチの倒産状態の格付 CC から D まで

## 2018年9月30日現在

	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
<b>内部信用格付け</b>				
AAA / BBB-	2,139,470	-	-	2,139,470
BB+ / CCC	-	-	-	-
CC / D	-	-	-	-
<b>総帳簿価格</b>	<b>2,139,470</b>	-	-	<b>2,139,470</b>
損失引当金	(320)	-	-	(320)
<b>帳簿価格</b>	<b>2,139,150</b>	-	-	<b>2,139,150</b>

以下の表は会計期間の期初と期末時点の損失引当金を示している。

## 2018年9月30日現在

	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
<b>2018年4月1日現在の損失引当金<sup>(1)</sup></b>	<b>185</b>	-	-	<b>185</b>
ステージ1への移動	-	-	-	-
ステージ2への移動	-	-	-	-
ステージ3への移動	-	-	-	-
期中に消滅した金融資産	(75)	-	-	(75)
新たに発生もしくは購入された金融資産	146	-	-	146
償却	-	-	-	-
モデル/リスクパラメータの変化	57	-	-	57
外国為替による調整	7	-	-	7
<b>2018年9月30日現在の損失引当金</b>	<b>320</b>	-	-	<b>320</b>

1) 2018年9月30日現在の変動表の期首残高はIFRS第9号を新たに適用したことによる調整を加味したものである。

## 8. デリバティブ金融商品

	2018年9月30日現在	2018年3月31日現在
	単位：百万円	単位：百万円
<b>プラスの公正価値</b>		
外国為替関連デリバティブ	20,874	22,866
金利関連デリバティブ	51,663	65,455
株式関連デリバティブ	28,263	34,306
コモディティ・デリバティブ	31,263	23,131
クレジット・デリバティブ	1,170	4,595
	<b>133,233</b>	<b>150,353</b>
<b>マイナスの公正価値</b>		
外国為替関連デリバティブ	106,669	50,437
金利関連デリバティブ	62,885	61,340
株式関連デリバティブ	31,802	34,355
コモディティ・デリバティブ	2,379	748

クレジット・デリバティブ	4,316	4,593
	<u>208,051</u>	<u>151,473</u>

上記の表は、流動および非流動デリバティブ金融資産・負債を表している。

	2018年9月30日現在	2018年3月31日現在
	単位：百万円	単位：百万円
想定元本額		
外国為替関連デリバティブ	790,723	894,144
金利関連デリバティブ	1,373,342	1,563,832
株式関連デリバティブ	486,514	555,497
コモディティ・デリバティブ	30,100	48,100
クレジット・デリバティブ	210,685	327,350
	2,891,364	3,388,923

上記のすべての表には区分処理された組込デリバティブが含まれている。各デリバティブの区分には、複数のリスク要素を参照するデリバティブが含まれている。たとえば金利関連には、金利リスクに加え外国為替リスクを参照する複合型のデリバティブが含まれる。

区分処理された組込デリバティブを除き、上記の外国為替関連デリバティブおよびその他のデリバティブはすべて野村グループとの取引である。

当社では自社の仕組債ポートフォリオの管理において、ヘッジを目的としてデリバティブを利用している。これにより、当社は自社の資産および負債から生じる市場リスクと金利リスクを低減している。

デリバティブの公正価値を算定するには信用評価調整および負債評価調整が考慮される。当社は担保金を交換しているため信用評価調整および負債評価調整額は僅少である（注記9および注記13を参照のこと。）。

## 9. その他の資産

	2018年9月30日現在	2018年3月31日現在
	単位：百万円	単位：百万円
担保金	180,188	127,712
その他	3,330	2,928
	183,518	130,640

当社は関連当事者との間で締結した国際スワップ・デリバティブズ協会（以下「ISDA」という。）制定の担保契約書に基づき、デリバティブの取引相手方に対して、デリバティブ取引に関連した担保金を差し入れている。その他は主に未収利息が含まれている。

当社は当中間期において、差し入れた担保金から123千円を受取利息（前年同期：1百万円、前事業年度：2百万円）を受け取っている。

## 10. 支払配当金

当中間期および前事業年度中に決定された、あるいは支払われた配当金はない。

## 11. 社債およびその他の借入金

### a. 非流動負債に含まれる社債およびその他の借入金

	2018年9月30日に終了した中間期	2017年9月30日に終了した中間期	2018年3月31日に終了した事業年度
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
期首残高 <sup>(1)</sup>	525,610	862,648	862,648
発行	4,684	142,870	307,400

償還	(14,838)	(51,689)	(137,199)
流動負債への分類変更	(23,263)	(65,320)	(111,557)
その他の変動	572	2,365	(3,533)
期末残高	492,765	890,874	917,759

#### ｂ．流動負債に含まれる社債およびその他の借入金

	2018年9月30日に終了 した中間期	2017年9月30日に終了 した中間期	2018年3月31日に終了 した事業年度
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
期首残高 <sup>(1)</sup>	27,129	78,104	78,104
発行	1,487	38,099	87,432
償還	(14,862)	(56,098)	(170,927)
非流動負債からの分類変更	23,263	65,320	111,557
その他の変動	495	(242)	(2,839)
期末残高	37,512	125,183	103,327

1) 2018年9月30日現在の変動表の期首残高はIFRS第9号を新たに適用したことによる調整を加味したものである。

上記の表中のその他の変動は、主に外国為替の変動、ならびに実効金利法を用いた社債およびその他の借入金の償却により生じたものである。

## 12．純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債

#### ａ．純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された非流動金融負債

	2018年9月30日に終了 した中間期	2017年9月30日に終了 した中間期	2018年3月31日に終了 した事業年度
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
期首残高 <sup>(1)</sup>	879,272	516,744	516,744
発行	161,579	74,984	104,935
償還	(7,184)	(6,550)	(9,572)
流動負債への組替	(23,258)	(82,027)	(97,590)
その他の変動	(48,845)	21,604	(2,708)
期末残高	961,564	524,755	511,809



## b. 純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された流動金融負債

	2018年9月30日に終了	2017年9月30日に終了	2018年3月31日に終了
	した中間期	した中間期	した事業年度
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
期首残高 <sup>(1)</sup>	333,661	186,301	186,301
発行	34,875	37,887	46,245
償還	(147,125)	(21,985)	(76,152)
流動負債への組替	23,258	82,027	97,590
その他の変動	10,793	30,374	8,347
期末残高	255,462	314,604	262,331

1) 2018年9月30日現在の変動表の期首残高はIFRS第9号を新たに適用したことによる調整を加味したものである。

上記の表におけるその他の変動は主に公正価値の変動、自己の信用リスクの変動、および外国為替の変動による影響からなっている。

純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債から生じその他の包括利益に計上されている自己の信用リスクの変動による影響は、2018年9月30日に終了した6ヶ月において3,560百万円の未実現の利益である（前事業年度は自己の信用リスクの変動による影響額は8,261百万円の損失である）。2018年9月30日現在の自己の信用にかかる評価調整の累積額は7,990百万円の未実現の利益である（2018年3月31日現在のIFRS第9号適用前の期首残高は1,063百万円の利益）。当社は野村グループのクレジットスプレッドの変動をもとにして自己クレジット調整額を計算し適用している。2018年4月1日のIFRS第9号の適用による自己の信用リスクの変動に関する記載については注記5を参照のこと。

## 13. その他の負債

	2018年9月30日現在	2018年3月31日現在
	単位：百万円	単位：百万円
受入担保金	-	1,937
その他	3,886	3,726
	3,886	5,663

当社は関連当事者との間で締結したISDA制定の担保契約書に基づき、デリバティブの取引相手から、デリバティブ取引に関連した担保金を受け入れている。その他に含まれている主なものは未払利息およびその他の未払費用である。

当社は当中間期中において、受け入れた担保金から42百万円の支払利息（前年同期：4百万円、前事業年度：18百万円）が発生した。

## 14. コミットメントおよび偶発債務

当社は当中間期末日現在、野村グループに対するローン・コミットメントの未実行残高として534,123百万円（前事業年度末日現在：146,540百万円）の残高がある。未実行のローン・コミットメントは実行される時点までは貸借対照表に計上されない。

## 15. 公正価値

公正価値とは、測定日に市場参加者との間の通常取引において資産を売却する際に受領または負債を移転する際に支払うと予想される価格をいう。公正価値測定は、資産を売却または負債を移転するための取引が次のいずれかにおいて行われているという前提に基づいている。

- 当該資産または負債の主たる市場、もしくは

- 主たる市場が存在しない場合には、当該資産または負債に対して最も有利な市場

主たる市場または最も有利な市場は、当社が利用可能なものでなければならない。

市場公表価格またはブローカー/ディーラーからの価格が入手できない場合は、公正価値の決定において類似金融商品の価格または価格算定モデルを使用することが考慮される。

## 金融資産および金融負債の公正価値

### 金融商品の帳簿価額と公正価値の比較

流動資産に含まれる金融資産および流動負債に含まれる金融負債のうち、関係会社からの借入金を含む償却原価で測定されるものの帳簿価額は、短期であり信用リスクもわずかであることから、公正価値と近似している。下記の表は、非流動資産に含まれる関係会社への貸付金と、非流動負債に含まれる社債およびその他の借入金の帳簿価額と公正価値の比較である。

2018年9月30日現在

	帳簿価額	時価	
		レベル2	レベル3
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
関係会社への貸付金	244,921	241,113	-
社債およびその他借入金	492,765	454,433	-

2018年3月31日現在

	帳簿価額	時価	
		レベル2	レベル3
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
関係会社への貸付金	229,946	226,013	-
社債およびその他借入金	917,759	861,392	-

## 公正価値の階層

- レベル1** 当社が取引可能な活発な市場における測定日現在の同一の資産または負債の未調整の公表価格。
- レベル2** 活発でない市場における取引価格、または直接・間接を問わず観察可能な他のデータで調整された取引価格。観察可能なデータを使用する評価方法は、金融商品の価格付けに市場参加者により使用される仮定を反映しており、測定日において独立した市場ソースから入手したデータに基づいている。
- レベル3** 金融商品の公正価値測定に有意で観察不能なデータ。観察不能なデータを用いた評価方法は、類似する金融商品を他の市場参加者が評価する際に使用するであろうと当社が仮定する見積もり、および測定日における利用可能な最善の情報に基づいている。

下記の表は、毎期経常的に公正価値評価される金融資産および金融負債を、当社の評価手法に使用しているインプットの透明性に基づき公正価値の階層ごとに分類表示したものである。

	2018年9月30日現在				2018年3月31日現在			
	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3
	単位: 百万円	単位: 百万円	単位: 百万円	単位: 百万円	単位: 百万円	単位: 百万円	単位: 百万円	単位: 百万円
<b>公正価値で測定される 金融資産</b>								
デリバティブ金融資産	133,233	-	73,900	59,333	150,353	-	89,629	60,724
外国為替関連デリバ ティブ	20,874	-	8,452	12,422	22,866	-	13,983	8,883
金利関連デリバティ ブ	51,663	-	8,007	43,656	65,455	-	19,360	46,095
株式関連デリバティ ブ	28,263	-	25,045	3,218	34,306	-	28,593	5,713
コモディティ・デリ バティブ	31,263	-	31,263	-	23,131	-	23,131	-
クレジット・デリバ ティブ	1,170	-	1,133	37	4,595	-	4,562	33
	133,233	-	73,900	59,333	150,353	-	89,629	60,724

	2018年9月30日現在				2018年3月31日現在			
	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3
	単位: 百万円	単位: 百万円	単位: 百万円	単位: 百万円	単位: 百万円	単位: 百万円	単位: 百万円	単位: 百万円
<b>公正価値で測定される 金融負債</b>								
デリバティブ金融負債	208,051	-	144,108	63,943	151,473	-	90,165	61,308
外国為替関連デリバ ティブ	106,669	-	93,767	12,902	50,437	-	41,554	8,883
金利関連デリバティ ブ	62,885	-	16,119	46,766	61,340	-	14,661	46,679
株式関連デリバティ ブ	31,802	-	27,577	4,225	34,355	-	28,642	5,713
コモディティ・デリ バティブ	2,379	-	2,379	-	748	-	748	-
クレジット・デリバ ティブ	4,316	-	4,266	50	4,593	-	4,560	33
純損益を通じて公正価 値で測定される金融商 品に指定された金融負 債	1,217,026	-	1,107,152	109,874	774,140	-	738,908	35,232
	1,425,077	-	1,251,260	173,817	925,613	-	829,073	96,540

### レベル3の公正価値の階層に分類された公正価値測定に関する調整

下記の表は、当中間期と前事業年度の期首残高と期末残高との間に生じた、レベル3に分類された金融商品の公正価値のすべての変動について、その推移を示したものである。

## 2018年9月30日現在

	デリバティブ 金融資産	デリバティブ 金融負債	純損益を通じて公正価値で 測定される金融商品に指定 された金融負債
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
<b>期首残高<sup>(1)</sup></b>	<b>52,432</b>	<b>54,942</b>	<b>55,624</b>
中間包括利益計算書に含まれている期間 の収益 / (損失) の合計 <sup>(2)</sup>	7,494	10,845	(1,187)
新規発行	-	-	64,609
決済額	368	(2,324)	(2,977)
レベル3への移動	1,338	3,777	6,416
レベル3からの移動	(2,299)	(3,297)	(12,611)
<b>期末残高</b>	<b>59,333</b>	<b>63,943</b>	<b>109,874</b>
報告期間末に保有されている金融商品に 対する中間包括利益計算書に含まれてい る期間の未実現利益 / (損失) の合計	8,100	(8,818)	3,315

## 2018年3月31日現在

	デリバティブ 金融資産	デリバティブ 金融負債	純損益を通じて公正価値で 測定される金融商品に指定 された金融負債
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
<b>期首残高</b>	<b>43,742</b>	<b>44,240</b>	<b>47,293</b>
中間包括利益計算書に含まれている期 間の収益 / (損失) の合計 <sup>(2)</sup>	17,820	17,922	1,394
新規発行	-	-	8,158
決済額	(3,509)	(4,159)	(2,203)
レベル3への移動	6,814	8,002	12,246
レベル3からの移動	(4,143)	(4,697)	(31,656)
<b>期末残高</b>	<b>60,724</b>	<b>61,308</b>	<b>35,232</b>
報告期間末に保有されている金融商品 に対する中間包括利益計算書に含まれ ている期間の未実現利益 / (損失) の 合計	33,109	(32,534)	519

1) 2018年9月30日期の変動表の期首残高はIFRS第9号を新たに適用したことによる調整を加味したものである。

2) 資産については、プラスの残高は利益を、マイナスの残高は損失を表している。負債については、プラスの残高は損失を、マイナスの残高は利益を表している。

上記の表中のデリバティブに係る損益は、中間包括利益計算書中の純トレーディング利益に含まれている。上記の表中の、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債による損益の合計は、中間包括利益計算書の純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関する純損失に含まれている。

当中間期および前事業年度において、レベル1に認識された金融資産および金融負債はない。したがって、レベル1とレベル2との間での移動は生じなかった。

当社では、公正価値の階層の中での金融商品のあるレベルから他のレベルへの移動は、すべて移動が発生したそれぞれの四半期の期首に起きたものとしている。したがって、移動に関して上記に計上されている金額は、かかる移動が発生したそれぞれの四半期の期首における当該金融商品の公正価値を表している。

## 主要な金融商品の評価手法

### デリバティブ：

当社が保有しているものは、区分処理された組込デリバティブを含めて、店頭（OTC）デリバティブのみである。こうした店頭デリバティブは内部モデルを使用して公正価値を算定するが、この内部モデルでは市場取引価格のほか、市場に基づいたインプットのモデルへの入力、市場の清算取引に対するモデルの調整、ブローカー・ディーラーの公表価格、合理的な水準で価格の透明性が認められる他の価格情報などといった、市場で観察される他の証拠を可能な限り用いている。評価手法としては、単純な割引期待キャッシュ・フロー計算のほか、ブラックショールズ・モデルとモンテカルロ・シミュレーションが使われている。有意なインプットすべてが市場の証拠で裏付けられる場合には、区分処理された組込デリバティブを含む店頭デリバティブは公正価値の階層のレベル2に分類されている。

相関係数、長期ボラティリティ等の有意な観察不能なインプットを用いてモデルを使って算定されるデリバティブは、レベル3に分類される。当社でレベル3に分類されるデリバティブの例としては、金利関連のエキゾチック・デリバティブ、外国為替関連のエキゾチック・デリバティブ、株式関連のエキゾチック・デリバティブ、金利リスクと外国為替リスクと株式リスクを組み合わせたエキゾチック・デリバティブ、長期またはエキゾチック・クレジット・デリバティブを含むその他の取引等がある。

評価手法はパラメーターに依拠するが、こうしたパラメーターは、同等の取引が現状の市場で取引されていない、あるいは市場データが得られないといったことにより、必ずしも市場で観察可能なものではない。このような評価手法は仮定に基づいていることから、前提となる仮定が変更となった場合には、これらの評価手法を用いて算定された公正価値も変わる可能性がある。

当中間期では、合計で1,338百万円（前事業年度：6,814百万円）の金融資産および3,777百万円（前事業年度：8,002百万円）の金融負債がレベル3へ移動した。金融資産側で移動した金額に含まれる主なものは、株式関連デリバティブの1,315百万円（前事業年度：主として6,431百万円の株式関連デリバティブ）であり、一部のボラティリティや相関係数が観察不能となった、または観察不能なパラメーターの重要度が増したことによりレベル3へ移動した。金融負債側で移動した金額に含まれる主なものは、株式関連デリバティブの3,563百万円（前事業年度：主として6,431百万円の株式関連デリバティブ）であり、一部のボラティリティや相関係数が観察不能となった、または観察不能なパラメーターの重要度が増したことによりレベル3へ移動した。

当中間期では、合計で2,299百万円（前事業年度：4,143百万円）の金融資産および3,297百万円（前事業年度：4,697百万円）の金融負債がレベル3から移動した。金融資産側で移動した金額に含まれる主なものは、金利関連デリバティブの1,269百万円および株式関連デリバティブの1,018百万円（前業年度：主として3,040百万円の株式関連デリバティブ）であり、一部のボラティリティや相関係数が観察可能となった、または観察不能なパラメーターの重要度が低下したことによりレベル3から移動した。金融負債側で移動した金額に含まれる主なものは、金利関連デリバティブの1,290百万円および株式関連デリバティブの1,465百万円（前事業年度：主として3,040百万円の株式関連デリバティブ）であり、一部のボラティリティや相関係数が観察可能となった、または観察不能なパラメーターの重要性が低下したことによりレベル3から移動した。

当社はIFRS第13号第48項の例外規定を適用し、金融資産および金融負債の公正価値を仲値に基づいて測定している。組込デリバティブが分離されている複合金融商品や純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定されている金融商品の場合には、当該複合金融商品のエクスポージャーはヘッジデリバティブによって相殺されている。

### ミディアム・ターム・ノート：

当社はメディアム・ターム・ノートを発行しており、当該債券は投資家が受け取るリターンを単純な固定もしくは変動金利から、株価、株価指数、コモディティの価格、外国為替レート、第三者機関による信用格付けやより複雑な金利等の変数によって変動するリターンに変更させるような要素（すなわち、組込デリバティブ）を内包している。

そのような仕組債の時価は、仕組債に内包されている要素によって、利用可能な場合は活発な市場における同一の性質を持つ負債の建値、利用不可能な場合は、同一の性質を持つ負債が資産として取引された時の建値、類似の負債もしくは類似の負債が資産として取引された時の建値、またはディスカウント・キャッシュフロー評価手法（DCF法）とオプション・プライシング・モデルを組み合わせた内部モデルなどの評価手法が組み合わされ使用されて決定される。負債性金融商品の公正価値評価のために使用される重要なインプットにはイールドカーブ、期限前償還率、倒産可能性および損失度が含まれる。

## 評価プロセス

当社は、公正価値の階層内でレベル3に分類される金融商品を含む、本中間財務書類上に計上される金融商品のあらゆる公正価値測定の適正性を確保するため、金融商品のリスクを負うトレーディング部門から独立した組織として、公正価値測定の裁定または検証を行うための管理機能および支援機能を有する野村グループのガバナンス・フレームワークの中に全面的に統合されている。

評価方針および手続の定義、実行および管理している野村グループ内の部署は、以下のとおりである。

- ・ 野村グループの財務部門内のプロダクト・コントロール・バリュエーション・グループ（以下「PCVG」という。）が、一義的には公正価値測定の決定に関して、評価方針および手続の決定、履行について責任を有している。特に当該グループが、各タイプ別の金融商品に対する評価方針の文書化を担当している。野村グループのトレーディング部門は当社の金融商品の価格を付けることについてマーケット・メーカーや投資の専門家として責任を負う一方で、PCVGは独立した立場でその価格の検証および認証を行う責任を負う。意見の相違が生じた場合や公正価値の見積もりに判断が必要な場合には、本中間財務書類に計上される公正価値は、トレーディング部門から独立したシニア・マネジメントによって評価される。PCVGはプロダクト・コントロールのグローバルヘッド、そして最終的に野村グループのCFOに報告を行っている。
- ・ 野村グループの財務部門内のアカウンティング・ポリシー・グループは、公正価値の決定に関連した意見書も含め、グループの会計方針と手続を定めている。このグループは、アカウンティング・ポリシーのグローバルヘッド、そして最終的に野村グループのCFOに報告を行っている。
- ・ 野村グループのリスク・マネジメント部門内のグローバル・モデル・バリデーショングループ（以下「MVG」という。）は、公正価値測定を行うモデルの設計や開発を行う部署とは独立した立場で、当該モデルの適正性および一貫性を確認している。MVGはチーフ・リスク・オフィサーに報告を行っている。

## 独立した価格評価の検証プロセス

独立した価格評価の検証プロセス（Independent Price Verification Processes、以下「IPVプロセス」という。）における主要な目的は、野村グループのすべての金融商品に適用されている公正価値測定の適正性を検証することである。このプロセスでは、可能な限り観察可能なデータを用いており、観察不能なデータを必要とする場合には、適用する評価手法およびデータの適正性、合理性および整合性の確保を行っている。

IPVプロセスは、定期的に外部の水準に対するすべてのポジションの公正価値を検証しようとするものである。このプロセスには、取引状況、指標、価格などのデータを内部および外部のデータソースから取得し、ポジションを外部価格に置き換えた場合の影響を調査することを含む。また、担保の受渡しプロセスにおいて、取引の評価に差異があり、担保金額の公正価値評価に差異がある場合、適正な公正価値を確定するためにその差異を調査している。

ブローカー、ディーラーあるいはコンセンサス・プライシング・サービスに基づいた外部の価格情報をIPVプロセスの一部として使用する場合、その情報が直近の市場の実勢取引を反映しているか、またはその価格で商品自体ないし類似の金融商品の取引の執行が現在可能かについて検討を行う。そのような取引や価格の情報が無い場合、当該金融商品は通常レベル3に分類される。

公正価値測定のためのインプットについて観察可能な市場情報が欠如している場合、PCVGおよびMVGは比較可能な商品、サーフェス、カーブおよび過去の取引を含めた利用可能な情報を考慮し、データの妥当性を評価する。追加調整は、相関係数等のデータが不確実な場合、もしくはトレーディング・デスクが市場水準の確認のため取引を行った場合などに行われる。

### 有意な観察不能なインプットおよび仮定に関する定量的情報

下記の表は、レベル3金融商品に使用される有意な観察不能なインプットおよび仮定に関する情報を示している。これらの金融商品は、一般的に公正価値階層のレベル2に使用される観察可能な評価インプットも含んでいる。

下記の表は、レベル3の金融資産および金融負債の公正価値測定に使用されている評価手法とインプットを示したものである。

2018年9月30日現在の 公正価値					
単位：百万円					
	金融資産	金融負債	評価手法	有意な観察不能なイン プット	インプットの 評価範囲 <sup>(1)</sup>
外国為替関連デリバティブ	12,422	12,902	将来キャッシュ フローの割引現 在価値 (「DCF」) / オプション モデル	為替ボラティリティ [%]	14.48-15.04%
金利関連デリバティブ	43,656	46,766	DCF / オプション モデル	金利 為替ボラティリティ [%] 金利ボラティリティ [bp] 相関係数 (-1.0 to 1.0)	0.27-2.79% 11.19-15.07% 33.79-69.02 -0.25-0.98
株式関連デリバティブ	3,218	4,225	DCF / オプション モデル	配当利回り 株ボラティリティ [%] 相関係数 (-1.0 to 1.0)	0.00-4.38% 13.89-58.70% -0.75-0.89
クレジット・デリバティブ	37	50	DCF	クレジットスプレッド リカバーレート	0.09-1.10% 35.00-35.00%
純損益を通じて公正価値 で測定される金融商品に 指定された金融負債	-	109,874	DCF / オプション モデル	金利 為替ボラティリティ [%] 金利ボラティリティ [bp] 相関係数 (-1.0 to 1.0)	0.27-2.79% 11.19-15.07% 33.79-54.40 -0.25-0.98
<b>合計</b>	<b>59,333</b>	<b>173,817</b>			

2018年3月31日現在の  
公正価値

単位：百万円

	金融資産	金融負債	評価手法	有意な観察不能なイン プット	インプットの 評価範囲(1)
外国為替関連デリバティブ	8,883	8,883	DCF / オプション モデル	為替ボラティリティ[%]	14.92-15.54%
金利関連デリバティブ	46,095	46,679	DCF / オプション モデル	金利 為替ボラティリティ[%] 金利ボラティリティ[bp] 相関係数(-1.0 to 1.0)	0.17-2.93% 11.22-15.58% 33.48-62.41 -0.25-0.98
株式関連デリバティブ	5,713	5,713	DCF / オプション モデル	配当利回り 株ボラティリティ[%] 相関係数(-1.0 to 1.0)	0.00-5.64% 7.31-50.94% -0.75-0.89
クレジット・デリバティブ	33	33	DCF	クレジットスプレッド リカバリーレート	0.15-1.00% 35.00-35.00%
純損益を通じて公正価値で 測定される金融商品に指定 された金融負債	-	35,232	DCF / オプション モデル	金利 為替ボラティリティ[%] 金利ボラティリティ[bp] 相関係数(-1.0 to 1.0)	0.17-2.61% 11.22-15.54% 33.48-54.98 -0.25-0.89
<b>合計</b>	<b>60,724</b>	<b>96,540</b>			

1) 範囲に関する情報はパーセンテージおよび係数で示され、各種金融商品を評価するために使用される有意な観察不能な評価インプットの最高値と最低値を示している。その範囲に大きな差があることは、必ずしも評価インプットに不確実性または主観性が拡大していることを意味しておらず、主として当該金融商品そのものの特徴が異なることによる。

### 観察不能なインプットの変動に対する公正価値の感応度

レベル3に分類される金融商品の評価が、一般市場心理、信用、金利、外国為替、相関係数のみならずさまざまな要因によって変動することを考慮すると、状況がさらに悪化した場合には現在の価値は引き続き減少する可能性がある。それとは逆に、状況が改善した場合には、レベル3のポートフォリオの価値の増加が見込まれることになる。ただし、経営者はレベル3に分類される金融商品のネットポジションに重大な影響を及ぼすことは予期していない。

当社はメディアム・ターム・ノートのエクスポージャーをヘッジするためにデリバティブ取引を行っているため、レベル3のポートフォリオの価値の増減は、当社の損益に重大な影響を及ぼすものではない。ヘッジするためのデリバティブ取引は、負債性金融商品に組み込まれたデリバティブから生じるポジションを相殺し、当該金融商品に関連する観察不能なインプットの変動に対する公正価値の感応度を限定的なものとしている。

上記の表に記載されている各種金融商品に対し、当社が使用する有意な観察不能なインプットや仮定の変化が当該金融商品の公正価値に影響を及ぼすことがある。観察不能なインプットとそのインプット間の相関関係の変動に対するレベル3の公正価値測定の感応度は以下のとおりである。



デリバティブ - デリバティブの原資産から生じるリスクに関して当社のポジションがロングであれば、金利や信用スプレッドのようなデリバティブの原資産の個別の要素の大幅な上昇（低下）や、配当利回りの大幅な低下（上昇）によって、公正価値測定は大幅に増加（減少）することになる。デリバティブの原資産から生じるリスクに関して当社のポジションがショートである場合には、この変動による影響は当社が報告する公正価値測定に逆の影響を及ぼすことになると思われる。

オプション価値やリカバリーレートや相関係数に関して当社のポジションがロングであり、ボラティリティやリカバリーレートや相関係数が大幅に上昇（低下）した場合には、通常、公正価値測定は大幅に増加（減少）することになる。当社のオプション価値やリカバリーレートや相関係数のポジションがショートである場合には、これらの変動の影響は公正価値測定に逆の影響を及ぼすことになると思われる。

純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債 - 純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債にデリバティブが組み込まれている場合、その組込デリバティブは投資家への単純な固定または変動金利のリターンを、株価もしくは株価指数、商品相場、為替レート、第三者の信用格付、またはより複雑な金利等の変数に応じたリターンに変換する特徴をもっている。

デリバティブ金融商品がこのような純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の変動を相殺するリスク管理目的で保有されていることを考慮すると、観察不能なインプットの変動に対する純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の公正価値の感応度はデリバティブのものとは反対の方向になると予想される。

レベル3金融商品の有意な観察不能なインプット間には、予測可能な相関はない。

以下の表は、考え得る異なる値が観察不能なインプットとして公正価値の算出に使用された場合に予想されるレベル3金融商品に対する影響を示している。

	2018年9月現在
	単位：百万円
外国為替関連のデリバティブ	1,663
金利デリバティブ	4,099
株式デリバティブ	1,717
合計	7,479

観察不能なインプットが使用されている金融商品は、独立した価格評価の検証プロセスにおいて時価に対してある一定以上の見込み影響額が予想されるような場合にレベル3に分類される。

上記の影響額はデリバティブにのみ由来しておりインプットの増減によって利益または損失として認識される。通常、見込みとは反対の影響額が発行された社債から生じると考えられるが上記の表には含まれていない。

集計されたリスクは個々の取引が持つリスク量の総額で計算されており、想定される取引間での逆サイドのポジションはネットされていないので、市場の動きによっては見込み影響額が実際より多く計算されることがある。

## 初日利益および損失

金融商品の公正価値は、通常は取引価格（すなわち支払対価または受取対価の公正価値）である。ただし場合によっては、当初の公正価値は、観察可能な市場データのみを用いる価格算定モデルか、条件変更やリパッケージがされていない同一金融商品の観察可能な市場取引に基づいている。このような評価手法が使用された場合は、観察可能なインプットにより公正価値が算定されるため、公正価値と取引価格との差額は、当初、中間包括利益計算書で認識されている。

有意な観察不能なパラメーターを用いる評価手法が、当初の公正価値の算定に使用されることもある。この状況では、取引価格とモデル評価の差額は、インプットが観察可能となった時点、または当該金融商品の認識が中止された時点で、中間包括利益計算書で認識されている。

有意な観察不能なパラメーターを用いる評価手法により算定されたことから生じる利益または損失は、当該パラメーターが観察可能になるまで、あるいは当該金融商品の認識が中止されるまで、契約期間にわたって繰り延べられる。一方で、当初認識後の公正価値の変動は損益として認識される。こうした金融商品から生じている損益として認識されていない公正価値の合計額は、当中間期末日現在には、640百万円の利益（前事業年度末日現在：625百万円の利益）となった。

	2018年9月30日	2018年3月31日
	単位：百万円	単位：百万円
期首残高	625	1,264
新規取引	-	95
当年度中に純損益に認識された金額	15	(734)
期末残高	640	625

## 16. 金融資産と金融負債の相殺

下記の表は、マスターネットティング契約や同種の契約の対象となる金融資産および金融負債の概要を示したものである。

2018年9月30日現在						
単位：百万円						
	認識されている金融資産/負債の総額 <sup>(1)</sup>	財政状態計算書上相殺されている総額	財政状態計算書上に計上されている金額	財政状態計算書上相殺されていない関連金額		
				金融商品 <sup>(2)</sup>	担保金 <sup>(3)</sup>	純額
デリバティブ金融資産	71,603	-	71,603	(71,603)	-	-
関係会社への貸付金	194,046	-	194,046	-	-	194,046
その他の資産	45,990	-	45,990	(44,192)	-	1,798
<b>金融資産合計</b>	<b>311,639</b>	<b>-</b>	<b>311,639</b>	<b>(115,795)</b>	<b>-</b>	<b>195,844</b>
デリバティブ金融負債	199,874	-	199,874	(115,795)	(84,079)	-
<b>金融負債合計</b>	<b>199,874</b>	<b>-</b>	<b>199,874</b>	<b>(115,795)</b>	<b>(84,079)</b>	<b>-</b>

2018年3月30日現在

単位：百万円

**財政状態計算書上  
相殺されていない関連金額**

	認識されている金融資産/負債の総額 <sup>(1)</sup>	財政状態計算書上相殺されている総額	財政状態計算書上に計上されている金額	金融商品 <sup>(2)</sup>	担保金 <sup>(3)</sup>	純額
デリバティブ金融資産	67,382	-	67,382	(65,649)	(1,733)	-
関係会社への貸付金	202,647	-	202,647	-	-	202,647
その他の資産	19,220	-	19,220	(16,692)	-	2,528
<b>金融資産合計</b>	<b>289,249</b>	<b>-</b>	<b>289,249</b>	<b>(82,341)</b>	<b>(1,733)</b>	<b>205,175</b>
デリバティブ金融負債	141,895	-	141,895	(82,341)	(59,554)	-
<b>金融負債合計</b>	<b>141,895</b>	<b>-</b>	<b>141,895</b>	<b>(82,341)</b>	<b>(59,554)</b>	<b>-</b>

- 1) マスター契約や類似の契約に含まれていないため区分処理された組込デリバティブは除外されている。
- 2) これらは、貸借対照表上は相殺が認められていないが、取引相手方の債務不履行、支払不能もしくは倒産時には相殺する権利を当社が有している金額を表している。
- 3) デリバティブのプラス時価に対して受け入れた担保金および、デリバティブのマイナスの時価に対して差し入れた担保金は、それぞれその他の負債およびその他の資産に計上されている。

当社はすべてのデリバティブ取引相手との間で、取引相手方の債務不履行、支払不能もしくは倒産時には相殺する権利を当社が有することになるISDAのマスター契約を締結している。また当社は、取引相手方のうちの1社との間でマスターネットリング契約を締結したことにより、オンバランスシート取引およびオフバランスシート取引双方に関し、当該取引相手方の債務不履行時、支払不能もしくは倒産時には相殺する権利を有している。これらの契約によれば、同一の取引相手との間の同一の原契約に関するグロスエクスポージャーに対し、その信用エクスポージャーを削減することになる。

ネットリング契約は、通常、取引当事者同士で合意された原則的な条件を取り決めているマスターネットリング契約を指す。マスターネットリング契約では、ネットリング額の算定原則、担保の種類、債務不履行や他の倒産事由の定義、債務不履行の際の損害額や必要となる文書等に関して取り決められている。また、マスターネットリング契約は、取引当事者間における取引のすべてもしくはできる限り多くの取引を契約下にすべく条件が定められている。こうして個々の取引はマスターネットリング契約下における取引となり、取引当事者同士が互いに営業活動を行う際、この契約が単一の基本契約となる。このようにして信用リスクを低減させることに加え、相殺条項を定めた単一契約の下で個別取引を行うことにより、複数の法域または複数の契約にまたがる取引の決済リスクを低減することもできる。

## 17. 関連当事者

本中間財務書類の他の箇所が開示されているように、当社が当中間期中に関連当事者との間で行った重要な取引は以下のとおりである。

### a. 親会社との取引

- ・ 当社はNHIとの間で金銭消費貸借契約を締結しており、当中間期の受取利息は4,336百万円であった（前年同期：4,598百万円、前事業年度：9,503百万円）。当中間期末日現在、NHI向けの貸付金残高

は1,310,800百万円（前事業年度末日現在：1,251,400百万円）であり、残高はすべて無担保である。当中間期のNHIへの貸付金に関する減損は19百万円であった（前年同期および前事業年度において、NHIへの貸付金に関する減損は認識されていない。）。

- ・ 当社は、当社の社債に対する保証人の1社であるNHIとディーラー契約を締結しており、計算対象期間における社債の平均発行残高に基づいて手数料を支払うことに合意している。当中間期に371百万円の保証料が支払手数料等に計上されている（前年同期：364百万円、前事業年度：739百万円）。当中間期末日現在、NHIへの未払保証料は371百万円（前事業年度末日現在：739百万円）である。
- ・ オランダの国内事前確認制度（前事業年度の年次財務書類の注記10を参照のこと。）に基づいて、当社はNHIに対し調整額を支払うことに合意した。その結果、調整額の1,535百万円（前年同期：3,979百万円、前事業年度：7,596百万円）は当中間期の一般管理費に計上されている。当中間期末日現在、1,535百万円（前事業年度末日現在：58百万円）はその他の負債に未払計上されている。
- ・ 当中間期に、NHIのITインフラストラクチャーのサポート及びその他のサービスに関するサービス費用は、219百万円（前年同期：213百万円、前事業年度：437百万円）であった。この費用は中間包括利益計算書の中の一般管理費に計上されている。当中間期末日現在、NHIへの未払金は202百万円（前事業年度末日現在：239百万円）である。

## b. 執行取締役との取引

当中間期末日現在、当社の執行取締役は2名であり、野村グループ内から派遣されている。当中間期において、当社が負担した当該執行取締役への報酬はなかった（前年同期：なし、前事業年度：なし）。

## c. その他の関連当事者との取引

- ・ 当社は他の関連当事者との間で金銭消費貸借契約を締結しており、当中間期の受取利息は9,953百万円（前年同期：9,462百万円、前事業年度：19,070百万円）であった。残高はすべて無担保である。当中間期において関係会社への貸付金に関する減損は117百万円であった（前年同期および前事業年度において、関係会社への貸付金に関する減損は認識されていない。）。
- ・ 当社は他の関連当事者との間で金銭消費貸借契約を締結している。かかる契約に関する当中間期の支払利息は9,412百万円（前年同期：4,403百万円、前事業年度：10,585百万円）であった。
- ・ 当社はISDA制定のマスター契約書に基づいて、他の関連当事者とデリバティブ契約を締結している。当中間期末日現在、他の関連当事者との間のデリバティブ金融資産およびデリバティブ金融負債の残高は、それぞれ71,603百万円および199,874百万円（前事業年度末日現在：デリバティブ金融資産67,382百万円、デリバティブ金融負債141,895百万円）である。
- ・ 当中間期末日現在、流動性対策やマーケット・メイク業務の一環として、野村グループで保有している当社の社債の発行残高は16,545百万円（前事業年度末日現在：14,674百万円）であり、そのうちの2,959百万円（前事業年度末日現在：10,894百万円）は社債およびその他の借入金に分類されており、13,586百万円（前事業年度末日現在：3,780百万円）は純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に分類されている。
- ・ 当社は、当社の社債の保証人である野村グループの関連当事者1社とディーラー契約を締結しており、計算対象期間における社債の平均発行残高に基づいて、保証料を支払うことに同意している。当中間期には、4百万円の保証料が支払手数料等に計上されている（前年同期：4百万円、前事業年度：8百万円）。当中間期末日現在、未払保証料の残高は4百万円（前事業年度末日現在：8百万円）である。
- ・ 当社は、当中間期において、一部の関連当事者の人員によるサポートに係るサービスフィーを44百万円支払っており、中間包括利益計算書の中の一般管理費に計上されている（前年同期：61百万円、前事業年度：123百万円）。
- ・ 当社は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に分類される社債を含め、当社が発行するすべての社債の引受を行う野村グループの関連当事者の1社との間でディーラー契約を締結した。当社はその他の関連当事者との間でデリバティブ取引を締結することにより、当該社債の仕組物としての特性を経済的にヘッジしている。当該社債から生じる損益は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関する純損失で認識され、デリバティブ取引から生じる損益は、純トレーディング利益で認識されている。

- ・ 当社は、デリバティブの取引相手方に対して、デリバティブ取引に関連した担保金を差し入れており、また、デリバティブの取引相手から、デリバティブ取引に関連した担保金を受け入れており、利息が発生している（注記9および注記13を参照のこと。）。

## 18. 後発事象

報告日現在、当中間期の後に、本中間財務書類の注記の修正もしくは注記における開示が必要となるような事象は生じていない。

## 2【その他】

### (1) 後発事象

当社が2018年10月1日から2018年11月30日までの間にユーロ・ノート・プログラム（「第3 事業の状況 - 4 経営上の重要な契約等」を参照のこと。）に基づいて発行した社債残高は、円貨建債計53,440百万円、ブラジル・リアル建債計24百万ブラジル・リアル、インド・ルピー建債計760百万インド・ルピー、米ドル建債計120.64百万米ドル、豪ドル建債計9百万豪ドル、南アフリカ・ランド建債計55百万南アフリカ・ランド、トルコ・リラ建債計141百万トルコ・リラ、メキシコ・ペソ建債計120百万メキシコ・ペソ、ニュージーランド・ドル建債計1.5百万ニュージーランド・ドル、インドネシア・ルピア建債計5,000百万インドネシア・ルピア、ロシア・ルーブル建債計20百万ロシア・ルーブルとなっている。

### (2) 訴訟

重要な訴訟等はない。

### (3) 本国と日本における会計原則および会計慣行の主要な相違

本書記載の中間財務書類の作成基礎であるIFRSについて、日本における会計処理の原則および手続ならびに中間財務書類の表示方法（以下「日本の会計原則」という。）と比べ、次の相違が存在する。

#### 1．組込デリバティブの区分処理

IFRS第9号では、デリバティブと金融負債が組み合わされた契約について、次の要件を全て満たす場合は、組込デリバティブを主契約である金融負債と区分して会計処理しなければならない。

- ・組込デリバティブの経済的特徴およびリスクが主契約の経済的特徴およびリスクと密接に関連していないこと
- ・組込デリバティブと同一条件の独立の金融商品ならば、デリバティブの定義に該当すること
- ・当該契約全体が、公正価値で測定して公正価値変動を純損益に認識するものではないこと

他方、日本の会計原則では、デリバティブと金融資産または金融負債のいずれかが組み合わされた契約について、次の要件を全て満たす場合は、原則として組込デリバティブを金融資産または金融負債と区分して会計処理しなければならない。

組込デリバティブのリスクが現物の金融資産または金融負債に及ぶ可能性があること

組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たすこと

当該契約全体について、時価の変動による評価差額が当期の損益に反映されないこと

ただし、日本の会計原則では、上記 または を満たさない場合でも、管理上、組込デリバティブを区分しているときは、区分処理することができる。

#### 2．金融資産または金融負債を公正価値で測定する指定（公正価値オプション）

IFRS第9号では、金融資産または金融負債の当初認識時において、一定の要件を満たす場合には、当該金融資産または金融負債を、純損益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定をすることが認められる。

他方、日本の会計原則では、かかる指定は認められない。

## 第7【外国為替相場の推移】

該当事項なし。

## 第8【提出会社の参考情報】

平成30年4月1日以降、本書提出日までの間において提出された書類および提出日は以下のとおりである。

- (1) 有価証券届出書の訂正届出書  
平成30年4月27日 平成30年2月27日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (2) 臨時報告書およびその添付書類  
平成30年5月7日 関東財務局長に提出（提出理由：金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号）
- (3) 訂正発行登録書およびその添付書類  
平成30年5月7日 平成29年8月28日提出の発行登録書の訂正発行登録書を関東財務局長に提出
- (4) 有価証券届出書の訂正届出書およびその添付書類  
平成30年5月8日 平成30年2月27日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (5) 有価証券届出書の訂正届出書  
平成30年5月15日 平成30年2月27日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (6) 有価証券届出書の訂正届出書  
平成30年6月26日 平成30年2月27日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (7) 有価証券届出書の訂正届出書  
平成30年7月27日 平成30年2月27日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (8) 有価証券報告書およびその添付書類  
平成30年8月14日 関東財務局長に提出
- (9) 有価証券届出書の訂正届出書およびその添付書類  
平成30年8月15日 平成30年2月27日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (10) 有価証券届出書の訂正届出書  
平成30年11月1日 平成30年2月27日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (11) 有価証券届出書の訂正届出書  
平成30年11月15日 平成30年2月27日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (12) 有価証券届出書の訂正届出書  
平成30年11月21日 平成30年2月27日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

## 第1【保証会社情報】

## 1【保証の対象となっている社債】

社債の名称	発行年月日	売出券面額の 総額又は振替 社債の総額	償 還 額	2018年9月30日 現在の未償還額	上 場
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2018年9月満期 米ドル建変動利付社債	2013年9月12日	2,930万米ドル	2,930万米ドル	0米ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2018年10月満期 米ドル建固定利付社債(注)	2013年10月23日	5,340万米ドル	0米ドル	5,340万米ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2018年10月満期 米ドル建変動利付社債(注)	2013年10月23日	5,557万米ドル	0米ドル	5,557万米ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2018年12月満期 米ドル建固定利付社債(注)	2013年12月19日	1,700万米ドル	0米ドル	1,700万米ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2018年12月満期 米ドル建変動利付社債(注)	2013年12月19日	852万4,000米ドル	0米ドル	852万4,000米ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2019年1月満期 米ドル建社債	2014年1月27日	5,900万米ドル	0米ドル	5,900万米ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2019年6月満期 E T F 交換権付与型豪ドル建社債 対象証券：NEXT FUNDS JPX 日経インデックス400連動型上場投信(証券コード：1591)	2014年6月18日	3,267万豪ドル	0豪ドル	3,267万豪ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2019年7月満期 利率ステップアップ型円/豪ドル・デュアル・カレンシー社債(任意繰上償還条項付)	2014年7月22日	33億2,000万円	0円	33億2,000万円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2019年9月満期 利率ステップアップ型円/豪ドル・デュアル・カレンシー社債(任意繰上償還条項付)	2014年9月16日	74億6,000万円	1億5,400万円	73億600万円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2019年12月満期 利率ステップアップ型円/豪ドル・デュアル・カレンシー社債(任意繰上償還条項付)	2014年12月15日	25億3,000万円	0円	25億3,000万円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2020年1月満期 円/豪ドル・デュアル・カレンシー社債(円貨償還条件付)(任意繰上償還条項付)	2018年1月23日	85億2,600万円	0円	85億2,600万円	該当事項なし



野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2020年1月満期 株価指数参照 円建社債(固定クーポン型・早期償還条項付) 参照指数：日経平均株価	2018年1月23日	80億8,200万円	0円	80億8,200万円	該当事項なし
--	------------	------------	----	------------	--------

(注) 2018年9月30日以降、本書提出日までの間に全額償還されている。

## 2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

保証会社である野村ホールディングスは、継続開示会社である。

### (1)【保証会社が提出した書類】

#### 【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

有価証券報告書

事業年度（第114期）（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

平成30年6月25日 関東財務局長に提出

四半期報告書

事業年度（第115期第2四半期）（自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日）

平成30年11月14日 関東財務局長に提出

#### 【臨時報告書】

平成30年6月26日 関東財務局長に提出（提出理由：金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号）

平成30年10月30日 関東財務局長に提出（提出理由：金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2）

#### 【訂正報告書】

訂正報告書（上記の平成30年10月30日付の臨時報告書の訂正報告書）を平成30年11月20日に関東財務局長に提出

### (2)【上記書類を縦覧に供している場所】

名 称	所 在 地
野村ホールディングス株式会社本店	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

## 3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項なし。

## 第2【保証会社以外の会社の情報】

### 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

1. 野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2019年6月満期 E T F 交換権付与型 豪ドル建社債 対象証券：NEXT FUNDS JPX日経インデックス400連動型上場投信(証券コード：1591)

#### (1) 発行日

2014年6月18日

#### (2) 売出金額

3,267万豪ドル

(3) 上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名  
該当事項なし。

(4) 償還対象受益権の発行会社の名称および住所  
野村アセットマネジメント株式会社  
東京都中央区日本橋一丁目12番1号

(5) 理 由

本社債は、該当する訂正発行登録書に記載の条件に従い、(a)参照期間中のある本取引所営業日において、参照価格がノックイン価格以下であり、かつ(b)判定価格が基礎価格未満であると計算代理人が判断した場合、償還対象受益権口数および残余現金額（もしあれば）の交付により償還されるため、償還対象受益権であるNEXT FUNDS JPX日経インデックス400連動型上場投資信託に関する以下の情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすものと判断される。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 償還対象受益権についての詳細

種類：	証券投資信託の受益権
受益権残存口数：	45,356,326口（平成30年10月7日現在）
上場金融商品取引所：	株式会社東京証券取引所

## 2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

以下の書類は、平成30年12月18日までに関東財務局に提出され、かつ、EDINETを通じて閲覧が可能であった書類である。

1. 野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイ 2019年6月満期 E T F 交換権付与型 豪ドル建社債 対象証券：NEXT FUNDS JPX日経インデックス400連動型上場投信(証券コード：1591)

### 野村アセットマネジメント株式会社（ファンド名称：NEXT FUNDS JPX日経インデックス400連動型上場投信）の情報

(1) 償還対象受益権に関して当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

（第9期）（自 平成29年10月8日 至 平成30年4月7日）

平成30年6月27日関東財務局長に提出

四半期報告書または半期報告書

該当事項なし。

臨時報告書

該当事項なし。

訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称

所 在 地

野村アセットマネジメント株式会社本店  
株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号  
東京都中央区日本橋兜町2番1号

### 3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項なし。

## 第3【指数等の情報】

### 1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

ハンセン指数・レバレッジインデックス、ハンセン指数・ショートインデックス、韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスおよび韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス（本項において、以下個別にまたは総称して「本指数」という。）

#### 1 理由

##### (1) 当社の発行している有価証券

- ( ) NEXT NOTES 香港ハンセン・ダブル・ブル ETN
- ( ) NEXT NOTES 香港ハンセン・ベア ETN
- ( ) NEXT NOTES 韓国KOSPI・ダブル・ブル ETN
- ( ) NEXT NOTES 韓国KOSPI・ベア ETN

本項においては、上記( )から( )までの受益証券発行信託に係る受益権を個別にまたは総称して「本受益権」という。また、各本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を個別にまたは総称して「本外国指標連動証券」という。

##### (2) 各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ本指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

#### 2 内容

##### ハンセン指数

ハンセン指数は、香港取引所上場の浮動株に基づく時価総額加重平均指数である。指数構成銘柄は、ハンセン商工業株指数、ハンセン金融株指数、ハンセン公益事業株指数およびハンセン不動産株指数という4つの業種別指数に分かれており、1964年7月31日を基準日とし、その日の時価総額を100として算出される。一方、トータルリターンハンセン指数（配当込指数）は、1990年1月2日の指数値を2,838.07ポイントとして計算されている。

##### 韓国総合株価指数200

韓国総合株価指数200は、韓国証券取引所上場の主要200銘柄からなる時価総額加重平均指数である。1990年1月3日を基準日とし、その日の時価総額を100として算出される。

##### 韓国総合株価指数200（先物）

韓国総合株価指数200（先物）は、韓国総合株価指数200先物市場に上場している直近限月の価格の値動きに連動した指数である。2007年1月2日を基準日とし、その日の時価総額を1,000として算出される。

（ ロール時は直近限月と翌限月を加重平均、またロールオーバーコスト込み指数である。）

ハンセン指数・レバレッジインデックス、ハンセン指数・ショートインデックス、韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス、韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス

ハンセン指数・レバレッジインデックスは、日々の騰落率をハンセン指数の騰落率の2倍として計算された指数で、2006年1月3日の指数値を14,944.77ポイントとして計算されている。

ハンセン指数・ショートインデックスは、日々の騰落率をトータルリターンハンセン指数（配当込指数）の騰落率の-1倍として計算された指数で、2006年1月3日の指数値を26,650.28ポイントとして計算されている。

韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスは、日々の騰落率を韓国総合株価指数200の騰落率の2倍として計算された指数で、2010年2月22日の指数値を217.81ポイントとして計算されている。

韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスは、日々の騰落率を韓国総合株価指数200（先物）の騰落率の-1倍として計算された指数で、2009年9月16日の指数値を1,062.83ポイントとして計算されている。

### ハンセン指数・レバレッジインデックスの計算方法

$$HSILI(T) = HSILI(T-1) \times [1 + \{K \times (HSI(T)/HSI(T-1) - 1) - (K-1) \times (HIBOR/365) \times D(T,T-1) - K \times (K-1) \times |(HSI(T)/HSI(T-1) - 1)| \times \text{Stamp Duty}\}]$$

HSILI(T): 指数計算時点(T)におけるハンセン指数・レバレッジインデックス値

HSILI(T-1): 指数計算時点(T)の前日におけるハンセン指数・レバレッジインデックス終値

K: 2

D(T,T-1): TからT-1までの実日数

HIBOR: 前日の午前11時（香港時間）頃におけるオーバーナイトHIBOR（% 年率）

HSI(T): 現在のハンセン指数値

HSI(T-1): 前日のハンセン指数値

Stamp Duty: 印紙税率

ハンセン指数・レバレッジインデックスが前日の終値と比較して、50%以上下落した場合は、指数の計算が停止される。

### ハンセン指数・ショートインデックスの計算方法

$$HSISI(T) = HSISI(T-1) \times [1 + \{-K \times (TRHSI(T)/TRHSI(T-1) - 1) + (K+1) \times (HIBOR/365) \times D(T,T-1) - K \times (K+1) \times |(TRHSI(T)/TRHSI(T-1) - 1)| \times \text{Stamp Duty}\}]$$

HSISI(T): 指数計算時点(T)におけるハンセン指数・ショートインデックス値

HSISI(T-1): 指数計算時点(T)の前日におけるハンセン指数・ショートインデックス終値

K: 1

D(T,T-1): TからT-1までの実日数

HIBOR: 前日の午前11時（香港時間）頃におけるオーバーナイトHIBOR（% 年率）

TRHSI(T): 現在のトータルリターンハンセン指数値（配当込指数値）

TRHSI(T-1): 前日のトータルリターンハンセン指数値（配当込指数値）

Stamp Duty: 印紙税率

ハンセン指数・ショートインデックスが前日の終値と比較して、50%以上下落した場合は、指数の計算が停止される。

### 韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスの計算方法

$$L(T) = L(T-1) \times [1 + \{K \times (F(T)/F(T-1) - 1) - (K-1) \times (r/365) \times D(T,T-1)\}]$$

L(T): 指数計算時点(T)における韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス値

L(T-1): 指数計算時点(T)の前日における韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス値

K: 2

D(T,T-1): TからT-1までの実日数

r: 91日満期CDの金利（% 年率）

F(T)：現在の韓国総合株価指数200指数値

F(T-1)：前日の韓国総合株価指数200指数終値

### 韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスの計算方法

$$I(T) = I(T-1) \times [1 + \{-K \times (F(T)/F(T-1) - 1) + (K \times 0.85) \times (r/365) \times D(T, T-1)\}]$$

I(T)：指数計算時点(T)における韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス値

I(T-1)：指数計算時点(T)の前日における韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス値

K：1

D(T, T-1)：TからT-1までの実日数

r：91日満期CDの金利（% 年率）

F(T)：現在の韓国総合株価指数200（先物）指数値

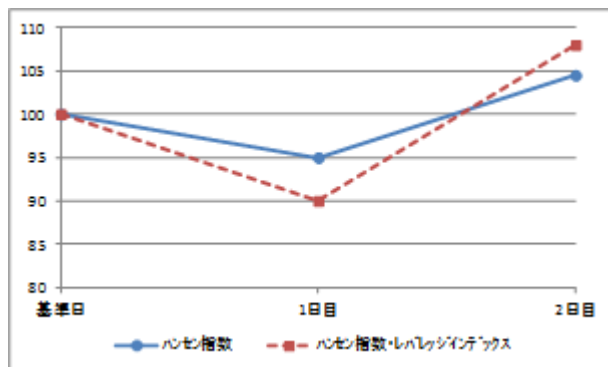
F(T-1)：前日の韓国総合株価指数200（先物）指数終値

### レバレッジ指数の値動きについて

レバレッジ指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の2倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、レバレッジ指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「2倍」とならないので、十分留意すべきである。

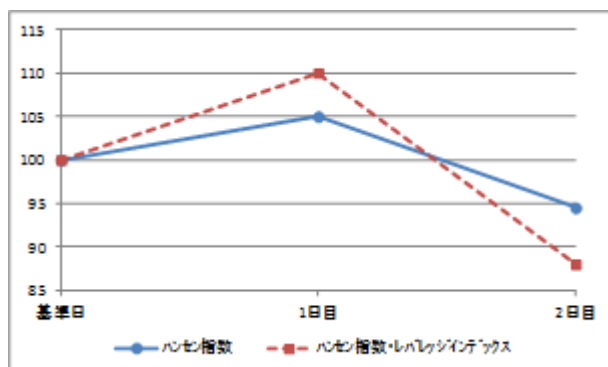
## &lt; 1 &gt; ハンセン指数が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目	1日目	2日目	
ハンセン指数	-5%	10%	ハンセン指数	-5%	<b>4.5%</b>
ハンセン指数・レバレッジインデックス	-10%	20%	ハンセン指数・レバレッジインデックス	-10%	<b>8%</b>



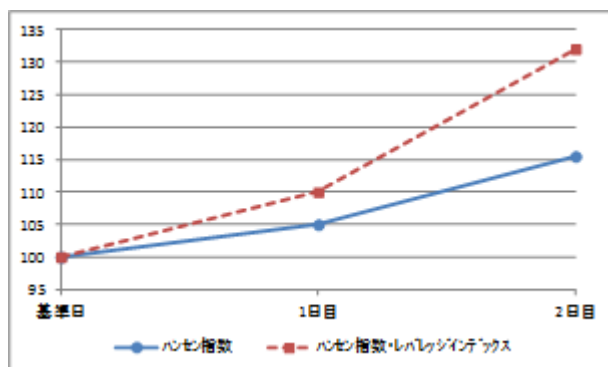
## &lt; 2 &gt; ハンセン指数が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目	1日目	2日目	
ハンセン指数	5%	-10%	ハンセン指数	5%	<b>-5.5%</b>
ハンセン指数・レバレッジインデックス	10%	-20%	ハンセン指数・レバレッジインデックス	10%	<b>-12%</b>



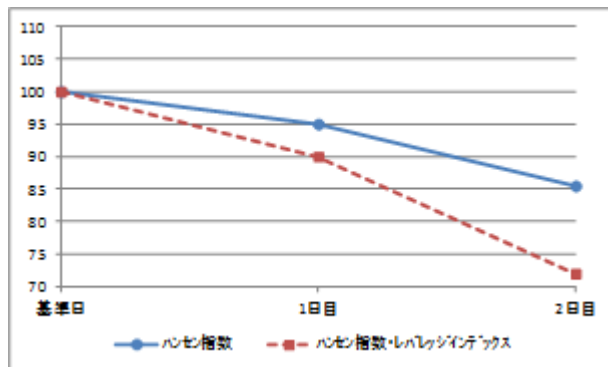
## &lt; 3 &gt; ハンセン指数が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目	1日目	2日目	
ハンセン指数	5%	10%	ハンセン指数	5%	<b>15.5%</b>
ハンセン指数・レバレッジインデックス	10%	20%	ハンセン指数・レバレッジインデックス	10%	<b>32%</b>



## &lt; 4 &gt; ハンセン指数が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目	1日目	2日目	
ハンセン指数	-5%	-10%	ハンセン指数	-5%	<b>-14.5%</b>
ハンセン指数・レバレッジインデックス	-10%	-20%	ハンセン指数・レバレッジインデックス	-10%	<b>-28%</b>



これらの例示は、ハンセン指数の値動きとハンセン指数・レバレッジインデックスの値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。

実際の本受益権の基準価格は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

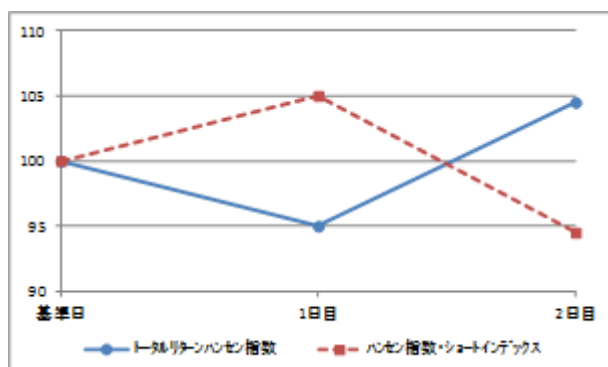
また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まる。したがって、市場価格は基準価格とは必ずしも一致するものではない。

## インバース（ショート）指数の値動きについて

インバース（ショート）指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の - 1（マイナス 1）倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、インバース（ショート）指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2 日以上離れた日との比較においては、一般に「 - 1 倍」とならないので、十分留意すべきである。

## &lt; 5 &gt; トータルリターンハンセン指数（配当込指数）が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

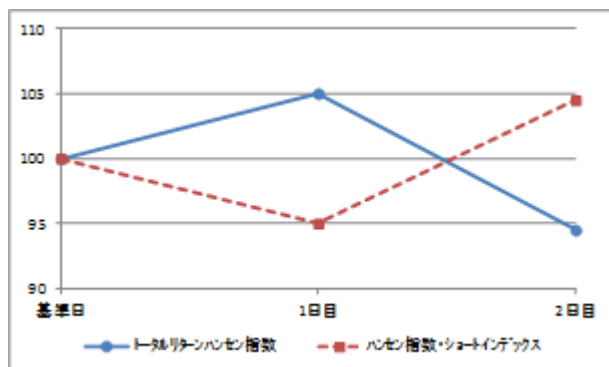
日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目	1日目	2日目	
トータルリターンハンセン指数	-5%	10%	トータルリターンハンセン指数	-5%	<b>4.5%</b>
ハンセン指数・ショートインデックス	5%	-10%	ハンセン指数・ショートインデックス	5%	<b>-5.5%</b>





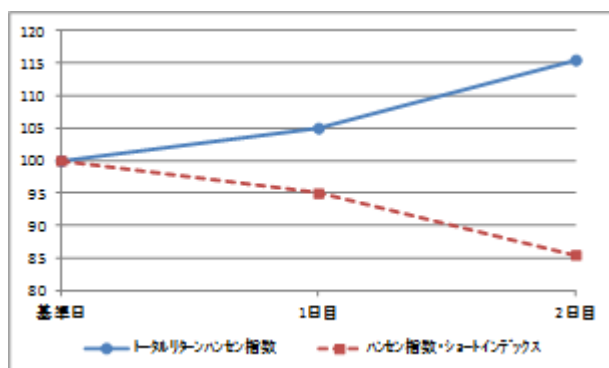
## &lt; 6 &gt; トータルリターンハンセン指数（配当込指数）が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き	
	1日目	2日目	1日目	2日目
トータルリターンハンセン指数	5%	-10%	トータルリターンハンセン指数	5% <b>-5.5%</b>
ハンセン指数・ショートインデックス	-5%	10%	ハンセン指数・ショートインデックス	-5% <b>4.5%</b>



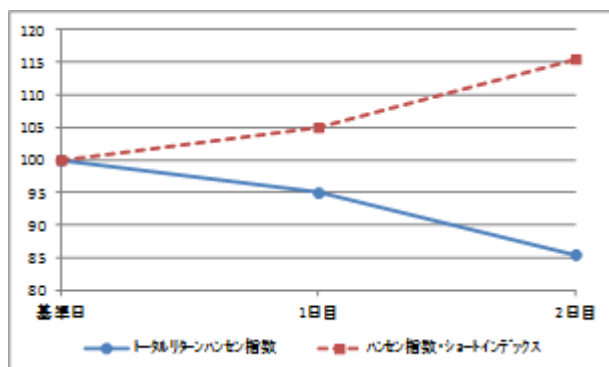
## &lt; 7 &gt; トータルリターンハンセン指数（配当込指数）が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き	
	1日目	2日目	1日目	2日目
トータルリターンハンセン指数	5%	10%	トータルリターンハンセン指数	5% <b>15.5%</b>
ハンセン指数・ショートインデックス	-5%	-10%	ハンセン指数・ショートインデックス	-5% <b>-14.5%</b>



## &lt; 8 &gt; トータルリターンハンセン指数（配当込指数）が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き	
	1日目	2日目	1日目	2日目
トータルリターンハンセン指数	-5%	-10%	トータルリターンハンセン指数	-5% <b>-14.5%</b>
ハンセン指数・ショートインデックス	5%	10%	ハンセン指数・ショートインデックス	5% <b>15.5%</b>



これらの例示は、トータルリターンハンセン指数（配当込指数）の値動きとハンセン指数・ショートインデックスの値動きの関係を示すための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。

実際の本受益権の基準価格は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まる。したがって、市場価格は基準価格とは必ずしも一致するものではない。

日経・東商取金レバレッジ指数、日経・東商取金インバース指数、日経・東商取原油レバレッジ指数、日経・東商取原油インバース指数および日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数（本項において、以下個別にまたは総称して「本指数」という。）

## 1 理由

### (1) 当社の発行している有価証券

- ( ) NEXT NOTES 日経・TOCOM 金 ダブル・ブル ETN
- ( ) NEXT NOTES 日経・TOCOM 金 ベア ETN
- ( ) NEXT NOTES 日経・TOCOM 原油 ダブル・ブル ETN
- ( ) NEXT NOTES 日経・TOCOM 原油 ベア ETN
- ( ) NEXT NOTES 日経平均VI先物指数 ETN

本項においては、上記( )から( )までの受益証券発行信託に係る受益権を個別にまたは総称して「本受益権」という。また、各本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を個別にまたは総称して「本外国指標連動証券」という。

(2) 各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ上記の本指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

## 2 内容

### 日経・東商取金指数

### 日経・東商取原油指数

日経・東商取金指数と日経・東商取原油指数は、日経・東商取サブ商品指数（ 1 ）として、算出される指数である。

日経・東商取金指数の構成銘柄は金のみ、また日経・東商取原油指数の構成銘柄は原油のみであり、「中心限月を対象限月とする」、「月初第5取引日から第9取引日までの5取引日間で5分の1ずつ5番限月から6番限月へ限月切り替えを行う（ただし、貴金属市場およびアルミニウム市場の偶数限月の商品については、奇数月のみ限月の切り替えを行う。）」指数である。

日経・東商取サブ商品指数は、帳入値段にて、1日1回算出・公表される。

1. 日経・東商取サブ商品指数とは、市場ごとまたは商品ごとのベンチマークとなることを目指し、基本的に日経・東商取商品指数（Nikkei-TOCOM Commodity Index）（ 2 ）と同様の計算方法に基づく指数である。

2. 「日経・東商取商品指数」は、2002年5月31日を基準日として（同日の帳入値段に基づく指数値を100.00とする）、構成銘柄ごとの配分比率に当該銘柄の価格騰落率を乗じ、それを全銘柄分合計して算出される。

「日経・東商取商品指数」は、当初「東京工業品取引所商品指数」として2006年7月24日より公表を開始し、その後、名称を2009年4月1日算出分から「日経・東工取商品指数」に変更し、2013年2月12日付で「日経・東商取商品指数」に変更したものである。

### 日経・東商取金レバレッジ指数

### 日経・東商取原油レバレッジ指数

日経・東商取金レバレッジ指数は、日経・東商取金指数を原指数として、原指数の1日の変化率（前日帳入値ベースの原指数値と当日帳入値ベースの原指数値とを比較して算出）を2倍したものを、前日の指数値に乗じて算出される。

日経・東商取原油レバレッジ指数は、日経・東商取原油指数を原指数として、原指数の1日の変化率（前日帳入値ベースの原指数値と当日帳入値ベースの原指数値とを比較して算出）を2倍したものを、前日の指数値に乗じて算出される。

日経・東商取金レバレッジ指数および日経・東商取原油レバレッジ指数は2012年12月3日以降、2009年12月30日の値を10,000.00とし、1日1回、東京商品取引所の日中立会終了後に算出される。

### 日経・東商取金インバース指数

#### 日経・東商取原油インバース指数

日経・東商取金インバース指数は、日経・東商取金指数を原指数として、原指数の1日の変化率（前日帳入値ベースの原指数値と当日帳入値ベースの原指数値とを比較して算出）の逆の変化率を、前日の指数値に乗じて算出される。

日経・東商取原油インバース指数は、日経・東商取原油指数を原指数として、原指数の1日の変化率（前日帳入値ベースの原指数値と当日帳入値ベースの原指数値とを比較して算出）の逆の変化率を、前日の指数値に乗じて算出される。

日経・東商取金インバース指数および日経・東商取原油インバース指数は2012年12月3日以降、2009年12月30日の値を10,000.00とし、1日1回、東京商品取引所の日中立会終了後に算出される。

### 日経・東商取レバレッジ指数（日経・東商取金レバレッジ指数、日経・東商取原油レバレッジ指数）の計算方法

日経・東商取レバレッジ指数は、以下の算式に従って算出される。

（日経・東商取商品指数および各日経・東商取サブ商品指数のレバレッジ指数（日経・東商取金レバレッジ指数、日経・東商取原油レバレッジ指数を含む）を総称して、「日経・東商取レバレッジ指数」という。）

$$\text{Lev. Index}_{t,d} = \text{Lev. Index}_{s,d-1} \times [1 + 2 \times \{(\text{Index}_{t,d} / \text{Index}_{s,d-1}) - 1\}]$$

ただし、

$\text{Lev. Index}_{t,d}$ ： d日の時点tにおける原指数の直近値より算出した日経・東商取レバレッジ指数

$\text{Lev. Index}_{s,d-1}$ ： d-1日における帳入値段に基づく原指数値より算出した日経・東商取レバレッジ指数

$\text{Index}_{t,d}$ ： d日の時点tにおける原指数の直近値

なお、 $\text{Index}_{t,d}$ は、日中立会終了後の帳入値段確定時は帳入値段に基づく原指数値を用いる。

$\text{Index}_{s,d-1}$ ： d-1日における帳入値段に基づく原指数値

### 日経・東商取インバース指数（日経・東商取金インバース指数、日経・東商取原油インバース指数）の計算方法

日経・東商取インバース指数は、以下の算式に従って算出される。

（日経・東商取商品指数および各日経・東商取サブ商品指数のインバース指数（日経・東商取金インバース指数、日経・東商取原油インバース指数を含む）を総称して、「日経・東商取インバース指数」という。）

$$\text{Inv. Index}_{t,d} = \text{Inv. Index}_{s,d-1} \times [1 - 1 \times \{(\text{Index}_{t,d} / \text{Index}_{s,d-1}) - 1\}]$$

ただし、

$\text{Inv. Index}_{t,d}$ ： d日の時点tにおける原指数の直近値より算出した日経・東商取インバース指数

$\text{Inv. Index}_{s,d-1}$ ： d-1日における帳入値段に基づく原指数値より算出した日経・東商取インバース指数

$\text{Index}_{t,d}$ ： d日の時点tにおける原指数の直近値

なお、 $\text{Index}_{t,d}$ は、日中立会終了後の帳入値段確定時は帳入値段に基づく原指数値を用いる。

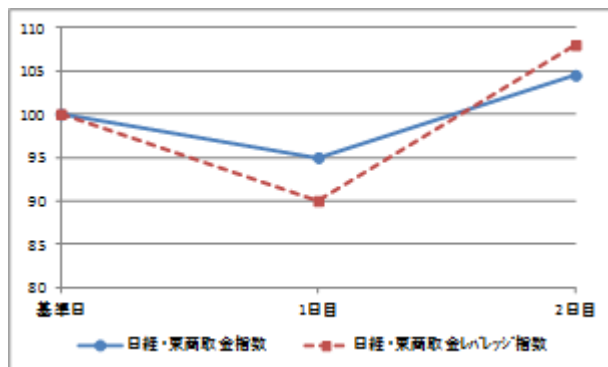
Index<sub>s, d-1</sub>: d-1日における帳入値段に基づく原指数値

### 日経・東商取レバレッジ指数の値動きについて

日経・東商取レバレッジ指数は、日々の騰落率が原指数の騰落率の2倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、日経・東商取レバレッジ指数の騰落率と原指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「2倍」とならないので、十分留意する必要がある。

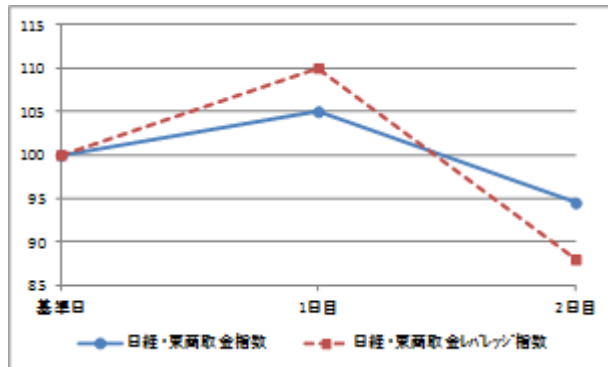
< 1 > 日経・東商取金指数が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目	
日経・東商取金指数	-5%	10%		日経・東商取金指数	-5%	<b>4.5%</b>
日経・東商取金レバレッジ指数	-10%	20%		日経・東商取金レバレッジ指数	-10%	<b>8%</b>



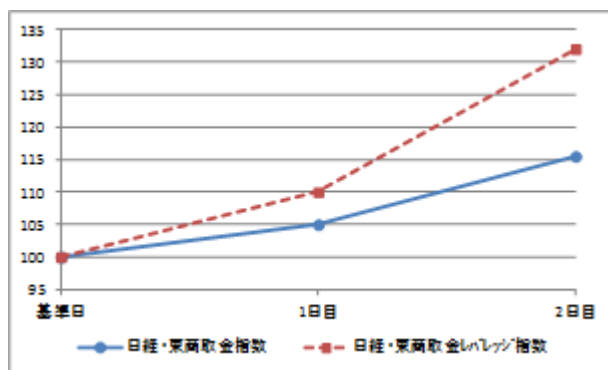
## &lt; 2 &gt; 日経・東商取金指数が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目	
日経・東商取金指数	5%	-10%		日経・東商取金指数	5%	<b>-5.5%</b>
日経・東商取金レバレッジ指数	10%	-20%		日経・東商取金レバレッジ指数	10%	<b>-12%</b>



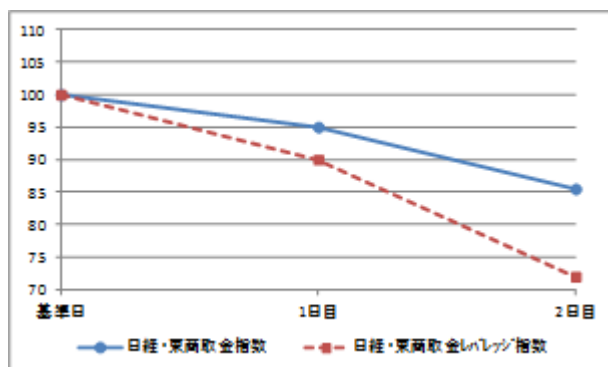
## &lt; 3 &gt; 日経・東商取金指数が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目	
日経・東商取金指数	5%	10%		日経・東商取金指数	5%	<b>15.5%</b>
日経・東商取金レバレッジ指数	10%	20%		日経・東商取金レバレッジ指数	10%	<b>32%</b>



## &lt; 4 &gt; 日経・東商取金指数が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目	
日経・東商取金指数	-5%	-10%		日経・東商取金指数	-5%	<b>-14.5%</b>
日経・東商取金レバレッジ指数	-10%	-20%		日経・東商取金レバレッジ指数	-10%	<b>-28%</b>



これらの例示は、日経・東商取金指数の値動きと日経・東商取金レバレッジ指数の値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。  
 実際の本受益権の基準価格は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約に影響されるため、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

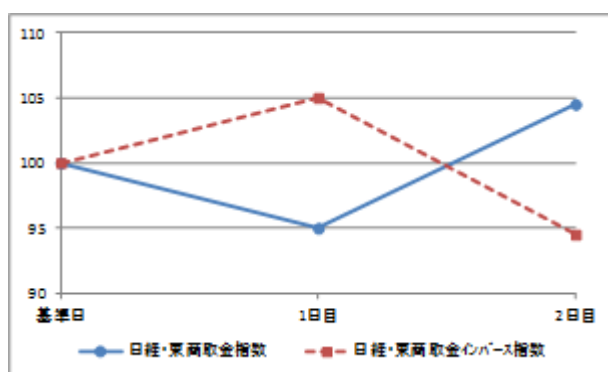
また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決定する。したがって、市場価格は基準価格とは必ずしも一致するものではない。

### 日経・東商取インバース指数の値動きについて

日経・東商取インバース指数は、日々の騰落率が原指数の騰落率の - 1 (マイナス1) 倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、日経・東商取インバース指数の騰落率と原指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「- 1倍」とならないので、十分留意する必要がある。

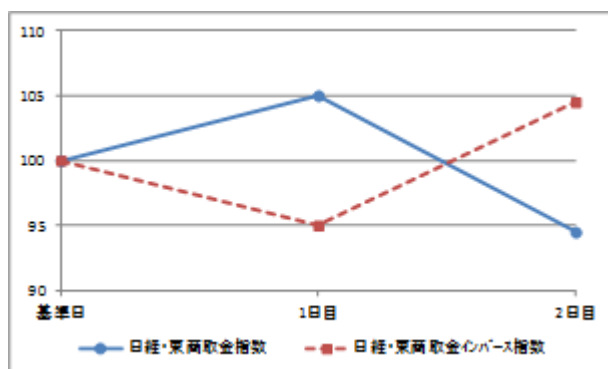
#### < 5 > 日経・東商取金指数が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
日経・東商取金指数	-5%	10%	日経・東商取金指数	-5%	<b>4.5%</b>
日経・東商取金インバース指数	5%	-10%	日経・東商取金インバース指数	5%	<b>-5.5%</b>



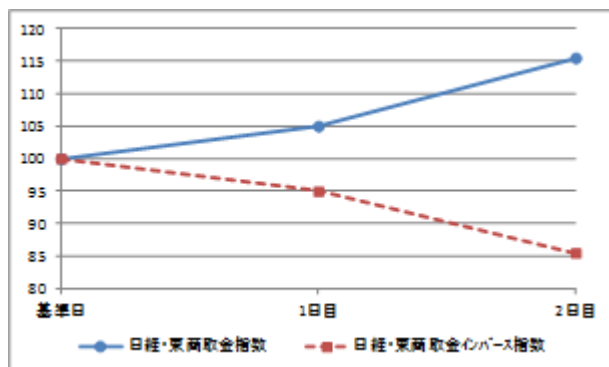
#### < 6 > 日経・東商取金指数が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
日経・東商取金指数	5%	-10%	日経・東商取金指数	5%	<b>-5.5%</b>
日経・東商取金インバース指数	-5%	10%	日経・東商取金インバース指数	-5%	<b>4.5%</b>



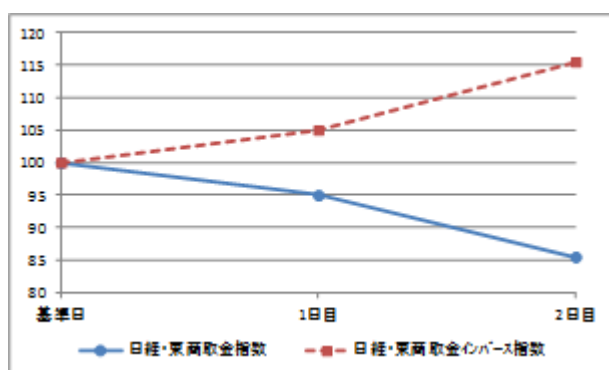
## &lt; 7 &gt; 日経・東商取金指数が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き	
	1日目	2日目	1日目	2日目
日経・東商取金指数	5%	10%	日経・東商取金指数	5% <b>15.5%</b>
日経・東商取金インバース指数	-5%	-10%	日経・東商取金インバース指数	-5% <b>-14.5%</b>



## &lt; 8 &gt; 日経・東商取金指数が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き	
	1日目	2日目	1日目	2日目
日経・東商取金指数	-5%	-10%	日経・東商取金指数	-5% <b>-14.5%</b>
日経・東商取金インバース指数	5%	10%	日経・東商取金インバース指数	5% <b>15.5%</b>



これらの例示は、日経・東商取金指数の値動きと日経・東商取金インバース指数の値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。

実際の本受益権の基準価格は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約に影響されるため、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決定する。したがって、市場価格は基準価格とは必ずしも一致するものではない。

**日経平均株価**

日経平均株価は東京証券取引所第一部に上場する225銘柄を選定し、その株価を使って算出される平均株価型の指数である。算出開始は1950年9月7日であり、値は戦後、東京証券取引所が再開した1949年5月16日まで遡及計算されている。当初は東京証券取引所が算出していたが、1970年以降は日本経済新聞社が算出している。

**日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数**

日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数は、大阪取引所の日経平均ボラティリティー・インデックス先物（日経平均VI先物）を対象にして、期近限月と期先限月のウェートを日々調整することで、仮想的に満期1ヶ月の日経平均VI先物を合成し、その合成した先物価格の日々の変動率に連動するように設計された指数である。（日経平均ボラティリティー・インデックスについては、後述する（ ）。）

・当日の指数値は、前日の指数値に対して、日経平均VI先物価格をもとに算出された変化率を乗じて計算される。

- ・算出に用いる先物価格は、大阪取引所の日経平均VI先物取引における前日および当日の取引所公表値（終値または清算値）とする。
- ・対象となる先物の限月は、期近および期先の直近2限月で、取引最終日の翌営業日（通常はSQ日）から、それぞれ次の限月にロールして算出される。
- ・小数点以下第3位を四捨五入して第2位まで算出される。単位はポイントとする。
- ・2012年2月27日の値を100,000とする。
- ・2012年12月3日から、1日1回終値ベースで算出・公表される。

日経平均ボラティリティー・インデックスは、投資家が日経平均株価の将来の変動をどのように想定しているかを表した指数である。指数値が高いほど、投資家が今後、相場が大きく変動すると見込んでいることを意味する。

（対象とする指数）

現在の市場で見込まれている日経平均株価（日経平均）の1ヶ月先の変動率を示す。

（算出方法）

大阪取引所に上場している日経平均先物および日経平均オプションの価格をもとに算出する。直近二限月のオプションのうち、直近限月の先物価格を基準としてOTM（アウト・オブ・ザ・マネー）となる行使価格のオプション価格をつかって、それぞれの限月のボラティリティーを求め、満期が30日になるように線形補間を行う。

（起点など）

算出開始は2010年11月19日（1989年6月11日まで遡及計算）。現在は大阪取引所の日経平均オプション取引の日中立会の時間帯に、15秒間隔で算出している。

### 日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数の計算方法

以下の算式に従って算出される。

通常日の算式

$$\text{指数値 } t = \text{指数値 } t-1 \times [(F_{1,t} \times W_{1,t-1} + F_{2,t} \times W_{2,t-1}) / (F_{1,t-1} \times W_{1,t-1} + F_{2,t-1} \times W_{2,t-1})]$$

ロール日（SQ日）の算式（ 1 ）

$$\text{指数値 } t = \text{指数値 } t-1 \times (F_{1,t} / F_{2,t-1})$$

$W_{i,t}$ ： 時点  $t$  における第  $i$  限月の限月ウェイト

$F_{i,t}$ ： 時点  $t$  における第  $i$  限月の先物価格

（ 1 ）：なお、時点  $t$  がロール日の場合、時点  $t$  における期近限月（ $i=1$ ）は、時点  $t-1$ （取引最終日）における期先限月（ $i=2$ ）と同じ限月となることに注意する。

先物の価格

価格採用の優先順位は以下の通りである。

- 1．終値
- 2．清算値

限月ウェイトの算出

期近限月と期先限月の限月ウェイトは以下の通り算出される。

- 1．直前にロール（算出の対象となる限月のシフト、通常はSQ日に実施）した日の期近限月の残存日数（営業日ベース）を「対象日数」とする（ 2 ）。
- 2．当日の期近限月の残存日数（営業日ベース）から1を減じた値を「対象日数」で除した値（小数点以下第3位を切り捨てて第2位まで）を当日の期近限月の限月ウェイト（ 3 ）とする。
- 3．1から期近限月の限月ウェイトを減じた値を期先限月の限月ウェイトとする。

（ 2 ）：ロールから次のロールまでの間、「対象日数」は固定である。

（ 3 ）：取引最終日における期近限月の限月ウェイトは0となる。



ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ・プライスリターン)、ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ・トータルリターン)および東証マザーズ指数(本項において、以下個別にまたは総称して「本指数」という。)

## 1 理由

### (1) 当社の発行している有価証券

( ) NEXT NOTES NYダウ・ダブル・ブル・ドルヘッジ ETN

( ) NEXT NOTES NYダウ・ベア・ドルヘッジ ETN

( ) NEXT NOTES 東証マザーズ ETN

本項においては、上記( )から( )までの受益証券発行信託に係る受益権を個別にまたは総称して「本受益権」という。また、各本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を個別にまたは総称して「本外国指標連動証券」という。

(2) 各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ本指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

## 2 内容

### **ダウ・ジョーンズ工業株価平均™ (Dow Jones Industrial Average™ - DJIA-)**

1896年に誕生したこの指数はダウ®の名称でも呼ばれており、米国を代表する優良企業30銘柄の株価加重指数である。この指数は、輸送株および公共株を除く全ての業種をカバーしている(輸送株および公共株については、ダウ・ジョーンズ 輸送株価平均™およびダウ・ジョーンズ 公共株価平均™でカバーされている)。銘柄選択は定量的なルールに従ったものではないが、採用銘柄は主として、企業の評判が高く、持続的な成長を達成し、多くの投資家が高い関心を示すものに限られている。また、銘柄選択においては指数内で適切なセクター配分を維持できることも考慮されている。

### 指数の計算

この指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの全ての株価指数において使用される除数メソドロジーに従って計算される。

この指数が最初に構築されたときには、指数の価値は単純に構成銘柄の株価を合計し、構成銘柄の数で除することにより計算された。今日では、除数を調整することで、株式分割やその他の構成銘柄変更の影響を抑え、指数の連続性を維持している。

### 構成銘柄の選出方法

ウォール・ストリート・ジャーナルの編集担当者たちが、構成する銘柄を選出する。工業(industrial)という意味に対しては広範な考えを持ち、鉄道と公共事業以外の会社であれば、全ての会社が対象となる。(ダウ・ジョーンズ平均株価には工業株の他に鉄道株、公共株の指数がある。)ダウ平均に加える新しい企業の選出にあたっては膨大な数の企業の中から、企業の継続的な成長性や投資家たちの関心を考慮に入れて選出する。ただし、指数の連続性を維持するため、構成銘柄の変更は稀であり、通常は構成銘柄の企業のコア・ビジネスにおいて買収やその他の重大な変化があった場合に構成銘柄が変更される。そうしたイベントにより、一つの銘柄を入れ替える必要が生じた場合、指数全体が審査されて、その結果、いくつかの構成銘柄の変更が同時に行われることもある。

**ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)**

**ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)**

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)およびダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)では、標準的な方法を適用することにより、為替リスクのヘッジを行い、ダウ・ジョーンズ工業株価平均に対するレバレッジもしくはインバース・エクスポージャーを提供する。

### 為替ヘッジ指数

S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの標準為替ヘッジ指数は、1ヶ月ごとにロールオーバーされる先渡取引を利用し、期初におけるバランスをヘッジすることで計算される。ヘッジされる額は毎月調整される。

### 毎月の為替ヘッジ指数の計算

$m$  = 計算における月、0、1、2などの数字で示される。

$SPI\_EH_m$  =  $m$ 月の末におけるS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの為替ヘッジ指数の水準

$SPI\_EH_{m-1}$  = 前月( $m-1$ )末におけるS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの為替ヘッジ指数の水準

$SPI\_E_m$  =  $m$ 月の末におけるS&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数の水準(外貨建て)

$SPI\_E_{m-1}$  = 前月( $m-1$ )末におけるS&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数の水準(外貨建て)

$SPI\_EL_{m-1}$  = 前月( $m-1$ )末におけるS&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数の水準(現地通貨建て)

$HR_m$  =  $m$ 月におけるヘッジ・リターン(%)

$S_m$  =  $m$ 月の末における現地通貨に対する外貨のスポット・レート(FC/LC)

$F_m$  =  $m$ 月の末における現地通貨に対する外貨の先渡レート(FC/LC)

$m = 1$  の月の末において

$$SPI\_EH_1 = SPI\_EH_0 \times (SPI\_E_1 / SPI\_E_0 + HR_1)$$

$m$ 月の末において

$$SPI\_EH_m = SPI\_EH_{m-1} \times (SPI\_E_m / SPI\_E_{m-1} + HR_m)$$

月次の為替ヘッジ指数のヘッジ・リターンは：

$$HR_m = (S_{m-1} / F_{m-1}) - (S_{m-1} / S_m)$$

日次のリターンはスポット価格と先渡価格の間で内挿することにより計算される。

各 $m$ 月について、 $d=1,2,3,\dots,D$ の暦日がある。

$md$ は $m$ 月における $d$ 日であり、 $m0$ は $m-1$ 月における最終日である。

$F\_I_{md}$  =  $m$ 月の $d$ 日時点における内挿された先渡レート

$$F\_I_{md} = S_{md} + (D-d)/D \times (F_{md} - S_{md})$$

$m$ 月の $d$ 日において

$$SPI\_EH_{md} = SPI\_EH_{m0} \times (SPI\_E_{md} / SPI\_E_{m0} + HR_{md})$$

月次の為替ヘッジ指数のヘッジ・リターンは：

$$HR_m = (S_{m0} / F_{m0}) - (S_{m0} / F\_I_{md})$$

### レバレッジ指数の計算方法

S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスのレバレッジ指数は、対象指数の複数倍のリターンを生み出すように設計されており、投資家はキャッシュ・ポジションを超えたエクスポージャーを得るために資金を借り入れる。アプローチとしては、まず対象指数を計算し、その次にレバレッジ指数の日次リターンを計算し、最後に、日次リターンにより前回の価値を増加させることにより、レバレッジ指数の現在の価値を計算する。

レバレッジ指数の日次リターンは2つの部分から構成される：(1) 対象指数のトータル・ポジションのリターンから、(2) レバレッジのための借入コストを減じる：

レバレッジ指数の数式は以下ようになる：

$$\text{レバレッジ指数のリターン} = K \times [\text{対象指数}(t) / \text{対象指数}(t-1) - 1] - (K-1) \times (\text{借入金利}/360) \times D(t, t-1)$$

上記の式で、借入金利がレバレッジ指数に適用されている。これは、借入資金を表す。これを踏まえ、時間tにおけるレバレッジ指数価値は以下のように計算される：

$$\text{レバレッジ指数の価値}(t) = (\text{レバレッジ指数の価値}(t-1)) \times (1 + \text{レバレッジ指数のリターン})$$

指数リターンの数式を指数価値の数式に代入し、指数価値の数式の右辺を拡大させると以下ようになる：

$$\begin{aligned} \text{レバレッジ指数の価値}(t) &= (\text{レバレッジ指数の価値}(t-1)) \\ &\times [1 + [K \times [\text{対象指数}(t) / \text{対象指数}(t-1) - 1] - (K-1) \times (\text{借入金利}/360) \times D(t, t-1)]] \end{aligned}$$

K = レバレッジ・レシオ

$$K = 2, \text{エクスポージャー} = 200\%$$

借入金利 = 3ヶ月円Libor(JY0003M)

Dt, t-1 = t とt-1 の日付の間の暦日数

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)(DJIA2LJP)は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均(プライス・リターン、円ヘッジ)(DJIHJP)の2倍のレバレッジがかかっており、DJIA2LJPの数式は以下のようなになる。

DJIA2LJP(t)=

$$\text{DJIA2LJP}(t-1) \times [1 + [2 \times [\text{DJIHJP}(t) / \text{DJIHJP}(t-1) - 1] - (2-1) \times [\text{JY0003M}/360] \times D(t, t-1)]]$$

### インバース指数の計算方法

S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスのインバース指数は、対象指数のショート・ポジションを保有することにより、対象指数と反対のパフォーマンスを提供するように設計されている。投資家がショート・ポジションを保有する場合、借株の配当と金利を支払う必要がある。指数の計算はレバレッジ指数と同様の一般的なアプローチに従っており、いくつかの調整が行われる：第一に、対象指数のリターンはプラスマイナスが逆となり、対象指数のトータル・リターンに基づくものとなるため、配当や価格の動きが含まれる。第二に、借株コストは含まれないが、初期投資から得られる金利と、対象指数の証券の空売りから生じる収益から得られる金利を反映するために調整が行われる。こうした前提は業界における通常の慣習を反映している。(借株コストを含めるため、或いは空売りによる収益から得られる金利や初期投資から得られる金利を除外するため、単純な調整を行うことができる。)

インバース指数のリターンを計算するための一般的な数式は：

インバース指数のリターン =

$$-K \times [\text{対象指数のトータルリターン}(t) / \text{対象指数のトータルリターン}(t-1) - 1] + (K+1) \times (\text{貸出金利}/360) \times D(t, t-1)$$

ここで、右辺の最初の項は対象指数のトータル・リターンを示し、右辺の2つ目の項は初期投資から得られる金利および空売りによる収益から得られる金利を示している。

時間tにおけるインバース指数価値は以下のように計算される：

$$\text{インバース指数の価値}(t) = (\text{インバース指数の価値}(t-1)) \times (1 + \text{インバース指数のリターン})$$

指数リターンの数式を指数価値の数式に代入し、指数価値の数式の右辺を拡大させると以下ようになる：

$$\begin{aligned} \text{インバース指数の価値}(t) &= (\text{インバース指数の価値}(t-1)) \\ &\times [1 - [K \times [\text{対象指数のトータルリターン}(t) / \text{対象指数のトータルリターン}(t-1) - 1] \\ &- (K+1) \times (\text{貸出金利}/360) \times D(t, t-1)] ] \end{aligned}$$

K = レバレッジ・レシオ

$$K = 1, \text{ エクスポージャー} = 100\%$$

貸出金利 = 3ヶ月円Libor(JY0003M)

Dt, t-1 = t とt-1 の日付の間の暦日数

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)(DJIAIJT)は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均(トータル・リターン、円ヘッジ)(DJIHJT)のインバース・バージョンである。DJIAIJTの数式は以下のようになる。

DJIAIJT(t)=

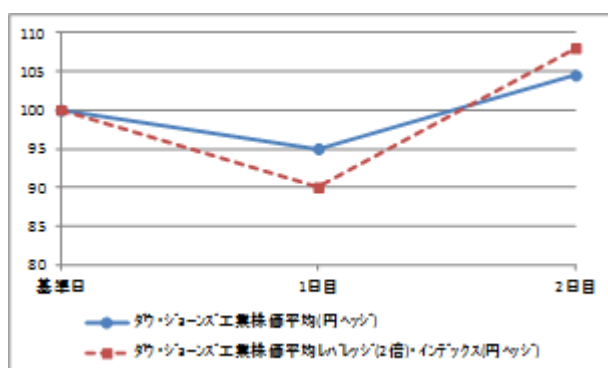
$$DJIAIJT(t-1) \times [1 - [1 \times [DJIHJT(t) / DJIHJT(t-1) - 1] - (1+1) \times [JY0003M/360] \times D(t, t-1)]] ]$$

### レバレッジ指数の値動きについて

レバレッジ指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の2倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、レバレッジ指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「2倍」とならないので、十分留意すべきである。

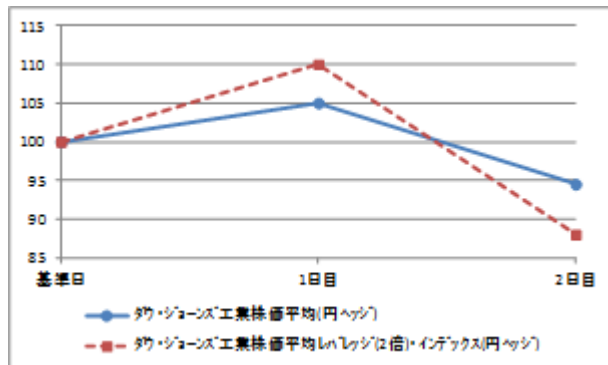
< 1 > ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き	基準日からの値動き	
	1日目	2日目
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%	10%
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	-10%	20%



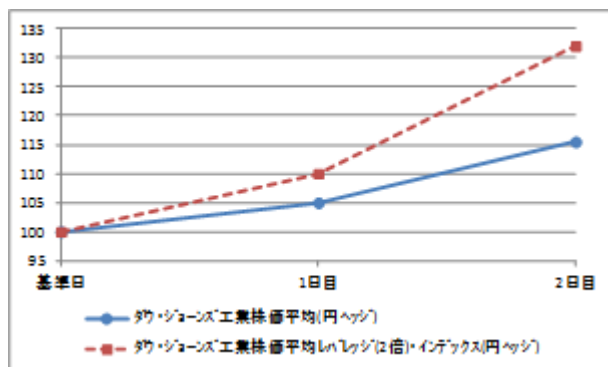
## &lt; 2 &gt; ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	-10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	<b>-5.5%</b>
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	10%	-20%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	10%	<b>-12%</b>



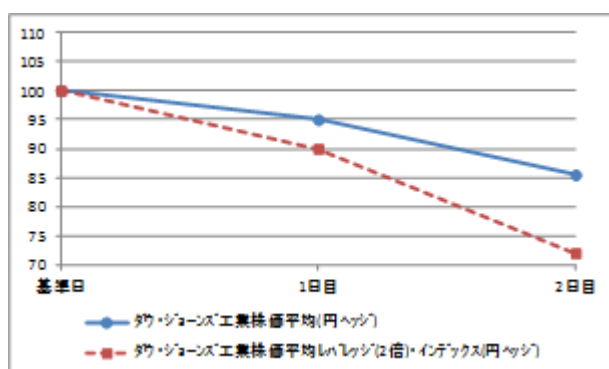
## &lt; 3 &gt; ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	<b>15.5%</b>
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	10%	20%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	10%	<b>32%</b>



< 4 > ダウ・ジョーンズ工業株価平均 (円ヘッジ) が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き	1日目		2日目		基準日からの値動き	1日目		2日目	
	1日目	2日目	1日目	2日目		1日目	2日目	1日目	2日目
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%	-10%			ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%		-14.5%	
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	-10%	-20%			ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	-10%		-28%	



これらの例示は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均 (円ヘッジ) の値動きとダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス (円ヘッジ) の値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではありません。

実際の本受益権の基準価格は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限りません。

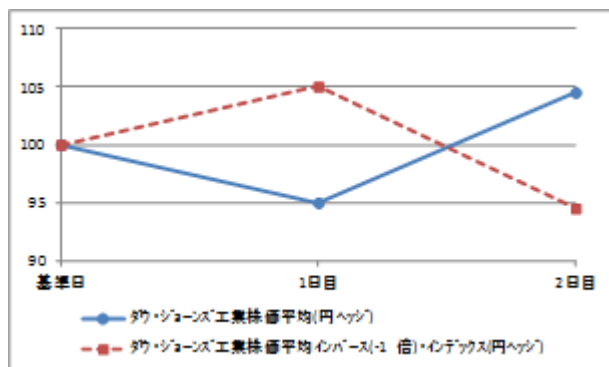
また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まる。したがって、市場価格は基準価格とは必ずしも一致するものではない。

#### インバース指数の値動きについて

インバース指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の - 1 (マイナス1) 倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、インバース指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「- 1倍」とならないので、十分留意すべきである。

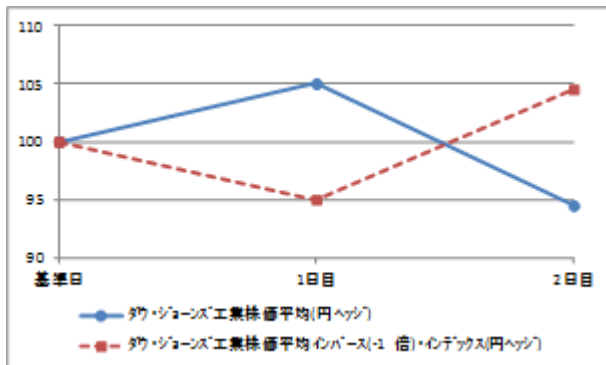
< 5 > ダウ・ジョーンズ工業株価平均 (円ヘッジ) が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き	1日目		2日目		基準日からの値動き	1日目		2日目	
	1日目	2日目	1日目	2日目		1日目	2日目	1日目	2日目
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%	10%			ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%		4.5%	
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)	5%	-10%			ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)	5%		-5.5%	



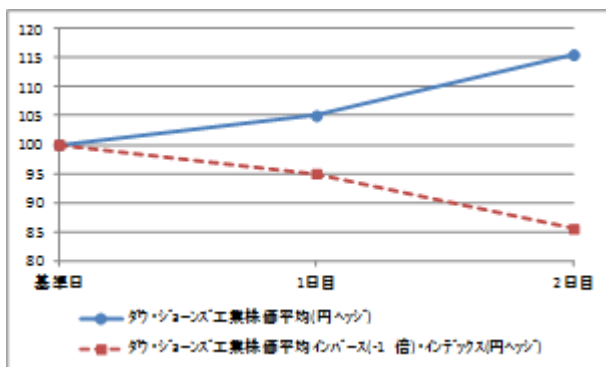
## &lt; 6 &gt; ダウ・ジョーンズ工業株価平均 (円ヘッジ) が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	-10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	<b>-5.5%</b>
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)	-5%	10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)	-5%	<b>4.5%</b>



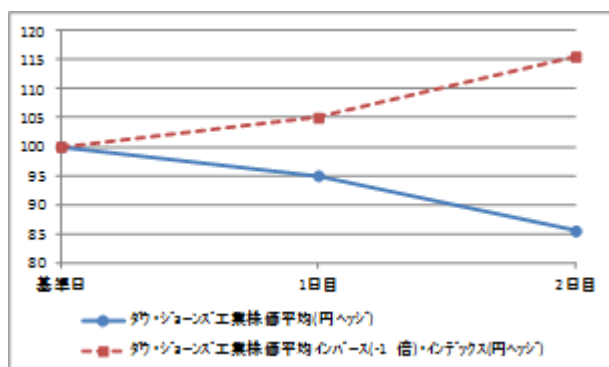
## &lt; 7 &gt; ダウ・ジョーンズ工業株価平均 (円ヘッジ) が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	<b>15.5%</b>
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)	-5%	-10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)	-5%	<b>-14.5%</b>



< 8 > ダウ・ジョーンズ工業株価平均 (円ヘッジ) が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き	
	1日目	2日目		1日目	2日目
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%	-10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%	<b>-14.5%</b>
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)	5%	10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)	5%	<b>15.5%</b>



これらの例示は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均 (円ヘッジ) の値動きとダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース (- 1 倍) ・インデックス (円ヘッジ) の値動きの関係を示すための計算例であり、実際の値動きを示したものではありません。

実際の本受益権の基準価格は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限りません。

また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まる。したがって、市場価格は基準価格とは必ずしも一致するものではありません。

### 東証マザーズ指数

東証マザーズ指数は、新興企業向けに東京証券取引所が開設 (市場創設は1999年11月11日、取引開始日は1999年12月22日) している市場である「マザーズ」に上場する内国普通株式全銘柄を対象とした、「時価総額加重型」の株価指数である。基準日である2003年9月12日を1,000ポイントとし、現在の時価総額がどの程度かを表す。(算出開始日: 2003年9月16日)

### マザーズのコンセプト

1999年11月11日、資金を必要とする新興企業にその調達場を広く提供し、また、投資者が成長性の高い企業への投資をすることが出来るよう、既存の本則市場 (市場第一部・第二部) とは明確に異なるコンセプトの新市場として、東京証券取引所はマザーズを創設した。

その後、2009年11月にマザーズのコンセプトを「市場第一部へのステップアップのための成長企業向けの市場」として再確立した。また、2011年3月には、マザーズの信頼性向上および活性化に向けた取り組みを行っている。

### 上場対象企業

- ・マザーズは、新興企業を中心に将来の高い成長が期待される企業を対象としている。
- ・多くの成長企業に資金調達場を提供するという観点から、その上場対象とする企業について、規模や業種などによる制限を設けていない。
- ・個人創業型で従業員数十名規模の会社から、情報通信などのいわゆるインフラ型で従業員数千人規模の会社までが上場している。
- ・業種についても、製造業、放送・通信業、運輸業、サービス業など様々である。

STOXX アセアン好配当50 (円、ネットリターン) (本項において、以下「本指数」という。)



## 1 理由

### (1) 当社の発行している有価証券

NEXT NOTES STOXXアセアン好配当50 (円、ネットリターン) ETN

本項においては、上記の受益証券発行信託に係る受益権を「本受益権」という。また、本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を「本外国指標連動証券」という。

(2) 本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額が本指数の水準により決定されるため、この指数についての開示を必要とする。

## 2 内容

### STOXX アセアン好配当50 (円、ネットリターン)

STOXX アセアン好配当50 (円、ネットリターン) では、東南アジア諸国 (ASEAN) の企業を構成銘柄とする投資ユニバースから、最も配当が多い50社を選択することを目指している。対象国は、フィリピン、マレーシア、タイ、シンガポール、インドネシアで、ベトナムはこのインデックスの投資ユニバースに入っていない。

このインデックスは、日本円建てインデックスであり、配当から源泉徴収税を控除した金額を再投資するネットリターン・インデックスである。

投資ユニバース： 配当利回りで選択した投資可能なユニバースの全ての株式銘柄。

加重スキーム： このインデックスは、浮動株の時価総額に従って加重されている。

基準価額と基準日： 2004年3月31日時点の数値を1,000としている。

### インデックス構成銘柄の見直し

#### 構成銘柄の選択と35-70バッファー・ルール

この投資ユニバースは、STOXX Asia Total Marketインデックス中の、フィリピン、マレーシア、タイ、シンガポール、インドネシアに属する全ての株式銘柄である。(STOXX Asia Total Marketインデックスとは、アジア地域に存在する13ヶ国の株式市場の動きを全体的に反映することを目的にした株価指数であり、各対象国の浮動株時価総額の95%をカバーした国別の指数をもとに構築されている。2011年1月31日を基準日として100を基準値としている。)

以下の株式は、この投資ユニバースから外されている。

- ・ 3ヶ月平均の日次取引金額が、150万米ドル未満の銘柄
- ・ セクター「8670」-不動産投資信託 (REIT) 企業に指定されている銘柄
- ・ 配当性向が0%未満か、80%を超える銘柄

残りの全ての株式は、過去12ヶ月間の配当利回りでランク付けされる。選択銘柄は1ヶ国当たり最大15銘柄とし、1ヶ国当たりの最少銘柄数は設定されていない。選択リスト中、上位35銘柄がまず選択される。残りの15銘柄は、36位から70位の間にランク付けされた株式銘柄の中から、既存の構成銘柄をランク上位から順に選択される。このようにして選択した株式銘柄数がまだ50銘柄未満の場合、50銘柄になるまで、残りの株式銘柄からランク順に選択される。

構成銘柄の見直し頻度： このインデックスは毎年3月に見直される。第1金曜日に構成銘柄を発表し、第3金曜日にインデックスに反映させ、翌取引日から有効とされる。

株式数と浮動株調整係数については、四半期ごとに更新される。変更は全て3月、6月、9月、12月の第3金曜日にインデックスに反映させ、翌取引日から有効とされる。

ウェイト調整係数：各構成銘柄のウェイトが最大10%になるよう、四半期ごとに調整係数が設定される。ウェイト調整係数は、見直し月の第2金曜日に公表される。その際、木曜日（第2金曜日の前日）の終値が使用される。

#### 期中のメンテナンス

銘柄の置き換え：上場廃止等の銘柄の除外により、インデックス構成銘柄数が45銘柄未満に減少した場合、選択リストに掲載されている最上位の非構成銘柄と、除外された銘柄が置き替えられる。選択リストは年1回、インデックスの年次見直し時に更新される。

臨時除外：なし

臨時追加：なし

スピンオフ：スピンオフした株式銘柄は、インデックスに恒久的に追加されるわけではない。次回の構成銘柄見直し時に条件を満たす場合のみ、見直し後も継続してインデックスにとどまる。

#### 配信のタイミング

STOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）は、インデックス配信期間中、15秒ごとに計算して配信され、また1日1回、インデックス配信期間の最後に計算して配信される。

#### 為替レート

STOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）では、以下の為替レートが使用される。

- ・ CET（中央欧州時間）00:00から11:00までは、アジア太平洋地域のインデックスを計算する為替レートとして、直近リアルタイムの買値と売値の仲値が使用され、CET（中央欧州時間）17:30からは、固定為替レートを使用して、インデックスが計算される（The World Markets Company PLC（以下「WM社」という。）のCET17:00時点の固定為替レートを使用）。

固定為替レートは、WM社が提供している。詳しくはロイターの「WMRSPOT01」ページまたはブルームバーグの「WMCO」ページを参照のこと。

#### インデックス計算式

このインデックスは、基準時の数量ウェイトに対する株価変化を計測するラスパイレス算式で計算される。各インデックスには独自のインデックス除数があり、これを調整することで、資本異動を原因とする変化に対して、インデックス価額の連続性が維持される。

#### 時価総額加重指数

このインデックスは、基準時の数量ウェイトに対する株価変化を計測するラスパイレス算式で計算される。

$$\text{Index}_t = \frac{\sum_{i=1}^n (p_{it} \cdot s_{it} \cdot ff_{it} \cdot cf_{it} \cdot x_{it})}{D_t} = \frac{M_t}{D_t}$$

上の式のうち、

t = インデックスの計算時点

n = インデックスの構成銘柄数

$p_{it}$  = (t)時点における銘柄(i)の株価

$s_{it}$  =(t)時点における銘柄(i)の株式数

$ff_{it}$  =(t)時点における銘柄(i)の浮動株係数

$cf_{it}$  =(t)時点における銘柄(i)のウェイト調整係数

$x_{it}$  =(t)時点における銘柄(i)の、現地通貨からインデックス通貨に換算する際の為替レート

$M_t$  =(t)時点におけるインデックスの浮動株時価総額

$D_t$  =(t)時点におけるインデックスの除数

## インデックスの除数計算

### 時価総額加重指数

各インデックスには独自のインデックス除数があり、これを調整することで、資本異動を原因とする変化に対して、インデックス価額の連続性が維持される。資本異動によるウェイトの変動は、インデックス構成銘柄全体に比例配分される。インデックスの除数は、以下のように計算される。

$$D_{t+1} = D_t \cdot \frac{\sum_{i=1}^n (p_{it} \cdot s_{it} \cdot ff_{it} \cdot cf_{it} \cdot x_{it}) \pm \Delta MC_{t+1}}{\sum_{i=1}^n (p_{it} \cdot s_{it} \cdot ff_{it} \cdot cf_{it} \cdot x_{it})}$$

上の式のうち、

$D_{t+1}$  =(t+1)時点の除数

$D_t$  =(t)時点の除数

$n$  =インデックスの構成銘柄数

$p_{it}$  =(t)時点における銘柄(i)の株価

$s_{it}$  =(t)時点における銘柄(i)の株式数

$ff_{it}$  =(t)時点における銘柄(i)の浮動株係数

$cf_{it}$  =(t)時点における銘柄(i)のウェイト調整係数

$x_{it}$  =(t)時点における銘柄(i)の、現地通貨からインデックス通貨に換算する際の為替レート

$MC_{t+1}$ =インデックスの終値時価総額と調整済み終値時価総額の差額：

(t+1)時に有効となる資本異動がある銘柄の場合、浮動株時価総額は、調整済み終値、(t+1)時点における新しい株数、(t+1)時点の浮動株係数から計算した時価総額から、(調整前)終値、(t)時点の株数、(t)時点の浮動株係数で計算した時価総額を差し引いて算出する。

## 円建てのインデックス

円建てインデックス：まず非ユーロ建ての株価がユーロに換算される。次にユーロ建ての株価と共に日本円に換算して、インデックス計算が行われる。

Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)、Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)、S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)およびS&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み) (本項において、以下個別にまたは総称して「本指数」という。)

### 1 理由

#### (1) 当社の発行している有価証券

- ( ) NEXT NOTES インドNifty・ベア ETN
- ( ) NEXT NOTES インドNifty・ダブル・ブル ETN
- ( ) NEXT NOTES S&P500 配当貴族(ネットリターン) ETN

( ) NEXT NOTES S&P シンガポール リート(ネットリターン) ETN

本項においては、上記( )から( )までの受益証券発行信託に係る受益権を個別にまたは総称して「本受益権」という。また、各本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を個別にまたは総称して「本外国指標連動証券」という。

(2) 各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ上記の本指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

## 2 内容

### NIFTY 50指数(プライスリターン)およびNIFTY 50トータルリターン指数

NIFTY 50指数(プライスリターン)およびNIFTY 50トータルリターン指数は、インド・ナショナル証券取引所に上場する大手企業からなる主要株価指数で、市場の複数のセクターを代表する50銘柄で構成される浮動株調整時価総額加重平均指数である。NIFTY 50指数(プライスリターン)は、1995年11月3日を基準日とし、その日の時価総額を1,000として算出される。一方、NIFTY 50トータルリターン指数は、1999年6月30日の指数値を1,256.38ポイントとして計算されている。

### Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)

Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)は、日々の騰落率をNIFTY 50指数(プライスリターン)の騰落率の2倍として計算された指数で、2009年4月2日の指数値を1,000ポイントとして計算されている。

### Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)

Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)は、日々の騰落率をNIFTY 50トータルリターン指数の騰落率の-1倍として計算された指数で、2009年4月2日の指数値を1,000ポイントとして計算されている。

### Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)の計算方法

$$\text{NPR2XL}(T) = \text{NPR2XL}(T-1) \times (1 + \text{NPR2XL\_RETURN})$$

$$\text{NPR2XL\_RETURN} = 2 \times (\text{NIFTY\_PR}(T) / \text{NIFTY\_PR}(T-1) - 1) - (\text{CBLO}(T-1) / 360) \times D(T, T-1)$$

NPR2XL(T) : 指数計算日(T)におけるNifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)値

NPR2XL(T-1) : 指数計算日(T)の前日におけるNifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)値

NIFTY\_PR(T) : 指数計算日(T)におけるNIFTY 50指数(プライスリターン)値

NIFTY\_PR(T-1) : 指数計算日(T)の前日におけるNIFTY 50指数(プライスリターン)値

D(T, T-1) : TからT-1までの実日数

CBLO(T-1) : 指数計算日(T)の前日のCBLOレート( % 年率)

CBLOレート : 貸借取引に適用されるオーバーナイト金利( % 年率)

### Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)の計算方法

$$\text{NTR1XI}(T) = \text{NTR1XI}(T-1) \times (1 + \text{NTR1XI\_RETURN})$$

$$\text{NTR1XI\_RETURN} = -1 \times (\text{NIFTY\_TR}(T) / \text{NIFTY\_TR}(T-1) - 1) + 2 \times (\text{CBLO}(T-1) / 360) \times D(T, T-1) - (\text{CBLO}(T-1) / 360) \times D(T, T-1)$$

NTR1XI(T) : 指数計算日(T)におけるNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)値

NTR1XI(T-1) : 指数計算日(T)の前日におけるNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)値

NIFTY\_TR(T) : 指数計算日(T)におけるNIFTY 50トータルリターン指数値

NIFTY\_TR(T-1) : 指数計算日(T)の前日におけるNIFTY 50トータルリターン指数値

D(T, T-1) : TからT-1までの実日数

CBLO(T-1)：指数計算日(T)の前日のCBLOレート（% 年率）

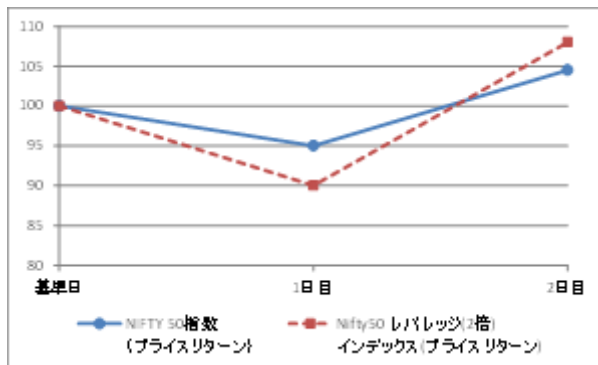
CBLOレート：貸借取引に適用されるオーバーナイト金利（% 年率）

### レバレッジ指数の値動きについて

レバレッジ指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の2倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、レバレッジ指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「2倍」とならないので、十分留意する必要がある。

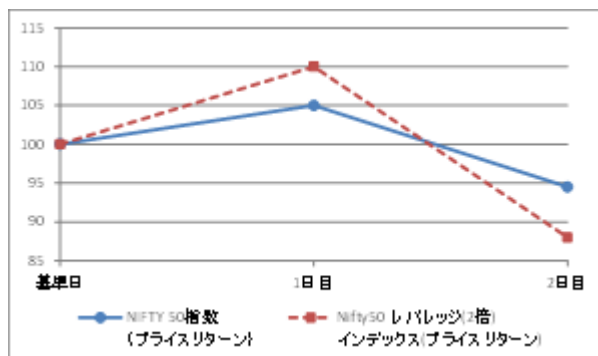
## &lt; 1 &gt; NIFTY 50指数(プライスリターン)が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
NIFTY 50指数 (プライスリターン)	-5%	10%	NIFTY 50指数 (プライスリターン)	-5%	<b>4.5%</b>
Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)	-10%	20%	Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)	-10%	<b>8%</b>



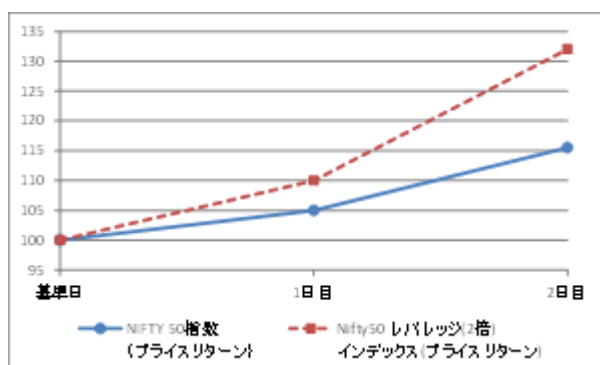
## &lt; 2 &gt; NIFTY 50指数(プライスリターン)が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
NIFTY 50指数 (プライスリターン)	5%	-10%	NIFTY 50指数 (プライスリターン)	5%	<b>-5.5%</b>
Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)	10%	-20%	Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)	10%	<b>-12%</b>



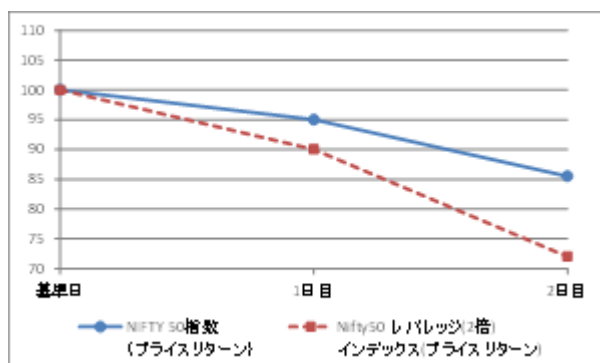
## &lt; 3 &gt; NIFTY 50指数(プライスリターン)が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き	
	1日目	2日目	1日目	2日目
NIFTY 50指数 (プライスリターン)	5%	10%	5%	<b>15.5%</b>
Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)	10%	20%	10%	<b>32%</b>



## &lt; 4 &gt; NIFTY 50指数(プライスリターン)が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き	
	1日目	2日目	1日目	2日目
NIFTY 50指数 (プライスリターン)	-5%	-10%	-5%	<b>-14.5%</b>
Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)	-10%	-20%	-10%	<b>-28%</b>



これらの例示は、NIFTY 50指数(プライスリターン)の値動きとNifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)の値動きの関係を示すための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。

実際の受益権の基準価額は、信託報酬等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

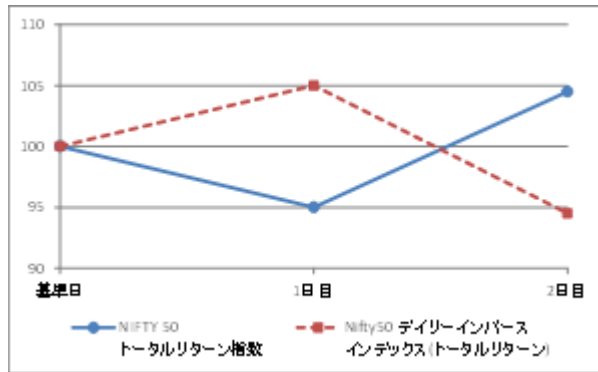
また、受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まる。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではない。

## インバース指数の値動きについて

インバース指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の - 1 (マイナス1) 倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、インバース指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「- 1倍」とならないので、十分留意する必要がある。

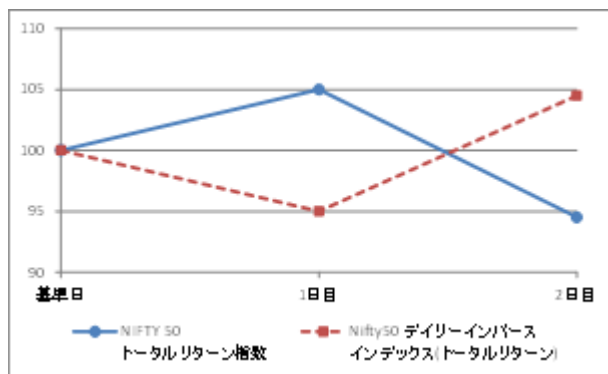
## &lt; 5 &gt; NIFTY 50トータルリターン指数が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
NIFTY 50トータルリターン指数	-5%	10%	NIFTY 50トータルリターン指数	-5%	<b>4.5%</b>
Nifty50 デイリーインバース インデックス(トータルリターン)	5%	-10%	Nifty50 デイリーインバース インデックス(トータルリターン)	5%	<b>-5.5%</b>



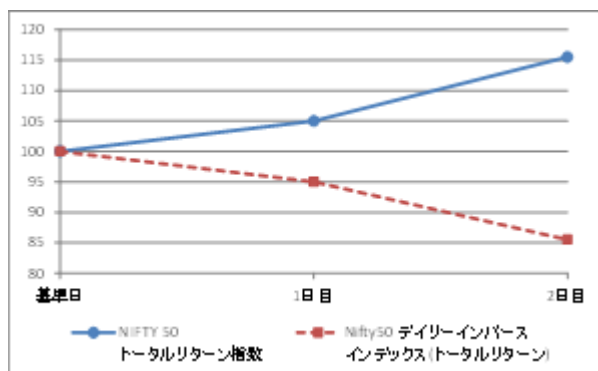
< 6 > NIFTY 50トータルリターン指数が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
NIFTY 50トータルリターン指数	5%	-10%	NIFTY 50トータルリターン指数	5%	<b>-5.5%</b>
Nifty50 デイリーインバース インデックス(トータルリターン)	-5%	10%	Nifty50 デイリーインバース インデックス(トータルリターン)	-5%	<b>4.5%</b>



< 7 > NIFTY 50トータルリターン指数が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

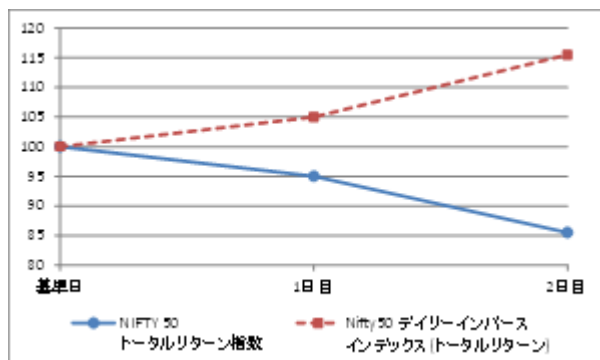
日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
NIFTY 50トータルリターン指数	5%	10%	NIFTY 50トータルリターン指数	5%	<b>15.5%</b>
Nifty50 デイリーインバース インデックス(トータルリターン)	-5%	-10%	Nifty50 デイリーインバース インデックス(トータルリターン)	-5%	<b>-14.5%</b>





### < 8 > NIFTY 50トータルリターン指数が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目	1日目	2日目	
NIFTY 50トータルリターン指数	-5%	-10%	NIFTY 50トータルリターン指数	-5%	<b>-14.5%</b>
Nifty50 デイリーインバース インデックス(トータルリターン)	5%	10%	Nifty50 デイリーインバース インデックス(トータルリターン)	5%	<b>15.5%</b>



これらの例示は、NIFTY 50トータルリターン指数の値動きとNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)の値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。

実際の受益権の基準価額は、信託報酬等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

また、受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まる。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではない。

#### S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)

S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み) (以下本「S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)」において「本指数」という。)は、S&P500® ( ) の構成銘柄のうち、25年以上連続して増配方針に従っている株式のパフォーマンスを測定している株式指数である。

本指数は米ドル建ての指数であり、配当から源泉徴収税を控除した金額を再投資する課税後配当込みの指数である。

S&P500®は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社が開発した株式インデックスで、ニューヨーク証券取引所 (NYSE Arca、NYSE Amexを含む。) 、NASDAQに上場している銘柄から同指数の算出要領により選ばれた500銘柄で構成される指数で、米国株式市場を測定する代表的なベンチマークである。

#### 指数の構成方法

- ・毎年1月、4月、7月、10月にリバランスを行う
- ・構成銘柄のウェイトを均等化しており、リバランス時に再調整して均等ウェイトにする
- ・構成銘柄の変更は1月のリバランス時に行われる
- ・世界産業分類基準 (GICS®) における、特定の業種に属する構成銘柄のウェイトが30%以内になるよう調整されている

#### 指数への追加基準

- ・1月のリバランスの参照日時点で浮動株調整後時価総額が30億米ドル以上の銘柄
- ・1月のリバランスの参照日時点で直近3ヶ月間の1日当たり平均売買代金が500万米ドル以上の銘柄

### 指数からの除外基準

- ・1月のリバランス時に、上記の追加基準を満たしていない銘柄
- ・四半期ごとのリバランスの間にS&P500から除外された銘柄

### S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)

S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)(以下本「S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)」において「本指数」という。)は、S&Pグローバル不動産指数( <sup>1</sup> )のサブ指数である、S&P 先進国REIT指数( <sup>2</sup> )の国別指数のうち、シンガポールに上場する不動産投資信託を対象にした時価総額加重型の指数である。

本指数はシンガポールドル建ての指数であり、配当から源泉徴収税を控除した金額を再投資する課税後配当込みの指数である。

<sup>1</sup>S&Pグローバル不動産指数は、世界的に投資可能な全ての株式市場の銘柄へのあらゆる投資機会を測定するように意図されているS&Pグローバル総合指数(S&P Global BMI)の構成銘柄の中で、世界産業分類基準(GICS®)における不動産産業グループに属する銘柄で構成されている。

<sup>2</sup>S&P 先進国REIT指数は、先進国市場における不動産投資信託のパフォーマンスを測定する指数である。

### 指数の構成方法

本指数の構成銘柄は、S&Pグローバル総合指数の適格性基準を満たす必要がある。基準を満たした銘柄は、それぞれの浮動株調整後時価総額の比率に従って配分され、毎年9月に見直しが行われる。

### 指数への追加基準

- ・S-REIT(Singapore Real Estate Investment Trust)であること。ただし、森林REIT、モーゲージREIT、モーゲージ担保REITは除外される。
- ・年次の見直し時点で、浮動株調整後時価総額が1億米ドル以上の銘柄
- ・年次の見直し時点で、直近12ヶ月間の売買代金が5,000万米ドル以上の銘柄

### 指数からの除外基準

- ・年次の見直し時点で、浮動株調整後時価総額が7,500万米ドルを下回るか、または7,500万米ドルを上回っていたとしても、直近12ヶ月間の売買代金が3,500万米ドルを下回る銘柄
- ・年度途中のいずれかの時点で、浮動株調整後時価総額が2,500万米ドルを下回った銘柄

野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数(ネットトータルリターン)(本項において、以下「本指数」という。)

## 1 理由

### (1) 当社の発行している有価証券

NEXT NOTES 野村日本株高配当70(ドルヘッジ、ネットリターン)ETN

本項においては、上記の受益証券発行信託に係る受益権を「本受益権」という。また、本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を「本外国指標連動証券」という。

(2) 本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額が本指数の水準により決定されるため、この指数についての開示を必要とする。

## 2 内容

### 野村日本株高配当70

野村日本株高配当70は、日本株の高配当利回り70銘柄を構成銘柄とする等金額型の指数である。継続的な高配当収入獲得を狙う戦略をパッシブ運用で実現するように設計されている。配当継続性と投資可能性を考慮しつつ、国内上場普通株式の中から今期予想配当利回りが高い70銘柄を選択している。

#### 銘柄選定方法

野村日本株高配当70の採用銘柄は、原則として、毎年12月第1営業日の前々月15日時点（休日の場合は前営業日）における国内普通株式の全上場銘柄の中から選択される。ただし、下記の銘柄スクリーニング基準とリバランスバンドを考慮した上で、今期予想配当利回りが高い70銘柄を選択する。定期入替は年1回12月第1営業日（以下「定期入替日」という。）に行われる。定期入替日の前月第5営業日を入替基準日とし、入替基準日時点におけるデータを用いて計算した結果をもとに、定期入替後の構成銘柄と指数組入株数が決定される。

#### 銘柄スクリーニング基準

配当継続性に懸念がある銘柄や浮動株調整時価総額が小さい銘柄などの低流動性銘柄の組入れを抑制するためのルールである。入替基準日時点において下記の条件を満たす銘柄を投資対象とする。

- ・過去3年間の実績経常利益が全て非負の銘柄
- ・今期予想決算期が3、6、9、12月の銘柄
- ・浮動株調整時価総額上位85%に含まれる銘柄
- ・過去60日平均売買代金上位500位以内の銘柄

#### リバランスバンド

今期予想配当利回りの微小な差による頻繁な銘柄入替を抑制するためのルールである。銘柄スクリーニング基準を満たす銘柄の中から、下記の手順によって指数構成銘柄を選定する。

- ・入替基準日時点の今期予想配当利回り上位50銘柄については無条件で採用する。
- ・次に今期予想配当利回りの上位51位～90位（リバランスバンド）に含まれる既採用銘柄のみを70銘柄に達するまで採用する。
- ・もし上記の手順によって採用銘柄が70銘柄に満たない場合は、不足分を今期予想配当利回りの51位以降の未採用銘柄の中から順に採用する。

#### 銘柄組入株数

上記の「銘柄選定方法」で選定した70銘柄を構成銘柄とし、入替基準日時点において各構成銘柄のウエイトが等しくなるようにして指数を構築する。

### 野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）

野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）は、為替リスクを回避しつつ米ドル建てで原指数に投資する際のパフォーマンスを表す。月末時点の投資残高を1ヶ月のドル円為替フォワード取引を用いて毎月末ヘッジしたものととして算出される。野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）で用いるドル円為替レートは、WMロイターのスポットレートおよび1ヶ月フォワードレートの終値（ロンドン時間16時の仲値、1米ドル当たりの円レート）を使用する。為替レートが取得できない場合には、前日値を用いて計算するものとする。野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）の原指数としては、野村日本株高配当70の円建てネットトータルリターン指数（以下「円建て原指数」という。）を使用する。

野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）の配当に対する税率は国内非居住者に対する税率に従って計算する。

#### 野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）の計算方法

野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）(md) =

$$\text{野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）(m0)} \times (1 + \text{ヘッジ前指数リターン(md)} + \text{ヘッジリターン(md)})$$

（各月をmとし、m0は前月末営業日、mdはm月の第d日とする）

ヘッジ前指数リターン(md) =

$$(\text{円建て原指数(md)}/\text{円建て原指数(m0)}) \times (\text{スポットレート(m0)}/\text{スポットレート(md)}) - 1$$

ヘッジリターン(md) =

$$(\text{スポットレート(m0)}/\text{フォワードレート(m0)}) - (\text{スポットレート(m0)}/\text{線形補間されたフォワードレート(md)})$$

線形補間されたフォワードレート(md) =

$$\text{スポットレート(md)} + (D' - d)/D \times (\text{フォワードレート(md)} - \text{スポットレート(md)})$$

（d：当月経過暦日数、D：当月暦日総数、D'：当月最終営業日までの暦日総数）

#### 円建て原指数の計算方法

円建て原指数(t) = 円建て原指数(t-1) × (1 + リターン(t))

リターン(t) = ((時価総額(t) + 課税考慮済配当総額(t))/課税考慮済基準時価総額(t)) - 1

課税考慮済基準時価総額(t) =

$$\text{時価総額(t-1)} + \text{修正時価総額(t)} - \text{課税考慮済修正配当総額(t)}$$

S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）および税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数（本項において、以下個別にまたは総称して「本指数」という。）

## 1 理由

(1) 当社の発行している有価証券

( ) NEXT NOTES 日本株配当貴族（ドルヘッジ、ネットリターン）ETN

( ) NEXT NOTES 東証REIT（ドルヘッジ、ネットリターン）ETN

本項においては、上記( )から( )までの受益証券発行信託に係る受益権を個別にまたは総称して「本受益権」という。また、各本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を個別にまたは総称して「本外国指標連動証券」という。

(2) 各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ上記の本指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

## 2 内容

### S&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）

S&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）（以下本「S&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）」において「本指数」という。）は、東証株価指数（以下本「S&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）」において「TOPIX」という。）の構成銘柄のうち、10年以上にわたり毎年増配しているか、または安定した配当を維持している最も配当利回りの高い企業のパフォーマンスを測定する株式指数であり、さらに株式の配当から源泉徴収税を控除した金額を再投資する課税後配当込みの株式指数である。

#### 適格性基準

本指数の採用銘柄は、TOPIXの構成銘柄のうち、下記の適格性ファクターおよび安定性基準を原則として満たす必要がある。

##### ・適格性ファクター

時価総額：リバランス参照日（毎年6月の最終営業日をいう。以下同じ。）時点のTOPIXにおける浮動株調整後時価総額が500億円以上であること。

流動性：リバランス参照日までの3ヶ月間の1日当たり平均売買代金が3億円以上であること。

複数のシェアクラス：複数のシェアクラスがある場合、直近の配当利回りが最も高いシェアクラスが採用候補となる。

##### ・安定性基準

配当の成長性：新たに選定される銘柄は、10年以上にわたり毎年増配しているか、または安定した配当を維持していること。既存の本指数構成銘柄は、7年以上にわたり毎年増配しているか、または安定した配当を維持していること。

配当性向：新たに選定される銘柄は、配当性向が100%以下であること。一方、既存の本指数構成銘柄は配当性向がマイナスにならないこと（年間の1株当たり利益（EPS）がマイナスになったときに、配当性向がマイナスになったものと見なされる。）。

配当利回り：リバランス参照日時点で直近12ヶ月の配当利回りが10%以下であること（配当利回りは、リバランス参照日までの12ヶ月間の1株当たり配当金総額をリバランス参照日時点の株価で除することで計算される。）。

配当に関する全ての基準は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが決定する普通配当金に基づいている。また、配当利回りの計算において、特別配当や記念配当は考慮されないものとする。

#### 本指数の構築方法とリバランス

まず本指数構成銘柄の選択が行われ、次に本指数内の構成銘柄のウェイト付けが行われる。本指数の構成銘柄は毎年7月にリバランスされ、各リバランス時には、銘柄のウェイトを修正し、個別の銘柄やセクター全体にわたる分散を確保する。

##### ・本指数構成銘柄の選択

本指数の適格性基準を満たす全銘柄をリバランス参照日時点における直近12ヶ月の配当利回りに基づいてランク付けした上で、直近12ヶ月の配当利回りが最も高い上位50銘柄を本指数の構成銘柄として選択される。各リバランス時点では、最低40の構成銘柄数が必要となるが、仮に適格性基準を満たす構成銘柄数が40を下回った場合には、以下の順序でその基準が緩和される。

### 時価総額基準の緩和

浮動株調整後時価総額が300億円以上で、かつその他全ての本指数の適格性基準を満たしているTOPIXの構成銘柄が、40の構成銘柄数に達するまで、配当利回りの高い順に本指数に追加される。

### 配当の成長性に関する基準の緩和

の緩和によって、構成銘柄数が40に達していない場合、配当の成長性に関する基準が緩和される。浮動株調整後時価総額が300億円以上で、過去において7年以上にわたり毎年増配しているか、または安定した配当を維持しており、かつその他全ての本指数の適格性基準を満たしているTOPIXの構成銘柄が、40の構成銘柄数に達するまで、配当利回りの高い順に本指数に追加される。

#### ・構成銘柄のウェイト付け

相対的に高い配当利回りを達成するために、本指数構成銘柄は配当利回りにより加重される。各年次リバランスおよび半期のセミリバランス時点で、各本指数構成銘柄のウェイトには5%の上限が適用され、世界産業分類基準(GICS)の各セクターのウェイトには30%の上限が適用される。各銘柄の上限を超えたウェイト部分は、上限を超えていない全ての構成銘柄に按分により再配分される。

#### ・リバランス

年次リバランス：本指数は毎年1回全面的にリバランスされ、7月の最終営業日の取引終了後に有効となる。

セミリバランス：年次リバランスに加え、ウェイト制限がメソドロジーに抵触していないかを確認するために、二次的な見直しを実施する。また、配当の継続的な支払いを確認するために、本指数構成銘柄に対するスクリーニングも実施され、直近の配当支払いを実施しなかったか、または配当を大幅に削減した本指数構成銘柄は、S&P/JPX指数委員会の裁量により本指数から除外される。

仮にセミリバランス時点で、各銘柄のウェイトをウェイト基準と一致させる必要がある場合、または配当の見送りまたは大幅な削減により、銘柄を除外する必要がある場合、これらの変更が実施され、1月の最終営業日の取引終了後に有効となる。再ウェイト付けを行う上での直近配当利回りの計算における参照日は、12月の最終営業日の取引終了後となる。

### 本指数構成銘柄への追加

スピノフ（企業が社内の1部門を切り離し1企業として分離・独立させることをいう。）の場合を除いて、各リバランスの間に指数への新たな銘柄の追加は行われない。

### 本指数構成銘柄からの除外

指数構成銘柄がTOPIXから除外された場合、それらの銘柄は各リバランスの間であっても本指数から除外される。各リバランスの間に除外される構成銘柄はその他の銘柄に置き換えられない。

### S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）

S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）（以下本「S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）」において「本指数」という。）はS&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）の米ドル建ての指数であり、日本円以外の通貨で投資を行う事を考慮して、本指数構成銘柄のリスクヘッジを行うのではなく、為替リスクをヘッジした場合のリターンを表象する指数である。そのリターンは、本指数が保有するポートフォリオを1ヶ月の為替フォワード取引により継続的にヘッジした場合の値として算出される。保有するポートフォリオにおける為替リスクのヘッジ割合は100%である。よって、本指数構成銘柄全体の為替リスクがヘッジされていることになる。ただし、あくまでも一定時点のポートフォリオ残高を月次でヘッジしているものであり、為替変動を完全にヘッジしているわけではない。

### 本指数の計算方法

各月をmとし、各日をd=1,2,3,...Dとする。(mdは、m月の第d日、m<sup>0</sup>は前月の最終営業日、mr<sup>0</sup>は前月の最終営業日の前営業日とする。)

m月d日のS&P/JPX 配当貴族指数(米ドルヘッジ、課税後配当込み)の指数値

$$EH_{md} = EH_{m^0} \times (E_{md} / E_{m^0} + HR_{md})$$

ただし、

$$E_{md} = EL_{md} / S_{md}$$

$$HR_{md} = (S_{mr^0} / F_{m^0} - S_{mr^0} / F\_lmd) \times MAF_m$$

EH : S&P/JPX 配当貴族指数(米ドルヘッジ、課税後配当込み)の指数値

E : S&P/JPX 配当貴族指数(課税後配当込み)(米ドル建て)の指数値

EL : S&P/JPX 配当貴族指数(課税後配当込み)(日本円建て)の指数値

HR : ヘッジリターン(%)

S : スポットレート(1米ドル当たり日本円)

F : フォワードレート(1米ドル当たり日本円)

F\_lmd : m月の第d日における線形補間されたフォワードレート

$$F\_lmd = S_{md} + ((D - d) / D) \times (F_{md} - S_{md})$$

MAF<sub>m</sub> : m月におけるS&P/JPX 配当貴族指数(米ドルヘッジ、課税後配当込み)の月次調整係数

$$MAF_m = EH_{mr^0} / EH_{m^0}$$

とする。

### 税引後配当込東証REIT指数

東証REIT指数は、東証に上場するREIT(不動産投資信託)の全銘柄を対象とした時価総額加重型の指数であり、基準日である2003年3月31日の時価総額を1,000として計算されている。東証REIT指数は浮動株反映を行っておらず、浮動株比率は便宜上1.00としている。

また、税引後配当込東証REIT指数は、配当落日に、税引後の予想配当金に基づいて配当落金額の総額を算出し基準時価総額の修正を行うことで算出される指数である。仮に配当落日に使用した予想配当金と決算短信で公表された配当金との間に差異が見られた銘柄については配当落金額の調整が行われる。基準時価総額の算出に用いる配当税率は、修正日時点での上場株式等の配当に係る源泉徴収税率(地方税除く。)とする。

### 税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数

税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数は税引後配当込東証REIT指数の米ドル建ての指数であり、日本円以外の通貨で投資を行うことを考慮して、指数構成銘柄のリスクヘッジを行うのではなく、為替リスクをヘッジした場合のリターンを表象する指数である。そのリターンは、指数が保有するポートフォリオを1ヶ月の為替フォワード取引により継続的にヘッジした場合の値として算出される。保有するポートフォリオにおける為替リスクのヘッジ割合は100%である。よって、指数構成銘柄全体の為替リスクがヘッジされていることになる。ただし、あくまでも一定時点のポートフォリオ残高を月次でヘッジしているものであり、為替変動を完全にヘッジしているわけではない。

### 税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の計算方法

各月をmとし、各日をd=1,2,3,...Dとする。(mdは、m月の第d日、m<sup>0</sup>は前月の最終営業日、mr<sup>0</sup>は前月の最終営業日の前営業日とする。)

m月d日の税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の指数値

$$EH_{md} = EH_{m^0} \times (E_{md} / E_{m^0} + HR_{md})$$

ただし、

$$E_{md} = EL_{md} / S_{md}$$

$$HR_{md} = (S_{mr^0} / F_{m^0} - S_{mr^0} / F\_lmd) \times MAF_m$$

EH：税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の指数値

E：税引後配当込東証REIT指数（米ドル建て）の指数値

EL：税引後配当込東証REIT指数（日本円）の指数値

HR：ヘッジリターン（％）

S：スポットレート（1米ドル当たり日本円）

F：フォワードレート（1米ドル当たり日本円）

F\_lmd：m月の第d日における線形補間されたフォワードレート

$$F\_lmd = Smd + ((D - d) / D) \times (Fmd - Smd)$$

MAFm：m月における税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の月次調整係数

$$MAFm = EHm^0 / EHm^0$$

とする。

野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）、野村日本株高ベータ・セレクト30（配当課税考慮済指数）および野村日本株低ベータ・セレクト50（配当課税考慮済指数）（本項において、以下個別にまたは総称して「本指数」という。）

## 1 理由

### (1) 当社の発行している有価証券

( ) NEXT NOTES 野村AIビジネス70（ネットリターン）ETN

( ) NEXT NOTES 高ベータ30（ネットリターン）ETN

( ) NEXT NOTES 低ベータ50（ネットリターン）ETN

本項においては、上記( )から( )までの受益証券発行信託に係る受益権を個別にまたは総称して「本受益権」という。また、各本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を個別にまたは総称して「本外国指標連動証券」という。

(2) 各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ上記の本指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

## 2 内容

### 野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）

野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）（以下本「野村AIビジネス70（配当課税考慮済指数）」において「本指数」という。）は、AI（人工知能）に関するビジネスについてマスメディアを通して報道された企業70銘柄を構成銘柄とする、等金額型の指数である。本指数の組入対象となる銘柄は、国内金融商品取引所に上場する全ての普通株式から、ニュース、雑誌、新聞等の各種メディアにおける記事検索結果を基にした定量的な評価指標により選定される。記事検索には「人工知能」と、AIを活用して選んだ複数の関連キーワードを用いる。

本指数の指数値の基準日は2001年11月30日とし、基準日の指数値（基準値）を10,000とする。配当課税を考慮した指数値（配当課税考慮済指数値）の計算にあたっては、国内居住者に対する税率を適用する。

### 定期入替え

定期入替日を12月第1営業日（前営業日の引け後）の年1回とし、直前の10月15日（休日の場合は前営業日）を定期入替基準日とする。

### 銘柄選定母集団



銘柄選定母集団は、定期入替基準日の直前の3月末時点における国内金融商品取引所に上場する全ての銘柄のうち、定期入替基準日における浮動株調整時価総額上位98%に相当する銘柄群とする。ただし、新設合併銘柄および定期入替基準日の直前の4月から9月末までに新規上場した銘柄のうち、浮動株調整時価総額上位約85%に相当する銘柄は銘柄選定母集団に含まれるものとし、定期入替基準日時点の外国株式等の銘柄は除外される。その中で過去60日の平均売買代金上位90%を満たす銘柄を対象にスコアを計算する。

#### 指数構成銘柄の選定方法

- ・人工知能順位スコア( 1 )が小さい銘柄から順に、10銘柄まで採用する。ただし、同じスコアの銘柄があった場合は、過去60日平均売買代金が高い順に最大70銘柄まで採用する。
- ・上記で採用された銘柄が70銘柄に達していない場合は、続いて人工知能順位スコアと関連キーワード順位スコア( 2 )の平均順位スコアが小さい銘柄から順に、上記で採用された銘柄と合わせて70銘柄となるまで採用する。ただし、同じ平均順位スコアの銘柄があった場合は、人工知能順位スコアが小さい順に70銘柄まで採用する。その際、同じ人工知能順位スコアの銘柄があった場合には、過去60日平均売買代金が高い順に70銘柄まで採用する。

#### ( 1 )人工知能順位スコア

- ・スコア計算対象となる銘柄選定母集団の銘柄に対して人工知能に関する記事を検索する。入替基準日の前日から1年前の入替基準日までの期間に対して記事検索を行った結果の記事数を、各銘柄に対する「直近年の人工知能記事スコア」とする。
- ・1年前の入替基準日の前日から2年前の入替基準日までの期間に対して、人工知能に関する記事検索を行った結果の記事数を、各銘柄に対する「1年前の人工知能記事スコア」とする。
- ・ $( \text{直近年の人工知能記事スコア} \times 2 ) + ( \text{1年前の人工知能記事スコア} )$ によって重み付けしたスコアが大きい方から付けた順位(昇順)を、スコア計算対象となる銘柄選定母集団の銘柄に対する「人工知能順位スコア」とする。

#### ( 2 )関連キーワード順位スコア

- ・スコア計算対象となる銘柄選定母集団の銘柄に対して関連キーワードに関する記事を検索する。入替基準日の前日から1年前の入替基準日までの期間に対して、関連キーワードに関する記事検索を行った結果の記事数を、各銘柄に対する「直近年の関連キーワード記事スコア」とする。
- ・1年前の入替基準日の前日から2年前の入替基準日までの期間に対して記事検索を行った結果の記事数を、各銘柄に対する「1年前の関連キーワード記事スコア」とする。
- ・ $( \text{直近年の関連キーワード記事スコア} \times 2 ) + ( \text{1年前の関連キーワード記事スコア} )$ によって重み付けしたスコアが大きい方から付けた順位(昇順)を、スコア計算対象となる銘柄選定母集団銘柄に対する「関連キーワード順位スコア」とする。
- ・なお、関連キーワードは毎年6月15日(休日の場合は前営業日)に見直しを検討する。5年前の4月1日から直前の3月31日までの5年間の政府官公庁、研究機関の人工知能に関する公表資料等に基づいて、人工知能と関連性が高いキーワードを年1回選定する。

#### 構成銘柄の組入比率

定期入替基準日において、「指数構成銘柄の選定方法」に基づき選定した70銘柄を構成銘柄とし、各構成銘柄のウエイトが等しくなるようにして本指数を構築する。

#### 野村日本株ベータ・セレクト指数

野村日本株ベータ・セレクト指数は、国内金融商品取引所に上場する全ての普通株式の中から、日本株市場リターンおよびドル円為替レートリターンに対するベータ値(感応度)等に基づいた定量的な指標の上位30銘柄を組み入れた「野村日本株高ベータ・セレクト30」と、下位50銘柄を組み入れた「野村日本株低ベータ・セレクト50」という2種類の指数の総称であり、いずれも浮動株調整時価総額加重型(個別銘柄のウエイト上限5%)の指数である。

野村日本株ベータ・セレクト指数の指数値の基準日は2000年12月29日とし、基準日の指数値（基準値）を10,000とする。

#### 定期入替え

定期入替日を、6月第1営業日（5月最終営業日の引け後）および12月第1営業日（11月最終営業日の引け後）の年2回とし、定期入替日の前月第5営業日を定期入替基準日とする。

#### 銘柄選定母集団

銘柄選定母集団は、6月の定期入替日の場合は、前年の3月末時点、12月の定期入替日の場合は、直前の3月末時点における国内金融商品取引所に上場する全ての銘柄のうち、定期入替日の直前の10月15日時点（休日の場合は前営業日）における浮動株調整時価総額上位98%に相当する銘柄群とする。ただし、新設合併銘柄および12月の定期入替日の場合は、直前の4月から9月末、6月の定期入替日の場合は、前年4月から直前の3月末までに新規上場した銘柄のうち、浮動株調整時価総額上位約85%に相当する銘柄は銘柄選定母集団に含まれるものとし、定期入替基準日時点の外国株式等の銘柄は除外される。その中で定期入替基準日時点における大型銘柄（銘柄選定母集団の浮動株調整時価総額上位85%相当）で、かつ過去60日の平均売買代金上位500銘柄を満たす銘柄を対象にスコアを計算する。

#### 指数構成銘柄の選定方法

##### **野村日本株高ベータ・セレクト30（配当課税考慮済指数）**

「野村日本株高ベータ・セレクト30」は、市場連動性等を表す3つのスコア（市場ベータ、為替ベータ、モメンタム）に基づいた定量的な指標値が高い30銘柄を組み入れる。配当課税を考慮した指数値（配当課税考慮済指数値）の計算にあたっては、国内居住者に対する税率を適用する。

##### **野村日本株低ベータ・セレクト50（配当課税考慮済指数）**

「野村日本株低ベータ・セレクト50」は、市場連動性等を表す3つのスコア（市場ベータ、為替ベータ、銘柄固有リスク）に基づいた定量的な指標値が低い50銘柄を組み入れる。配当課税を考慮した指数値（配当課税考慮済指数値）の計算にあたっては、国内居住者に対する税率を適用する。

###### ・市場ベータ

定期入替基準日における過去60ヶ月分の個別銘柄の月次株価リターンを月次市場リターンで線形回帰した際の回帰係数を「市場ベータ」スコアとする。

###### ・為替ベータ

定期入替基準日における過去60ヶ月分の個別銘柄の月次株価リターンを月次ドル円為替レートリターンで線形回帰した際の回帰係数を「為替ベータ」スコアとする。

###### ・モメンタム

定期入替基準日における過去11ヶ月分の個別銘柄の月次株価リターンを月次市場リターンで線形回帰した際の回帰切片を「モメンタム」スコアとする。

###### ・銘柄固有リスク

定期入替基準日における過去60ヶ月分の個別銘柄の月次株価リターンを月次市場リターンで線形回帰した際の回帰残差の標準偏差を「銘柄固有リスク」スコアとする。

#### 構成銘柄の組入比率

野村日本株ベータ・セレクト指数の指数構成銘柄の組入ウエイトは、定期入替基準日時点の浮動株調整時価総額に比例した比率とする。ただし、組入ウエイトの上限を5%とし、上限超過分を浮動株調整時価総額に応じて他の銘柄に比例配分する。

## 日経平均株価

### 1 理由

提出会社は、下記のとおり、満期償還金額および早期償還の有無が日経平均株価の水準により決定される社債を発行しているため、日経平均株価に関する情報は、提出会社が発行している社債に関する投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイ 2020年1月満期 株価指数参照 円建社債(固定クーポン型・早期償還条項付) 参照指数：日経平均株価	2018年1月23日	80億8,200万円	無

### 2 内容

日経平均株価は東京証券取引所第一部に上場する225銘柄を選定し、その株価を使って算出される平均株価型の指数である。算出開始は1950年9月7日であり、値は戦後、東京証券取引所が再開した1949年5月16日まで遡及計算されている。当初は東京証券取引所が算出していたが、1970年以降は日本経済新聞社が算出している。

## 2【当該指数等の推移】

## 1．ハンセン指数・レバレッジインデックスの過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	
	最高	18,621.28	20,188.97	25,020.79	16,748.69	25,374.67	
	最低	12,727.99	14,247.32	12,699.12	9,874.67	14,011.07	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2018年 4月	2018年 5月	2018年 6月	2018年 7月	2018年 8月	2018年 9月
	最高	26,446.90	27,475.78	27,370.93	22,929.99	22,405.12	21,366.69
	最低	24,155.59	24,752.97	22,098.67	21,518.66	20,088.19	18,926.01

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

## 2．ハンセン指数・ショートインデックスの過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	
	最高	9,980.17	9,051.53	8,326.57	9,038.74	7,015.23	
	最低	8,039.78	7,269.36	6,289.54	6,516.88	4,929.88	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2018年 4月	2018年 5月	2018年 6月	2018年 7月	2018年 8月	2018年 9月
	最高	4,922.54	4,840.86	5,038.10	5,054.26	5,208.45	5,322.61
	最低	4,699.03	4,588.45	4,548.69	4,892.71	4,942.17	5,008.37

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

## 3．韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスの過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	
	最高	280.59	266.45	262.63	230.56	376.03	
	最低	203.23	206.87	171.49	172.24	226.50	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2018年 4月	2018年 5月	2018年 6月	2018年 7月	2018年 8月	2018年 9月
	最高	336.81	334.64	323.71	285.01	286.71	290.96
	最低	306.91	306.96	284.72	271.95	264.80	271.91

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

## 4．韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスの過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	
	最高	973.03	968.06	1,061.55	1,035.71	887.36	
	最低	819.91	848.07	853.37	889.94	689.12	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2018年 4月	2018年 5月	2018年 6月	2018年 7月	2018年 8月	2018年 9月
	最高	752.66	752.85	776.96	795.60	805.97	795.09
	最低	719.84	724.14	730.93	776.77	776.14	767.99

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

## 5．日経・東商取金レバレッジ指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	
	最高	21,287.61	17,282.81	18,661.12	16,245.14	16,844.20	
	最低	11,789.05	13,008.66	12,892.62	12,689.91	14,437.73	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2018年 4月	2018年 5月	2018年 6月	2018年 7月	2018年 8月	2018年 9月
	最高	16,444.19	16,284.81	16,176.18	15,355.13	14,628.35	14,520.00
	最低	15,582.83	15,594.93	14,893.36	14,357.32	13,224.51	13,667.85

出所：東京商品取引所、Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

#### 6．日経・東商取金インバース指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	
	最高	7,440.81	6,843.90	6,609.49	6,650.32	6,114.68	
	最低	5,743.28	5,864.94	5,616.84	5,851.50	5,639.84	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2018年 4月	2018年 5月	2018年 6月	2018年 7月	2018年 8月	2018年 9月
	最高	5,836.76	5,829.85	5,960.72	6,067.08	6,317.04	6,210.22
	最低	5,680.45	5,706.85	5,723.07	5,868.62	6,010.19	6,023.17

出所：東京商品取引所、Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

#### 7．日経・東商取原油レバレッジ指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	
	最高	19,673.33	19,692.15	7,657.50	1,831.24	2,062.91	
	最低	12,373.64	7,251.21	1,639.20	769.87	1,031.06	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2018年 4月	2018年 5月	2018年 6月	2018年 7月	2018年 8月	2018年 9月
	最高	2,400.52	2,919.01	2,830.29	2,936.35	2,943.70	3,372.52
	最低	1,861.34	2,358.98	2,449.87	2,586.55	2,530.27	2,783.65

出所：東京商品取引所、Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

#### 8．日経・東商取原油インバース指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	
	最高	6,317.46	7,331.00	11,676.76	15,713.56	8,021.12	
	最低	4,699.46	4,631.99	6,349.01	6,269.31	5,450.03	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2018年 4月	2018年 5月	2018年 6月	2018年 7月	2018年 8月	2018年 9月
	最高	5,609.61	4,950.77	4,799.67	4,643.40	4,675.27	4,443.47
	最低	4,916.67	4,432.10	4,454.09	4,370.24	4,324.40	4,022.01

出所：東京商品取引所、Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

#### 9．日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
	最高	128,730.71	97,741.36	50,080.55	35,750.10	11,287.72
	最低	47,519.52	38,902.54	17,065.71	10,936.15	1,926.18

最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2018年 4月	2018年 5月	2018年 6月	2018年 7月	2018年 8月	2018年 9月
	最高	2,332.09	1,666.56	1,583.62	1,699.20	1,354.55	1,212.47
	最低	1,740.33	1,361.75	1,301.73	1,288.08	1,129.07	1,084.99

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

## 10. ダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ・プライスリターン)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
	最高	1,090.59	1,279.52	1,310.90	1,486.11	2,209.55
	最低	705.91	939.37	956.38	938.36	1,442.29

最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2018年 4月	2018年 5月	2018年 6月	2018年 7月	2018年 8月	2018年 9月
	最高	2,142.05	2,171.35	2,216.63	2,233.64	2,328.58	2,433.51
	最低	1,955.64	1,989.79	2,001.45	2,009.93	2,165.87	2,276.79

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

## 11. ダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ・トータルリターン)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
	最高	707.10	588.78	544.14	530.48	411.02
	最低	548.22	486.78	470.73	405.49	322.40

最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2018年 4月	2018年 5月	2018年 6月	2018年 7月	2018年 8月	2018年 9月
	最高	334.93	330.53	326.99	326.27	312.96	304.23
	最低	319.01	315.25	311.14	308.84	301.10	294.08

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

## 12. 東証マザーズ指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
	最高	1,052.95	1,035.34	1,028.38	1,226.42	1,234.02
	最低	415.04	635.00	708.12	667.49	955.09

最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2018年 4月	2018年 5月	2018年 6月	2018年 7月	2018年 8月	2018年 9月
	最高	1,205.27	1,179.01	1,153.62	1,063.73	1,049.13	1,077.55
	最低	1,114.19	1,123.16	1,067.48	996.34	942.48	999.19

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

## 13. STOXX アセアン好配当50(円、ネットリターン)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
	最高	4,677.86	5,150.56	5,203.22	4,602.12	5,842.81
	最低	3,521.87	3,844.01	3,880.10	3,655.67	4,558.10

最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2018年 4月	2018年 5月	2018年 6月	2018年 7月	2018年 8月	2018年 9月
	最高	6,093.70	6,093.97	5,798.13	5,714.33	5,758.52	5,828.71
	最低	5,687.24	5,568.92	5,275.03	5,305.05	5,540.10	5,541.98

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

## 14. Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
	最高	619.83	557.57	474.70	521.60	456.05
	最低	520.21	404.60	391.25	411.85	367.90

最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2018年 4月	2018年 5月	2018年 6月	2018年 7月	2018年 8月	2018年 9月
	最高	385.75	377.10	371.65	369.45	351.00	363.40
	最低	365.10	363.40	362.45	347.50	337.25	342.00

出所：India Index Services &amp; Products Limited、Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

## 15. Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
	最高	2,435.45	3,989.95	4,264.20	3,660.20	4,617.15
	最低	1,717.96	2,095.79	2,824.25	2,319.25	2,977.00

最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2018年 4月	2018年 5月	2018年 6月	2018年 7月	2018年 8月	2018年 9月
	最高	4,682.60	4,731.90	4,746.90	5,145.95	5,467.50	5,318.85
	最低	4,184.55	4,398.30	4,502.75	4,557.00	5,042.95	4,707.45

出所：India Index Services &amp; Products Limited、Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

## 16. S&amp;P500 配当貴族指数(課税後配当込み)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
	最高	315.11	366.97	370.75	415.05	487.99
	最低	244.59	292.78	334.63	335.97	403.93

最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2018年 4月	2018年 5月	2018年 6月	2018年 7月	2018年 8月	2018年 9月
	最高	484.61	483.01	489.49	501.91	513.43	524.51
	最低	464.37	463.04	476.42	477.04	496.82	509.86

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

## 17. S&amp;P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
	最高	476.09	457.74	489.01	503.87	593.80
	最低	379.57	387.58	406.00	414.17	465.01

最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2018年 4月	2018年 5月	2018年 6月	2018年 7月	2018年 8月	2018年 9月
	最高	584.88	584.98	575.01	586.00	587.92	584.88
	最低	570.03	567.67	553.28	557.25	579.13	573.68

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

## 18. 野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数(ネットトータルリターン)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	
	最高	29,269.04	33,197.05	39,564.81	39,227.86	45,782.80	
	最低	20,095.17	25,848.62	30,917.41	28,026.49	36,706.29	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2018年 4月	2018年 5月	2018年 6月	2018年 7月	2018年 8月	2018年 9月
	最高	45,369.28	46,578.85	45,405.75	45,472.76	45,506.95	46,846.58
	最低	43,084.80	43,977.77	43,571.45	42,671.04	43,467.83	43,145.20

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

## 19. S&amp;P/JPX 配当貴族指数(米ドルヘッジ、課税後配当込み)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	
	最高	149.418	171.172	218.670	231.460	278.681	
	最低	101.971	134.962	165.015	174.126	219.578	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2018年 4月	2018年 5月	2018年 6月	2018年 7月	2018年 8月	2018年 9月
	最高	279.410	288.258	285.230	285.177	281.638	285.672
	最低	267.101	277.847	275.512	269.825	265.338	263.838

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

## 20. 税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	
	最高	3,056.399	3,618.247	3,797.710	3,950.453	3,847.177	
	最低	2,024.811	2,695.723	2,930.985	3,181.302	3,423.293	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2018年 4月	2018年 5月	2018年 6月	2018年 7月	2018年 8月	2018年 9月
	最高	3,823.356	3,877.499	3,981.666	3,984.608	3,970.254	4,029.108
	最低	3,714.198	3,805.731	3,829.754	3,917.235	3,903.493	3,928.352

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

## 21. 野村AIビジネス70(配当課税考慮済指数)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	
	最高	22,870.89	26,554.88	30,417.57	30,186.35	36,675.01	
	最低	13,924.55	20,665.33	25,011.42	22,188.60	28,581.10	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2018年 4月	2018年 5月	2018年 6月	2018年 7月	2018年 8月	2018年 9月
	最高	35,050.69	35,355.31	35,091.31	34,558.22	34,576.42	35,761.99
	最低	33,658.52	33,777.47	33,575.68	32,732.48	33,350.69	33,164.54

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

## 22. 野村日本株高ベータ・セレクト30(配当課税考慮済指数)の過去の推移



最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	
	最高	15,609.02	18,543.86	21,888.47	18,931.34	24,082.17	
	最低	9,147.71	12,799.38	16,808.16	12,520.14	17,666.71	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2018年 4月	2018年 5月	2018年 6月	2018年 7月	2018年 8月	2018年 9月
	最高	22,464.60	23,023.08	22,012.71	21,306.79	21,553.74	22,320.57
	最低	21,046.54	21,315.86	20,655.63	19,839.35	20,028.48	19,974.12

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

## 23．野村日本株低ベータ・セレクト50（配当課税考慮済指数）の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	
	最高	14,430.49	17,286.24	22,962.94	22,303.93	26,078.87	
	最低	10,112.73	13,102.29	16,641.50	18,832.58	21,746.35	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2018年 4月	2018年 5月	2018年 6月	2018年 7月	2018年 8月	2018年 9月
	最高	26,245.88	26,537.20	27,126.28	26,937.23	26,686.06	27,697.11
	最低	25,115.13	26,058.42	26,129.93	25,829.35	25,470.41	25,499.46

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

## 24．日経平均株価の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	
	最高	16,291.31	17,935.64	20,868.03	19,494.53	22,939.18	
	最低	10,486.99	13,910.16	16,795.96	14,952.02	18,335.63	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2018年 4月	2018年 5月	2018年 6月	2018年 7月	2018年 8月	2018年 9月
	最高	22,467.87	23,002.37	22,966.38	22,794.19	22,869.50	24,120.04
	最低	21,292.29	22,018.52	22,171.35	21,546.99	21,857.43	22,307.06

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。